

 公益社団法人北海道社会福祉士会

第 18 回 定 時 総 会 議 案 書

と き 2016年6月11（土）
ところ かでる2.7

公益社団法人北海道社会福祉士会
第18回定時総会次第

と き 2016年6月11日(土) 15:30~17:30(予定)
ところ 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2.7 5階 520研修室
出席者 理事
高橋修一・清野光彦・山崎加代子・山本幸治・櫻井宏樹
佐藤雅幸・島田剛・高橋通江・竹田匡・田巻憲史・野村宏之・林富子
芳賀憂子・原貴弘・福森星輔・三谷真理・湯浅弥・松本伊智朗

監 事 越前谷賢一・佐藤はるみ
相談役 柏浩文
事務局 堀川泰雄 小林多世 五十嵐綾

次 第

- 1 開会の辞
- 2 議長選出
- 3 資格審査委員選出(資格審査)
- 4 議事録署名人選出
- 5 会長挨拶
- 6 資格審査報告
- 7 議事
 - 議案第1号 2015年度事業報告(案)について 1
 - 議案第2号 2015年度収支決算報告(案)について 4 4
 - 議案第3号 2015年度監査報告(案)について 7 1
 - 議案第4号 組織体制の見直しにかかる関係規則の一部改正について .. 7 2
 - 議案第5号 役員選出規則の一部改正について 8 8
 - 議案第6号 代議員選任規則の廃止について 1 1 2
- 8 報告事項
 - 報告事項第1号 理事会承認事項について 1 1 3
- 9 議長退任
- 10 閉会の辞

2015年度事業報告（案）

【総括】

1 会員拡大と魅力ある組織づくり

本会としては、前年度に引き続き、生活困窮者自立支援法に関する政策提言を行い、職能団体としてソーシャルアクションを行うことができました。

また、新生涯研修制度については、基礎研修Ⅰ～Ⅲまでを実施することができ、103名の修了者が誕生するとともに、本部と支部が一体的に研修を実施する体制を整備することができました。

2 地区支部との連携強化と事業の一体化

本年度も地区支部長・事務局長会議を開催し、本部と支部の連携強化を図るとともに、「福祉何でも相談会」事業の実施など本部と支部が一体的に事業を実施することができました。また、各地区支部の会計担当者による研修会・情報交換会を開催するなどして、本部と支部の連結会計事務の円滑化にも努めました。

3 道民に信頼される組織づくり

本会として実施すべき事業の増加等により、各委員会の再編を目指すなどして、公益社団法人として道民に信頼される組織づくりに向けて検討を開始しました。

A.組織状況

1. 定款に定める目的（定款第3条より抜粋）

この法人は、社会福祉の援助を必要とする北海道民の生活と権利を擁護し、社会福祉に関する知識及び技術の道民への普及・啓発を行なうとともに、社会福祉事業に携わる専門職員に対する技能の研鑽を行なうことにより、地域福祉サービスの推進と発展を図り、もって北海道内における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

2. 定款に定める事業内容（定款第4条より抜粋）

- (1) 社会福祉の援助を必要とする北海道民の生活と権利の擁護に関する事業
- (2) 北海道民への社会福祉に関する知識及び技術の普及・啓発に関する事業
- (3) 社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する事業
- (4) 社会福祉士等の資格取得の支援に関する事業
- (5) 相談援助従事者の養成及び技術の研鑽に関する事業
- (6) 社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究に関する事業
- (7) 社会福祉団体その他の関係団体との連携に関する事業
- (8) 北海道福祉サービス第三者評価事業に関する事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

3. 会員の状況（2016年3月末現在）

北海道社会福祉士会会員数	1,726 名（組織率 20.08%）
--------------	---------------------

<地区支部別会員数>

道央地区支部	799 名
道南地区支部	129 名
道北地区支部	235 名
オホーツク地区支部	97 名
十勝地区支部	154 名
釧根地区支部	140 名
日胆地区支部	172 名

（参考）全国登録者数 190,109名（北海道登録者数 8,597名）

日本社会福祉士会会員数 38,196名（組織率 20.09%）

4. 主たる事務所の状況

主たる事務所：札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2.7 4階

5. 役員等に関する事項

<別表1>参照

B.事業実施状況 <2015年度事業計画に基づき報告します> (以下敬称略)

(1) 社会福祉の援助を必要とする北海道民の生活と権利の擁護に関する事業

■ **ばあとなあ北海道運営委員会**

1. 権利擁護・利用者支援事業の推進 ～権利擁護センター「ばあとなあ北海道」の運営

(1) 権利擁護・成年後見相談の実施 (2016年3月末現在) 月～金曜日 9時30分～16時30分

電話・来所相談 相談員の配置

区分		実績	前年度比較
相談方法	電話	49	+2
	来所	5	-4
	メール	0	±0
相談者	本人	5	-2
	家族・親戚	17	+1
	社会福祉士	5	-9
	施設等	27	+8
分野別	認知症	19	-8
	知的障がい	7	-1
	精神障がい	6	±0
	その他	22	+7
相談内容	制度全般	11	-12
	事例相談	43	
	後見人依頼	0	-4
	その他	0	-29
相談件数	合計	54	-2

(2) 後見活動の支援

① 家庭裁判所への候補者名簿提出及び成年後見人選任の調整

・ 家庭裁判所へ提出の後見人候補者数 (264 名)

札幌家庭裁判所 134 名、旭川家庭裁判所 33 名、釧路家庭裁判所 79 名、函館家庭裁判所 18 名

・ 後見人の選任 (2016 年 1 月末現在)

〔法定後見人等〕 (183 人 434 件)

地区支部名	受任者数 (昨年度比較)	受任件数 (昨年度比較)
道央	68 人 (+1)	110 件 (+11)
道南	14 人 (+1)	68 件 (+21)
道北	19 人 (±0)	61 件 (+16)
十勝	31 人 (+4)	59 件 (+14)
釧路	19 人 (-2)	63 件 (+10)
オホーツク	12 人 (+2)	21 件 (+5)
日胆	20 人 (+3)	52 件 (+7)
合計	183 人 (+9)	434 件 (+84)

〔任意後見契約〕 (13 人 15 件)

地区支部名	受任者数 (昨年度比較)	受任件数 (昨年度比較)
道央	6 人 (-1)	8 件 (-1)
道北	2 人 (±0)	2 件 (±0)
十勝	2 人 (±0)	2 件 (±0)
釧路	1 人 (+1)	1 件 (+1)
オホーツク	1 人 (±0)	1 件 (±0)
日胆	1 人 (+1)	1 件 (+1)
合計	13 人 (+1)	15 件 (+1)

〔保佐監督人〕 (1 人 1 件)

地区支部名	受任者数 (昨年度比較)	受任件数 (昨年度比較)
十勝	1 人 (±0)	1 件 (±0)

② ぱあとなあ登録及び報告書の管理・確認

③ ぱあとなあ北海道名簿登録者フォローアップ研修の開催

2015年9月5日（土）札幌市社会福祉総合センター 4階大集会室 参加者39人

「研修ガイダンス ～ぱあとなあ北海道の活動概要について」

講師 宮澤 英雄（運営委員長）

「後見実務と記録等について」

講師 細谷 義江（運営委員）

「社会福祉士賠償責任保険の概要について」

講師 近藤 昌樹 氏（株式会社マッシュ）

「福祉サービス利用における実務と留意点」

講師 清野 祥子（運営委員）

「後見人の倫理」

講師 平川 俊彦（運営委員）

④ 各地区支部におけるぱあとなあ登録者及び成年後見人受任者勉強会の開催

地区 支部	会議・研修名称（場所）	開催日	内容「テーマ」・講師	参加 人数
道央	第1回登録者学習会・意見 交換会 （かでる 2.7）	6月20日 （土）	「道央地区支部ぱあとなあの現況と新規受任 の流れ等について」 細谷 義江（会員）、長井 卷子（会員）	23名
	第2回登録者学習会・意見 交換会 （かでる 2.7）	8月29日 （土）	「死後事務について」 中村 謙司 氏 （司法書士 中村謙司事務所）	27名
	第3回登録者学習会・意見 交換会 （かでる 2.7）	11月21日 （土）	「後見人等としての活動報告」 鈴木 健（会員）	17名
	第4回登録者学習会・意見 交換会 （かでる 2.7）	2月20日 （土）	「債務があるケースの対応について」 萱原 麻希 氏 （リーガルサポート司法書士）	17名
道南	第1回道南ぱあとなあ登録 者フォローアップ研修 （特別養護老人ホーム俱 有）	9月20日 （日）	①道ぱあとなあ委員会からの連絡事項 ②実務上の疑問点について情報交換 ③関係機関との連携状況報告	12名
	第2回道南ぱあとなあ登録 者フォローアップ研修 （函館市総合福祉センタ ー）	2月9日 （火）	① 道ぱあとなあ委員会からの連絡事項 （定期報告の提出について、家裁への業務報告 について、非弁行為非司行為への注意喚起） ② 実務上の情報交換	7名
	成年後見事例検討会 （サンリフレ）	4月15日 （水）	・ 函館弁護士会との合同事例検討会 （認知症高齢者、精神障害者、知的障害者、未 成年後見などの事例を検討） ・ 消費者被害予防、救済のための実務上の留意 点に関する資料を学習 ・ マイナンバーの取り扱いについて	30～ 40名
	12月2日のみホテル法華 クラブ	6月17日 （水）		
		8月19日 （水）		
		10月21日 （水）		
		12月2日 （水）		
		2月17日 （水）		
道北	第1回ぱあとなあ北海道 道北地区支部研修（登録 者・受任者研修） （旭川市・ときわ市民ホー ル）	7月11日 （土）	講義「介護保険制度と高齢者の理解」グルー プワーク「専門職成年後見人活動について」 講師 幹事 平川 俊彦（会員） （リーガルサポート旭川支部の会員研修と合 同開催）	17名

	第 2 回ぱあとなあ北海道 道北地区支部研修（道北支 部秋季セミナーに兼ねる） （名寄市立大学）	11 月 7 日 （土）	受任ガイドラインについて・家裁後見報告方法 の変更と身上監護報告様式について 報告 幹事 平川 俊彦（会員）	35 名
オホー ツク	第 1 回権利擁護学習会 （北見市総合福祉会館）	6 月 27 日 （土）	・「全体会、並びに受任状況報告会」 ・報告事項、自己紹介と受任の状況について	6 名
	第 2 回権利擁護学習会 （北見市総合福祉会館）	8 月 30 日 （日）	・「弁護士の仕事」友澤弁護士 3 士の協働を考える ・懇親会開催	13 名
	第 3 回権利擁護学習会 （北見市総合福祉会館）	12 月 5 日 （土）	・「新しい報告様式について」 北見家庭裁判所 中野主任書記官 ・各自の受任状況・概要報告	13 名
	第 4 回権利擁護学習会 （北見市総合福祉会館）	2 月 6 日 （土）	・ぱあとなあ運営委員会の報告 ・事例報告「債務のあるケースの受任」 本見 研介（会員）	9 名
十勝	第 1 回フォローアップ研 修 （帯広市グリーンプラザ）	6 月 22 日 （月）	事例発表：中島 由昌（会員） 後見事務の基本的事項の振り返り 清野 光彦（会員）	14 名
	第 2 回フォローアップ研 修 （帯広市保健福祉センタ ー）	8 月 8 日 （土）	「専門職に期待すること」 土屋 賢吾 氏 （釧路家庭裁判所帯広支部 上席主任書記官） 「十勝管内に於ける成年後見制度の活用状況」 高橋 茂紀 氏 （十勝総合振興局保健環境部社会福祉課主幹） 「後見信託支援制度について」 酒井 勝巳 氏 （司法書士酒井綜合法務事務所） 情報交換	22 名
	第 3 回フォローアップ研 修 （帯広市グリーンプラザ）	9 月 7 日 （月）	事例発表 新規受任事例 河瀬 貴（会員） 家裁への定期報告様式変更情報 情報交換・提供 マイナンバーと後見業務等 清野 祥子（会員）	16 名
	第 4 回フォローアップ研 修 （もみじ乃）	1 月 11 日 （月）	新年交流会及び情報交換会	16 名
	第 5 回フォローアップ研 修 （帯広市グリーンプラザ）	3 月 7 日 （月）	受任会員による新規事例発表 柴田 聡美（会員） 事例提供 相続に関する家裁との協議・対応に関して 河瀬 貴（会員） 情報提供 被後見人の年金の開始及び生活保護の調整に 関して 清野 光彦（会員）	15 名
釧根	受任者会議 （釧路市社会福祉協議会）	5 月 25 日 （月）	受任状況の報告・意見交換等	11 名
	受任者会議 （釧路町あいぱーる）	7 月 21 日 （火）	「ターミナルケアについて」 講師 宮田 貴大 氏 （ふたば診療所）	10 名
	五士会 （わっと会議室）	9 月 3 日 （木）	「後見制度について」 講師 竹田 匡（会員） 事例報告 発表者 多田 摩由美（会員）（社会福祉士）	24 名
	受任者会議 （釧路町あいぱーる）	2 月 1 日 （月）	報告書の書き方について	11 名

	五士会 (わっと会議室)	3月23日 (水)	「専門職後見の活動報告」 事例報告 阿相 裕隆 氏 (弁護士) 事例報告 竹田 匡 (会員) (社会福祉士)	25名
日胆	第1回ばあとなあ登録 者・受任者研修会 (苫小牧市民活動センタ ー)	7月4日 (土)	『任意後見制度の利用契約と課題』 所属職能団体(弁護士会・行政書士会)の活動 と受任動向 岡 聖子 氏 (弁護士)、山崎 肇 氏 (行政書士) 活動報告、意見交換	8名
	第2回ばあとなあ登録 者・受任者研修会 (室蘭市中小企業センタ ー)	10月31日 (日)	受任者の活動報告、意見交換	6名
	第3回ばあとなあ登録 者・受任者研修会 (苫小牧市民活動センタ ー)	12月12日 (土)	初任者事例報告 事例報告者 安孫子 貴志 (会員) 2月報告書式について 活動報告、意見交換	8名
	第4回ばあとなあ登録 者・受任者研修会 (室蘭市中小企業センタ ー)	2月27日 (土)	受任者の活動報告、意見交換 インシデント案件の情報提供 非弁・非司行為への注意喚起	7名

(3) 成年後見・権利擁護活動の普及・啓発

① 各地区支部における成年後見・権利擁護セミナーの開催

地区 支部	名称(場所)	開催日	内容「テーマ」・講師	参加 人数
道央	権利擁護セミナー (札幌市民会館 わくわ くホリデーホール)	3月5日 (土)	「意思決定を尊重した人生の最終段階へ支援 ー医療事前指示書こと知っていますか?」 スーディ 神崎 和代 氏 (札幌市立大学大学院 教授)	64名
道南	道南権利擁護セミナーin 江差 (江差町保健センター)	10月18日 (日)	「成年後見制度について」 長谷山 哲平 (会員) 「日常生活自立支援事業について」 田上 香 (会員) 「成年後見活動を通じて」 岩佐 宏希 (会員)	30名
道北	第14回高齢者障害者の権 利擁護セミナー (旭川市大雪クリスタル ホール)	2月13日 (土)	「誰もが暮らしやすい地域を目指して」 制度説明「成年後見制度に関する制度説明」 鈴木 啓司 氏 (旭川家庭裁判所訟廷管理官) 制度PR 「日本司法支援センター(法テラス)のご案内」 富田 佳祐 氏 (日本司法支援センター旭川地方事務所(法テ ラス旭川) 常勤弁護士) 行政説明「障害者差別解消法の概要について」 高桑 和寿 氏 (旭川市福祉保険部障害福祉課長) パネルディスカッション「私たちが感じたこ と」 コーディネーター: 柴田 淳 (会員) (多機能型事業所ファブリカ 施設長) パネリスト: 山田 恵子 氏 (障がい者本人活動の会・北風の会副会長) 佐藤 祐 氏 (CIL ラピタ代表) 中島 邦宏 氏 (ぽかぽかハートのつどい会長)	156名

オホーツク	権利擁護セミナーin 美幌 (美幌町保健福祉総合センター)	10月27日 (火)	『なるほど！納得！任意後見制度』 講師：伊藤 正之 氏 (北見公証役場公証人)	59名
十勝	権利擁護セミナー (帯広市グリーンプラザ)	10月31日 (土)	実践報告① 「保護観察官の業務について」 久保田 康信 氏 (法務省 釧路保護観察所 帯広駐在官事務所 保護観察官) 実践報告② 「保護司の業務について」 山本 勝弘 氏 (帯広地区保護司会事務局長・保護司) 実践報告③ 「少年院の状況について」 山下 啓子 氏 (社会福祉士) (帯広少年院 法務技官兼法務教官) 講演 「触法障がい者・高齢者の地域生活支援について」 石井 隆 (会員) (北海道社会福祉協議会地域生活定着支援部長 北海道地域生活定着支援札幌センター所長)	60名
釧根	権利擁護セミナー (東武サウズヒルズ)	3月27日 (土)	・障がいへの理解 ・支えの信条	10名
日胆	成年後見・権利擁護セミナー (室蘭中小企業センター)	10月31日 (土)	テーマ「児童を取り巻く権利侵害の実態」 ～不登校・いじめ・虐待などを通して～ 講演Ⅰ 矢元 政行 氏 (室蘭市教育研究所 副事務局長) 講演Ⅱ 幅 三平 (会員) (北海道室蘭児童相談所 こども支援課長)	25名

② 成年後見制度活用講座の開催

2015年11月7日(土) 札幌市社会福祉総合センター 4階大集会室 参加者54人

「成年後見制度をどのように使うのか？」

講師 重藤 一郎 氏

「後見人とのよりよい連携のために」

事例報告(各運営委員から) 尾崎 仁美・多田 摩由美・岩佐 宏希

研究協議まとめ 清野 祥子(運営委員)

「申立て支援にかかるポイント」

講師 細谷 義江(運営委員)

③ 各種権利擁護関係研修会への講師派遣

- ・2015年度介護支援専門員更新研修・専門研修「権利擁護マネジメント」への講師派遣(計17回)
- ・2015年度南富良野町市民後見人フォローアップ研修会への講師派遣 10月22日(木)
- ・2015年度南区緑苑大学「権利擁護～成年後見制度～」への講師派遣 8月26日(水)

(4) 関係機関・職能団体との連携

<別表2>参照

(5) ぱあとなあ北海道運営委員会の運営

ぱあとなあ北海道運営委員会の開催

<別表3>参照

(6) ぱあとなあ北海道業務監査委員会の設置

1月7日(木) 業務監査委員会開催 委員4名(外部2名、内部2名)、理事3名

■ ケアマネジメント委員会

2. 介護保険・障がい者自立支援法への関わり

- (1) 介護認定審査会への委員派遣
(2) 障害程度区分認定審査会への委員派遣

<別表2>参照
<別表2>参照

3. 介護保険適正化事業への関わり

- (1) 介護保険適正化事業の受託（市町村適正化事業の委託市町村の開拓）
名寄市及び士別市より委託があり、岡田 しげひこ 氏・鈴木 英樹 氏（以上、理学療法士）、
奥田 龍人・村山 文彦・菅 しおり・山崎 加代子（以上、会員）を派遣した。

- ① 名寄市
日時：一次事業 6 月 26 日（金）
二次事業 11 月 12 日（木）～13 日（金）
② 士別市
日時：9 月 3 日（木）～4 日（金）
③ 津別町
日時：9 月 9 日（水）～10 日（木）

(2) 北海道民への社会福祉に関する知識及び技術の普及・啓発に関する事業

■ 企画総務委員会

1. 社会福祉士セミナーの開催

(1) 第47回社会福祉士セミナーの開催

場所	開催日	内容「テーマ」・講師	参加人数
かでの 2.7 1060 会議室	6 月 6 日 （土）	認知症を地域で支えるために ～今、そしてこれから私たちができること～ 実践報告Ⅰ 桃井 直樹 氏 （苫小牧市南地域包括支援センター 認知症地域支援推進員） 実践報告Ⅱ 高橋 聡 氏（主任介護支援専門員） （一般社団法人 北海道総合在宅ケア事業団 砂川市地域包括支援センター 管理者）	81 名

(2) 各地区支部における社会福祉士セミナーの開催

地区支部	場所	開催日	内容「テーマ」・講師	参加人数
道央	滝川市まちづくりセンターみんくる	6 月 28 日 （土）	テーマ「地域包括ケアを作る多職種連携について」 講師講師：笠松 信幸 氏 （社会福祉士・主任介護支援専門員 かさまつケアオフィス合同会社 代表 北海道介護支援専門員協会 副会長）	29 名
道南	ホテルテトラ	11 月 15 日 （日）	「司法と福祉の連携～道南のいま、これから」 講演 田村 満子 氏（たむらソーシャルネット） パネルディスカッション	110 名
道北	旭川市市民活動交流センター CoCoDe	5 月 23 日 （土）	春季セミナー 道北地区支部の会員相互による意見交換	38 名
	名寄市立大学	11 月 7 日 （土）	秋季セミナー ・ワールドカフェ方式で行う社会福祉士と学生の懇談会 ・「尊厳とは何か」をテーマにグループワークを実施	29 名

オホーツク	北見市民会館	3月5日 (土)	「この地域で暮らす～私らしい働き方～」 講師 中村 健治 氏 (おしまHOTかない) 柳谷 君予 氏 (オホーツク若者サポートステーション) 和泉 剛 氏 (北見市自立支援センター)	42 名
十勝	道新ホール 大会議室	2月6日 (土)	『地域包括ケアを支える相談援助職の役割』 ～自分らしく生きるを支える相談のあり方～ 菊地 雅洋 氏 (特別養護老人ホーム緑風園 総合施設長)	153 名
釧根		8月1日(土) ～2日(日)	ソリューション・フォーカスト・アプローチ研修 会Ⅱ 菱川 愛 氏 (東海大学健康科学部社会福祉学科 准教授)	58 名
日胆	苫小牧市民活動 センター	11月14日 (土)	実践報告「高齢者虐待対応・支援の現状について」 加藤 侑大 氏 (苫小牧市山手地域包括支援センター 管理者) 講演「高齢者虐待の現状と対応について」 講師 水沼 功 氏 (IGM法律事務所)	32 名

2. 北海道福祉人材センターへの協力

(1) 福祉職場ガイダンスへの会員の派遣・協力

北海道社会福祉協議会主催「福祉職場ガイダンス」(ロイトン札幌)に職員を派遣した。
8月19日(火)・12月10日(水) 山崎 加代子副会長・堀川 泰雄事務局長

3. 広報・情報活動の実施

(1) ホームページの管理及び運営・Facebookによる情報発信

一般向けには、当会主催の研修・セミナー案内、地区支部研修案内、他関係機関の研修等案内を掲載している。会員専用コンテンツについては、求人情報・規程集・総会議事録等を掲載している。

(3) 社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する事業

■ 生涯研修委員会

1. 生涯研修の促進

(1) 基礎研修Ⅰの開催 2015年度受講決定109名 研修修了者71名

第1回集合研修 (事前課題あり)	10:00 ～17:00	講義 社会福祉士のあゆみ 講義 日本社会福祉士会・都道府県社会福祉士会の組織 講義 生涯研修制度 演習 社会福祉士の専門性について考える
第2回集合研修 (事前課題あり)	10:00 ～17:00	講義 社会福祉士の共通基盤の理解 講義 倫理綱領・行動規範の理解 演習 社会福祉士の倫理綱領の現場適用

地区 支部	名称(場所)	開催日	講師	参加 人数
道央	第1回集合研修 (札幌市教育文化会館)	9月12日 (土)	福森 星輔(会員)、角田 広佑(会員)	41名
	第2回集合研修 (かでる2.7)	2月13日 (土)	志田原 実男(会員)、中上 美伸(会員) 吉田 圭吾(会員)、角田 広佑(会員)	30名
道南	第1回集合研修 (特別養護老人ホーム俱有)	9月19日 (土)	三谷 真理(会員)	12名
	第2回集合研修 (特別養護老人ホーム俱有)	2月20日 (土)	三谷 真理(会員)、渋谷 昌広(会員) 奥山 英梨香(会員)、本間 由美(会員)	12名
道北	第1回集合研修 (旭川市勤労者福祉会館)	9月19日 (土)	山口 昌宏(会員)、佐藤 雅幸(会員) 柴田 淳(会員)、平川 俊彦(会員) 渡邊 建司(会員)	14名
	第2回集合研修 (旭川市勤労者福祉会館)	2月20日 (土)	馬場 義人(会員)、平川 俊彦(会員) 渡邊 建司(会員)、綱淵 美穂(会員)	13名
オホー ツク	第1回集合研修 (北見市総合福祉会館)	9月12日 (土)	武田 学(会員)、原田 芙美子(会員) 大谷 綾子(会員)	3名
	第2回集合研修 (北見市総合福祉会館)	2月13日 (土)	武田 学(会員)、大谷 綾子(会員)	3名
十勝	第1回集合研修 (音更町文化センター)	9月12日 (土)	清野 光彦(会員)、東村 智之(会員) 有塚 亜美(会員)、石井 康弘(会員)	6名
	第2回集合研修 (音更町文化センター)	2月13日 (土)	宮澤 英雄(会員)、東村 智之(会員) 清野 敏彦(会員)、川元 希(会員) 石井 康浩(会員)	5名
釧根	第1回集合研修 (釧路専門学校)	9月19日 (土)	吉村 寿人(会員)	4名
	第2回集合研修 (釧路専門学校)	2月20日 (土)	竹田 匡(会員)、吉村 寿人(会員)	5名
日胆	第1回集合研修 (苫小牧市民活動センター)	9月19日 (土)	木村 明人(会員)、大塚 彰(会員) 玉木 秀幸(会員)、有澤 克英(会員)	9名
	第2回集合研修 (苫小牧市民活動センター)	2月20日 (土)	玉木 秀幸(会員)、櫻井 宏樹(会員) 有澤 克英(会員)、高橋 卓嗣(会員) 大塚 彰(会員)	5名

科目	テーマ	集合研修 開催地区 日程・担当者				
		道央	道北	十勝	釧根	函館
ソーシャルワーク 理論系Ⅰ	相談援助の視座と展開過程 (DVD活用講義1.5時間 演習1.5時間) * 事前課題あり	6月13日 (土) 福森 星輔 有澤 克英		6月20日 (土) 東村 智之 秋葉 和昭	6月13日 (土) 吉村 寿人	6月20日 (土) 三谷 真理
	実践のためのアプローチ (DVD活用講義1.5時間 演習1.5時間)	6月14日 (日) 福森 星輔 有澤 克英		6月21日 (日) 秋葉 和昭	6月14日 (日) 吉村 寿人	6月21日 (日) 三谷 真理
ソーシャルワーク 理論系Ⅰ	自立生活支援とコミュニティ ソーシャルワーク (DVD活用講義1.5時間 演習1.5時間)					
	実践事例演習 (6時間)	7月4日 (土) 三谷 真理	7月11日 (土) 馬場 義人	7月11日 (土) 寺本 圭祐 東村 智之		7月11日 (土) 三谷 真理
地域開発・政策系科目Ⅰ	社会資源の理解と 社会資源開発 (DVD活用講義1.5時間 演習1.5時間) * 事前課題あり	7月25日 (土) 有澤 克英		8月1日 (土) 堀田 満生 東村 智之 田巻 憲史		
	連携システムのあり方と ネットワークの構築 (DVD活用講義1.5時間 演習1.5時間)					
	地域における 福祉政策と福祉計画 (DVD活用講義1.5時間 演習1.5時間) * 事前課題あり	7月26日 (日) 有澤 克英		8月2日 (日) 秋葉 和昭 前 賢太郎 岡本 大輔 鳥瀬 一成		
	社会福祉調査の 方法と実際 (DVD活用講義1.5時間 演習1.5時間) * 修了課題あり					
人材育成系 科目Ⅰ	スーパービジョンとは (講義2時間)	① 8月23日(日) ② 9月13日(日) 札幌市 かでる2.7 石崎 剛(会員)・村山 文彦(会員)・斉藤 幸(会員) 田巻 憲史(会員)・三谷 真理(会員)				
	スーパービジョン モデルセッションを見る (講義・演習 2時間)					
	スーパーバイジー体験 (演習2時間)					

科目	テーマ	集合研修 開催地区 日程・担当者				
		道央	道北	十勝	釧根	函館
法学系科目Ⅰ 権利擁護・	社会福祉における法Ⅰ (DVD活用講義1.5時間 演習1.5時間)	10月10日 (土) 福森 星輔	10月3日 (土) 馬場 義人	10月3日 (土) 岡本 大輔 東村 智之 秋葉 和昭 寺本 圭祐		10月3日 (土) 中村 彰寿 斎藤 麻衣
	ソーシャルワークと 権利擁護の視点Ⅰ (DVD活用講義1.5時間 演習1.5時間)					
法学系科目Ⅰ 権利擁護・	社会福祉における法Ⅱ (DVD活用講義1.5時間 演習1.5時間)	10月11日 (日) 福森 星輔 近藤 尚也	10月4日 (日) 馬場 義人 勝山 美光	10月4日 (日) 岡本 大輔 東村 智之 秋葉 和昭 寺本 圭祐		10月4日 (日) 中村 彰寿 斎藤 麻衣
	ソーシャルワークと 権利擁護の視点Ⅱ (DVD活用講義1.5時間 演習1.5時間)					
実践研究系科目Ⅰ 実践評価・	実践研究の意義と方法 (DVD活用講義1.5時間 演習1.5時間)	11月14日 (土) 蛭名 幸恵 福森 星輔 近藤 尚也		11月7日 (土) 東村 智之 岡本 大輔 鳥瀬 一成		11月7日 (土) 斎藤 麻衣
	実践研究のための記録 (DVD活用講義1.5時間 演習1.5時間)	11月15日 (土) 蛭名 幸恵 福森 星輔 近藤 尚也		11月8日 (日) 東村 智之 岡本 大輔 鳥瀬 一成		11月8日 (日) 斎藤 麻衣
	実践評価の方法 (DVD活用講義1.5時間 演習1.5時間)					
	実践研究発表の方法 (講義2時間演習4時間) * 事前課題 * 修了課題あり	1月17日 (日) 講師 近藤 尚也 ファシリテーター 福森 星輔	1月16日 (土) 講師 近藤 尚也 ファシリテーター 高橋 通江	1月16日 (土) 講師 竹田 匡 ファシリテーター 東村 智之 堀田 満男 秋葉 和昭		

(3) 基礎研修Ⅲの開催 2015年度 受講決定13名 受講修了者10名 2014年度継続受講1名

群	研修番号	科目	テーマ	日	講師	会場
1	集合研修1	実践評価・実践研究系科目Ⅰ	・対人援助と事例研究 ・事例研究の基本枠組み ・事例研究の方法としてのケースカンファレンス ・事例研究のための事例のまとめ方 (中間課題)	6月7日 (日)	湯浅 弥	札幌市民ホール
	集合研修2	ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ	(事前課題) ・実践事例演習Ⅱ (科目修了レポート)	6月27日 (土)	西元 臣二	札幌中央区民センター
	集合研修3	実践評価・実践研究系科目Ⅰ	・模擬事例検討会 (科目修了レポート)	6月28日 (日)	近藤 尚也	札幌中央区民センター
2	集合研修4	権利擁護・法学系科目Ⅰ	(事前課題) ・意思決定の支援 (科目修了レポート)	7月26日 (日)	田巻 憲史	札幌北区民センター
3	集合研修5	地域開発・政策系科目Ⅰ	(事前課題) ・地域における福祉活動 (中間課題1.2)	7月25日 (土)	河野 和浩 馬場 義人	札幌北区民センター
	集合研修6		・地域の課題の解決に向けた 具体策について (科目修了レポート)	10月24日 (土)	馬場 義人 河野 和浩 田巻 憲史	かでの2.7
4	集合研修 DVD	サービス管理・経営系科目Ⅰ	・社会福祉の組織と組織マネジメント(職場内コーディネート)の意義、会議運営 ・情報共有・継続の仕組み(記録・カンファレンス・サービスの質の管理、サービス評価・第三者評価)	8月22日 (土)	山本 幸治 原 貴弘 田巻 憲史	札幌市民ホール
			・リスクマネジメント、苦情解決システム(苦情受付・分析・解決)、緊急介入事業の対処方法	8月23日 (日)	近藤 尚也 野村 宏之	札幌市民ホール
	集合研修7		(演習事前課題) ・事例研究(苦情・リスク・サービス評価) (科目修了レポート)	10月25日 (日)	山本 幸治 野村 宏之 原 貴弘 田巻 憲史	かでの2.7
5	集合研修8	人材育成系科目Ⅰ	スーパービジョンのモデルセッション	1月16日 (土)	村山 文彦 石崎 剛 斉藤 幸	かでの2.7
	集合研修9		新人教育プログラム	1月17日 (日)	三谷 真理 田巻 憲史	

(4) 各種全国会議への担当理事派遣
(5) 生涯研修委員会の運営

<別表2>参照
<別表3>参照

■ 現場実習指導者研修委員会

2. 社会福祉士養成のための現場実習指導者の育成

(1) 社会福祉士現場実習指導者養成研修会の開催

社会福祉士実習指導者講習会

場所：学校法人西野学園 札幌医学技術福祉歯科専門学校 10月10日（土）、11日（日） 修了者 96名

カリキュラム

1日目 10月10日（土）10：00～18：00

時 間	内 容	担当講師
9：45～10：00	オリエンテーション／開講式	
10：00～12：00	【講義】実習指導概論	越石 全（会員） （札幌医学技術福祉歯科専門学校教員）
12：45～14：45	【講義】実習マネジメント論	長濱 章雄（会員） （障害児入所施設 希望学園）
15：00～18：00	【講義】実習プログラミング論	丸山 正三（会員） （専門学校 日本福祉学院教員）

2日目 10月11日（日）9：00～18：00

9：00～10：00	【演習】実習プログラミング演習	丸山 正三（会員） （専門学校 日本福祉学院教員） 越石 全（会員） （札幌医学技術福祉歯科専門学校教員）
10：00～11：30	【講義】実習スーパービジョン論	越石 全（会員） （札幌医学技術福祉歯科専門学校教員）
12：30～18：00	【演習】実習スーパービジョン論	大友 芳恵（会員） （北海道医療大学 教授） 齋藤 幸（会員） （JCHO 北海道病院） 越石 全（会員） （札幌医学技術福祉歯科専門学校教員）
18：00～18：15	閉講式／修了証書授与	

(2) 「社会福祉士現場実習指導者養成フォローアップ研修会」の開催

・3月12日（土）10:00～16:00 札幌医学技術福祉歯科専門学校 参加者 34名

テーマ 実践倫理を基盤に置くスーパービジョン

講 師 米本 秀仁 氏（北星学園大学名誉教授）

丸山 正三（会員）（日本福祉学院）

神部 健史 氏（北広島リハビリセンター 特養部四恩園）

不動 宏平 氏（真栄病院）

武者 茜 氏（北星学園大学 社会福祉部福祉臨床学科 4年）

越石 全（会員）（札幌医学技術福祉歯科専門学校教員）

(3) 北海道ブロック社会福祉実習研究協議会への参加（越石委員参加）

①企画会議

名称	開催日	開催場所	開催時間
第1回企画会議	4月16日（木）	北星学園大学	18：30～
第2回企画会議	7月19日（木）	北星学園大学	18：30～
第3回企画会議	10月16日（金）	北星学園大学	18：30～
第4回企画会議	11月22日（金）	北星学園大学	18：30～

②運営会議

名称	開催日	開催場所	開催時間
第1回運営会議	5月19日（土）	北星学園大学	14：00～
第2回運営会議	8月18日（土）	旭川大学	14：00～
第3回運営会議	11月16日（金）	北星学園大学	18：30～
第4回運営会議	12月19日（金）	北星学園大学	18：30～

- (4) 社会福祉実習セミナー・研修会への参加 現場実習指導者研修委員（会員）
- ・施設ソーシャルワーク実習9機能モデル研修会 7月11日（土）北翔大学
 - ・2015年度 社会福祉実習協力施設・機関会議への出席 7月28日（火）北海道医療大学
 - ・北海道ブロック社会福祉実習セミナー 11月7日（土）・8日（日）北星学園大学
 - ・2015年北海道ブロック相談援助実習指導者のためのスタートアップ研修
ー評価表から作る実習プログラムー 12月12日（土）北星学園大学
 - ・社会福祉士養成教育研修会 テーマ：チームアプローチ理解に向けたソーシャルワーク教育の展開
2月20日（土）13：30～17：30 北星学園大学

■ 地域包括支援センター支援委員会

3. 地域包括ケアの推進

- (1) 高齢者虐待対応現任者標準研修の開催 （場所：かでる2.7 参加人数 102名）

1日目 5月27日（水） 9：20～17：00

科目①「高齢者虐待防止法と市町村の責務」講師：末長 宏章 氏（末長法律事務所 弁護士）
科目②「高齢者虐待と権利擁護」石崎 剛（会員）（札幌市厚別区第2地域包括支援センター長）
科目③「初動期」講師：浅野 豊（会員）（苫小牧市中央地域包括支援センター管理者）

2日目 5月28日（木） 9：30～17：30

科目④「対応段階」講師：定田 康寛（会員）（網走市東部・呼人・南部地域包括支援センター）
科目⑤「評価と終結」講師：高橋 通江（会員）（永山地域包括支援センター）
「養介護施設従事者による高齢者虐待対応の流れ」
講師：今井 敦（会員）（神楽・西神楽地域包括支援センター長）

3日目 5月29日（金） 9：30～16：40

科目⑥「総合演習」 講師：坪井 一身（会員）（帯広市成年後見支援センター主任）
講師：佐々木 康寛（会員）（函館市地域包括支援センター厚生院支援相談係長）

- (2) 施設職員向け高齢者虐待対応研修会の開催 ※障がい者等地域包括支援委員会と合同開催（17頁参照）

- (3) 地域包括支援センターネットワーク実践力研修会の開催

（場所：札幌市産業振興センター 参加人数 31名）

1日目 10月3日（土）12：45～17：30

講 義 「ソーシャルワーク実践におけるネットワーク構築・活用の意義」
講師：中澤 伸 氏（社会福祉法人川崎聖風福祉会）
演習① 「個と地域の一体的アプローチ」
講師：中 恵美 氏（金沢市地域包括支援センターとびうめ）

2日目 10月4日（日）9：00～16：15

演習② 「組織・関係機関のネットワークづくり」
講師：中澤 伸 氏（社会福祉法人川崎聖風福祉会）
演習③ 「地域ネットワークづくり」
講師：梅本 政隆 氏（大牟田市役所）
研修のふりかえり 講師：梅本 政隆 氏（大牟田市役所）
中澤 伸 氏（社会福祉法人川崎聖風福祉会）
中 恵美 氏（金沢市地域包括支援センターとびうめ）

- (4) 地域包括支援センター権利擁護実践研修会の開催

名称（場所）	開催日	内容「テーマ」・講師	参加人数
地域包括支援センター職員対象「権利擁護実践」研修会（かでる2.7）	11月29日（土）	講義「成年後見支援センターと地域包括支援センターとの連携について」 シンポジスト 井上 雅敬（会員） （釧路市権利擁護成年後見センター センター長） 坪井 一身（会員） （帯広市成年後見支援センター 主任） コーディネーター 浅野 豊（会員） （苫小牧市中央地域包括支援センター 管理者）	50名

		演習「利用者をはじめ、家族や関係者に対し、成年後見制度活用が必要であることの説明力について」 田村 満子（公益社団法人日本社会福祉士会 前副会長）	
--	--	--	--

(5) 各地区支部における地域包括支援センター社会福祉士研修会の開催

地区支部	名称（場所）	開催日	内容「テーマ」・講師	参加人数
道央	評価シート活用研修（わくわくホリデーホール）	3月5日（土）	「自己評価ワークブック研修」 石崎 剛（会員） （札幌市厚別区第2地域包括支援センター長）	12名
	権利擁護研修（アスティ45 北海道医療大学サテライトキャンパス）	10月31日（土）	「お金にまつわる疑問点」 井川 寿幸氏（札幌弁護士会）	8名
	権利擁護研修（わくわくホリデーホール）	3月5日（土）	「意思決定を尊重した人生の最終段階の支援-医療事前指示書のことを知っていますか？」 スーディ 神崎 和代氏 （札幌市立大学看護学部 教授）	64名
道南	地域包括支援センター社会福祉士「評価シート」活用研修（函館百楽園）	3月24日（木）	評価シートの活用について 内容：模擬事例を使用してのグループワーク、ケア会議事例より「地域レベル」を考える 佐々木 康寛（会員） （函館市地域包括支援センター厚生院支援相談係長）	24名
道北	地域包括支援センター職員研修～地域づくりを考える～（旭川市市民文化会館）	9月11日（金）	講義「地域包括支援センター評価シートから地域包括ケアを考える」 演習「個別の事例から地域の仕組みづくりを考える」 松林 邦昭（会員） （旭川市社会福祉協議会）	32名
オホーツク	地域包括支援センター社会福祉士従事者研修 評価シート研修（北見市役所）	7月30日（木）	「評価シート」の活用について 北見市地域包括支援センター連絡協議会社会福祉士部会との共催 内容：評価シートの概要、構造を講義し、個人のシートを実施しその内容をもとにグループワークを行った。 定田 康寛（会員） （網走市地域包括支援センターあばしり東）	9名
十勝	地域包括支援センター「評価シート活用研修」（帯広市グリーンプラザ）	3月25日（金）	講義「評価シートの概要について」 演習：評価シートによる業務の振り返り 地域包括ケアシステム構築につなげるための事例検討 坪井 一身（会員） （帯広市成年後見支援センター）	6名
釧路	地域包括支援センター等意見交換会	1月27日（水）	「地域包括支援センター自己評価シートを活用し、地域への働きかけを振り返る」 坪井 一身（会員） （帯広市成年後見支援センター） 井上 雅敬（会員） （釧路市社会福祉協議会） 「地域ケア会議のあり方の再確認」 竹田 匡（釧路地区支部長） （釧路町役場）	42名
日胆	未実施			

(6) 各地区支部における虐待対応等研修会の開催

地区 支部	名称（場所）	開催日	内容「テーマ」・講師	参加 人数
道央	高齢者虐待対応 研修（かでる2.7）	2月6日 （土）	「セルフネグレクトと高齢者虐待の関係について」 奥田 龍人（会員）（NPO 法人シーズネット理事長）	48 名
道南	高齢者虐待対応 研修 （コミュニティ ホール こん）	12月4日 （金）	「医療従事者へ的高齢者虐待防止研修会を開催して」 小林 沙貴（会員） （函館市地域包括支援センター厚生院副主任支援相談 員） 「地域へ的高齢者虐待防止の普及、啓発について」 佐々木 康寛（会員） （函館市地域包括支援センター厚生院支援相談係長）	26 名
道北	高齢者虐待対応 ソーシャルワ ーク（基本編）研修 会 （旭川地場産業 振興センター）	2月25日 （木）	講義「高齢者虐待における地域包括支援センターの役 割と必要な視点について」 演習「1つの事例から高齢者虐待の対応における業務 上の課題と初動の対応について考える」 石崎 剛（会員） （札幌市厚別区第2地域包括支援センター長）	22 名
オホー ツク	地域包括支援セ ンター意見交換 会「虐待対応ソー シャルワーク研 修 （端野町公民館）	11月24日 （木）	講義「高齢者虐待対応専門職チームによる弁護士・社 会福祉士との連携とその効果について」 演習「初動期の対応について」 佐藤 智大弁護士（青天法律事務所）	63 名
十勝	養介護施設従事 者等虐待研修 （十勝総合振興 局）	2月19日 （金）	講義「養介護施設従事者による高齢者虐待の基本的な 考え方と視点について」 演習「施設内での虐待を防止するための視点について 確認する（事例検討）」 今井 敦（会員） （旭川市神楽・西神楽地域包括支援センター所長）	126 名
釧根	虐待防止プロジ ェクト2015	2月28日 （日）	虐待防止プロジェクト2015 『虐待防止関連4法に関する実践報告研修会』	194 名
日胆	高齢者虐待対応 支援研修 （苫小牧市民活 動センター）	8月26日 （水）	「高齢者虐待における初動期対応について」 石崎 剛（会員） （札幌市厚別区第2地域包括支援センター長） 対象：東胆振管内 行政、包括、弁護士	44 名
	地域包括支援セ ンター職員 高 齢者虐待研修（老 人保健施設憩）	2月19日 （金）	「高齢者虐待の初動対応について」～事例の経過を踏 まえて～（講義・演習） 浅野 豊（会員） （苫小牧市中央地域包括支援センター 管理者） 対象：西胆振ブロック地域包括支援センター職員	17 名

(7) 地域包括支援センター支援委員会の運営

<別表3>参照

(8) 北海道地域包括・在宅介護支援センター協議会と連携を行なった。（運営委員派遣）

<別表2>参照

(9) 各種全国会議への派遣

<別表2>参照

(10) その他「北海道高齢者総合相談・虐待防止センター」との連携

<別表2>参照

■ 企画総務委員会

1. 国家試験対策の推進

(1) 全国統一模擬試験の実施

10月24日（土）

- ① 札幌会場：札幌市社会福祉総合センター 受験者 36 名（申込 38 名）
- ② 釧路会場：釧路専門学校 受験者 8 名（申込 8 名）
- ③ 函館会場：函館ポリテクセンター 受験者 7 名（申込 7 名）
- ④ 帯広会場：帯広市民文化ホール 受験者 6 名（申込 7 名）
- ⑤ 北見会場：北見市社会福祉協議会 受験者 4 名（申込 4 名）
- ⑥ 自宅受験：8 名

- ⑦ 団体受験：名寄市立大学（49名）・北翔大学（12名）・北海道医療大学（57名）
- (2) 受験生激励・入会促進活動
第28回社会福祉士国家試験当日、札幌・釧路会場において受験生の激励文を配布した。

(5) 相談援助従事者の養成及び技術の研鑽に関する事業

■ ケアマネジメント委員会

1. 介護保険の推進及びケアマネジメントの普及

- (1) 介護支援専門員模擬試験の実施 8月2日（土） 苫小牧市労働福祉センター 参加者 8名
- (2) 介護支援専門員模擬試験解説講義DVD 販売 1枚
- (3) ケアマネジメント委員会

<別表3>参照

■ 障がい者等地域生活支援委員会

2. 障がい者自立支援法の推進及び障がい者ケアマネジメントの普及

- (1) 障がい者等地域生活支援セミナーの開催 ※地域包括支援センター支援委員会と合同開催

名称（場所）	開催日	内容「テーマ」・講師	参加人数
「虐待防止研修会」 （かでの2.7）	8月29日 （土）	講義「障害者虐待防止法の基本的理解と、高齢者虐待防止法の概要について」 講師：佐藤 智大 氏（札幌弁護士会 弁護士） 特別講座「知的障害とともに生きてきた私のこれまでのふりかえって」 話題提供 佐藤 晴美 氏 聞き手 西中 裕一（会員） 演習・講義 講師：三井 弘己（会員） （社会福祉法人栄和会 特別養護老人ホームひらおか梅花実 施設長） 演習①「同僚の仕事から」（事例） 演習②「新任介護職員の声から」 演習③「虐待発生後の対応について」 講義 研修のまとめと振り返り	137名 <内訳> （障害分野から参加） 90名 （高齢分野から参加） 47名

日本社会福祉士会養介護施設における虐待防止に関する実証的研究委員会が作成したプログラムを活用し実施した。

- (2) 障がい者等地域生活支援委員会の運営

<別表3>参照

(6) 社会福祉団体その他の関係団体との連携に関する事業

■ 企画総務委員会

1. 関係団体等との連携

<別表2>参照

- (1) 日本社会福祉士会との協働
- (2) ソーシャルワーク関係団体（北海道介護福祉士会、北海道医療ソーシャルワーカー協会、北海道精神保健福祉士協会）との連携
（日時）3月25日（金）（札幌市）
- (3) 北海道医師会、弁護士会、司法書士会他関係団体との連携
- (4) その他、会活動にとって有益となる事業への共催、協賛等

(7) 北海道福祉サービス第三者評価事業に関する事業

■ 事業部会（北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構）

1. 北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構の運営

- (1) 認証委員会・基準等委員会（部会）の開催

委員会の名称	開催年月日	開催場所
社会的養護関係施設研修会打ち合わせ	5月25日（月）	社会福祉士会事務局会議室
推進支援会議	5月25日（月）	札幌市社会福祉総合センター
保育部会	7月23日（木）	社会福祉士会事務局会議室
高齢部会	10月27日（火）	社会福祉士会事務局会議室
基準等委員会・認証委員会合同会議	2月12日（金）	札幌市社会福祉総合センター
保育部会	3月16日（水）	社会福祉士会事務局会議室
第1回認証委員会	3月29日（火）	社会福祉士会事務局会議室

(2) 評価機関の認証

評価機関数 8 評価機関（2015 年度末に 1 機関の新規認証を行った。）

(3) 評価事業普及協議会（全社協主催・東京）への参加

会議の名称	開催年月日	開催場所	参加者
評価事業普及協議会	6 月 15 日（月）	全社協（新霞ヶ関ビル）	五十嵐 綾（事務局）

(4) 評価調査者養成研修の開催（①②ともに札幌市社会福祉総合センター）

3日間 ① 9月21日（月）～22日（火）／参加者32名

② 11月21日（土）／参加者27名

(5) 自己評価研修会の開催

① 社会的養護関係施設編／8月29日（土）／札幌市社会福祉総合センター／参加者15名

② 保育編／10月3日（土）／札幌市社会福祉総合センター／参加者42名

③ 高齢編／12月12日（土）／札幌市社会福祉総合センター／参加者41名

評価実施件数	12 事業所・施設	障がい分野	6	事業所・施設
		児童分野	0	事業所・施設
		保育分野	5	事業所・施設
		高齢者分野	0	事業所・施設
		救護分野	1	事業所・施設
	累計 158 事業所・施設	障がい分野	77	
		児童分野	11	
		保育分野	44	
		高齢者分野	22	
		救護分野	4	

・評価調査者指導者研修

会議の名称	開催年月日	開催場所
評価調査者指導者養成研修（東京）	全国社会福祉協議会主催 6 月 22 日（月）～25 日（木）	北海道からは 2 名参加 鈴木 正子（サード・アイ） 武田 志津子（サード・アイ）

(8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

■ 生活困難者支援委員会

1. 福祉なんでも相談会の開催

(1) 福祉なんでも相談会を、ソーシャルワーカーデーにあわせて開催した。

地域によっては、相談会を継続的に開催した。

(2) 委員会の開催

福祉なんでも相談会について、振り返り、今後のあり方について検討した。

(3) 委員会活動の通信を発行した。

<別表3>参照

■ 災害対策委員会

(1) 委員会の開催

<別表 3>参照

(2) 災害支援マニュアル・災害支援ガイドラインの作成に向けて検討した。

(3) 研修への派遣

<別表 2>参照

■ 司法分野との連携特別委員会

(1) 委員会の開催

<別表3>参照

委員会を開催した。

回数	開催年月日	開催場所	参加人数
第 1 回目	9 月 13 日（日）	かでの 2.7	9 名
第 2 回目	12 月 12 日（土）	かでの 2.7	9 名
第 3 回目	3 月 13 日（日）	かでの 2.7	9 名

(2) 学習会の開催

「司法分野における社会福祉士の関与のあり方を考えるに関する連携スキーム検討事業」の学習会を行った。

・開催 2016年3月13日 かでる2.7 参加者：50名

(3) 委員会活動の通信を発行した。

C.組織・運営の強化

I 事務所の運営、専従職員の配置

1. 独立事務所の運営

札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2.7 4階

電話：011-213-1313 FAX：011-213-1314 E-Mail：info@hokkaido-csw.or.jp

電話は平日の9:30～12:00、13:00～16:30で対応した。

2. 専従職員を週5日（平日）配置した。

・小林 多世事務局員・五十嵐 綾事務局員（ぱあとなあ北海道相談員兼務）

3. 専従事務局長（堀川 泰雄）を配置し、法人運営、労務管理等に当たった。

II 地区支部組織の強化

1. 地区支部活動への助成

3,402,000円

（1地区支部あたり配分金）

共通経費分	50,000円	
会員割	500円×会員数	
必須事業分	210,000円	社会福祉士セミナー、評価シート研修、虐待対応研修、権利擁護研修、ぱあとなあ研修
独自事業分	100,000円	

地区支部事業報告

（必須事業については、本部と連動しての開催であり、本部各委員会から報告）

道央地区支部

◇独自事業

(1) セミナー・研修会

研修名称・場所	開催日	内容（テーマ）・講師	参加人数	共催
共通基盤研修 地域支援（石狩ブロック主催） 江別市大麻公民会館	8月29日（土）	テーマ千歳版！！地域包括ケアシステム構築に向けた取り組み～何から始める！？地域包括ケア作り～ 講師：及川 進 氏	33名	
共通基盤研修 福祉経営（後志ブロック主催） 小樽市運河プラザ	10月25日（土）	「コミュニケーション技法の講義及び面接技法の演習」 講師：佐藤 珠美 氏	36名	北海道介護福祉士会後志支部
2015年度北海道社会福祉士会道央地区支部石狩ブロック研修会 特別養護老人ホームやまとの里	9月24日（木）	テーマ『「そーしゃるわーかー」って何だろう！』～ケアカフェ方式での意見交換研修会～	38名	ちとせの介護医療連携の会
2015年度北海道社会福祉士会道央地区支部石狩ブロック研修会 北広島市芸術文化ホール	2月6日（土）	がん終末期患者への退院調整について・社会福祉士として必要な支援とは何か？ 講師：重永 直善 氏 （市立千歳市民病院 地域医療連携課 係長）	19名	
石狩ブロック江別市社会福祉士研修 江別市野幌セレモニー林	7月10日（金）	ESSA 江別市の社会福祉士集まれ	41名	

石狩ブロック江別市社会福祉士研修 江別市総合社会福祉センター（江別市社会福祉協議会）	10月21日（水）	ESSA 江別市の社会福祉士集まれ「生活困窮者自立支援事業について」	30名	
	12月9日（水）	ESSA 江別市の社会福祉士集まれ「保健福祉の動向」の講義とグループワーク	16名	
	2月24日（水）	ESSA 江別市の社会福祉士集まれ『社会福祉士による地域ケア会議』	26名	

(2) 学習会・勉強会

学習会名称・場所	開催日	内容（テーマ）・講師	参加人数	共催
札幌ブロック会員サロン 札幌市社会福祉総合センター	8月28日（金）	テーマ「生活保護ケースワーカー業務の実際 - 専門職に期待すること」	24名	
	11月25日（水）	テーマ「生活困窮者支援制度の実際 - 専門職との連携に期待すること - 」	15名	
	2月26日（金）	「更生保護 - 立ち直りを支える仕組み - 」	19名	
CHUMMED UP CSW	10月14日（水）	近隣で活躍している社会福祉士同士の情報交換	14名	
	12月7日（月）	近隣で活躍している社会福祉士同士の情報交換	5名	
	3月9日（水）	近隣で活躍している社会福祉士同士の情報交換・基礎研修Ⅱ実践課題報告（調査・研究）	4名	

(3) 福祉なんでも相談会

場所	開催日	参加人数（スタッフ含）
キャリアフィット	12月5日（土）	13名

◇その他

(1) 総会・役員会・委員会

総会・会議名称	開催日	参加人数	備考
道央地区支部全体会	6月28日（土）	467名	（出席数 18名、書面表決 182名、委任状 267名）
第1回 幹事会議	4月30日（月）	9名	
第2回 幹事会議	6月28日（日）	18名	
第3回 幹事会議	2月8日（月）	8名	
札幌ブロック会議	9月8日（火）	7名	
	11月12日（木）	5名	
	2月2日（火）	5名	
石狩ブロック会議	5月25日（月）	6名	
	9月10日（木）	6名	
	11月16日（月）	8名	
空知ブロック会議	12月22日（火）	5名	
後志ブロック会議	適時メールでやり取りを行う。		

道南地区支部

◇独自事業

(1) セミナー・研修会

研修名称、場所	開催日	内容（テーマ）・講師	参加人数	共催
司法連携研修会 弁護士会館	9月14日（月）	「司法と福祉の連携について」	12名	函館弁護士会
司法連携研修会 弁護士会館	1月18日（月）	「司法と福祉の連携について」	10名	函館弁護士会
司法連携研修会 弁護士会館	3月24日（木）	「司法と福祉の連携について」	9名	函館弁護士会

道南 SW 三団体 合同研修会	2月6日 (土)	SWのメンタルヘルスケア 諏訪 麻依子 氏(臨床心理士) (北海道大学保健センター カウンセ ラー)	85名 (三団 体合計)	北海道医療ソーシャル ワーカー協会南支 部・北海道精神保健 福祉士道南ブロック
--------------------	-------------	---	--------------------	--

(2) 学習会・勉強会

研修名称、場所	開催日	内容(テーマ)・講師	参加人数	共催
5月定例会 北海道教育大函 館校	5月19日 (金)	「ハーグ条約の概要と実際」 話題提供者 大月 侑美 氏(社会福祉士) (外務省ハーグ条約専門員)	12名	
7月定例会 有料老人ホーム こん	7月24日 (金)	「会員実践報告 高次脳機能障害の人への支 援～3年目を迎えて」 話題提供者 奥山 英梨香(会員) (NPO 法人脳外傷友の会コロポックル道南)	8名	
9月定例会 有料老人ホーム こん	9月18日 (金)	「会員実践報告 障害者差別解消法について ～みんなで考えたいこと」 話題提供者 藤原 茂法(会員) (渡島檜山圏域障がい者総合相談支援センタ ーめい)	15名	
11月定例会 国立病院機構函 館病院	11月20日 (金)	「自立援助ホームふくろうの家 現状と課題 を知る」 話題提供者 高橋 一正 氏 (NPO 法人青少年の自立を支える道南の会 青少年自立援助ホームふくろうの家 所長)	18名	
1月定例会 国立病院機構函 館病院	1月15日 (金)	「最近の精神保健福祉の動向～社会福祉士に 期待すること～」 講師 丹羽 ひとみ 氏 (北海道渡島総合振興局保健環境部保健行政 室健康推進課 健康支援係長兼主査(健康危機 管理))	21名	
3月定例会 北海道教育大函 館校	3月18日 (金)	「よりよい相談援助実習とは」 事例プログラム(障がい者事業所、病院、地域 包括、特養)の発表をもとに、出席者で意見交 換をした。	18名 うち非会員4名 (M協会2名、 養成校教員2 名)	

(3) 他の会議への出席、派遣等

事業名称	開催日	事業内容	参加人数	出席者等
函館市要援護高 齢者・障がい者対 策協議会	年2回 (研修会 年1回)	函館市保健福祉部高齢福祉課所管 委員委嘱		委員受嘱 湯浅 弥(会員)
函館市市民後見 フォローアップ 研修	3月1日	函館市保健福祉部高齢福祉部所管 研修講師		講師受諾 湯浅 弥 岩佐宏希
函館市市民後見 人活動マニユア ル作成委員会	2月3日 2月26日 3月23日	委員委嘱		岩佐宏希

(4) 広報に関すること(広報誌の発行、ホームページ運営等) 発行部数

主な内容	発行部数(方法)	発行月
メールにて研修会等の情報提供	メーリングリスト登録者に送信	随時
定例会案内	120部(会員に郵送)	随時

◇その他

(1) 総会・役員会・委員会

総会・会議名称	開催日	参加人数
2015 年度道南地区支部全体会（コミュニティホールこん）	6 月 13 日（土）	12 名
第 1 回役員会	6 月 24 日（水）	6 名
第 2 回役員会	9 月 20 日（日）	7 名
第 3 回役員会	12 月 21 日（月）	5 名
第 4 回役員会	3 月 11 日（金）	4 名

道北地区支部

◇独自事業

(1) セミナー・研修会

研修名称・場所	開催日	内容（テーマ）・講師	参加人数	主催／共催
上川北部ブロック活動		活動実績なし		
上川中部ブロック活動	随時	DVD「面接への招待」・「気づきの事例検討会」の貸し出し	1 件	主催／道北社会福祉士会上川中部ブロック
	8 月 27 日（木）	交流事業「ワーカーズ・サロン」① 『顔の見える連携・各職の団体の紹介』 講師 山口 昌宏（会員） （道北地区支部 支部長） 山田 純一 氏 （北海道医療ソーシャルワーカー協会 北支部 医療福祉活動部長） 樺本 とよみ 氏 （北海道精神保健福祉士協会 道北ブロック理事） 青山 こずえ 氏 （北海道介護福祉士協会道北支部 支部長）	43 名	主催／道北社会福祉士会上川中部ブロック 共催／北海道医療ソーシャルワーカー協会北支部、北海道精神福祉士協会道北ブロック、北海道介護福祉士協会道北支部
	12 月 3 日（木）	交流事業「ワーカーズ・サロン」② 『顔の見える連携 障害者・高齢者の性と恋愛編』 当事者同士・支援者に対して・性に関する事・接し方...そんな悩みを共有し解決のヒントを見つけよう！	41 名	同上
	3 月 2 日（水）	交流事業「ワーカーズ・サロン」③ 『顔の見える連携 対人援助技術編』 面接手法と利用者とのいい関係の作り方 講師 中澤 香織 氏 （旭川大学保健福祉学部コミュニティ福祉学科教授）	28 名	同上
上川南部ブロック活動	2 月 27 日（土）	上川南部ブロック研修会 研修「富良野市における生活困窮者、自立支援の現状について」 講師 明石 吉史 氏 （富良野市社会福祉協議会 富良野市自立相談支援センター地域支援課長） 協議「2016 年度上川南部ブロック ブロック活動について」	16 名（うち会員 8 名）	主催／道北社会福祉士会上川南部ブロック
留萌ブロック活動		活動実績なし		

宗谷ブロック活動	11月28日 (土)	「生活困窮者自立支援事業の概要と生活困窮者への取組について」 講師 糺屋 義明 氏 (稚内市社会福祉協議会事務局長) 「社会福祉士の活動について」 講師 佐藤 雅幸 (会員) (道北地区支部 副支部長) 自己紹介・意見交換	20名 (うち会員8名、 非会員12名)	主催／道北社会福祉士会宗谷ブロック
青年部活動 (若手の会員や未会員に対して研修を行い、支援の質の向上を図るとともに、加入率向上、将来の支部運営を担う人材養成を目的とした活動)	8月29日 (土)	「仕事の悩みをみんなでぶっちゃけよう！」 「社会福祉士の活動」 講師 山口 昌宏 (会員) (道北地区支部 支部長)	17名	主催／道北社会福祉士会
	1月30日 (土)	「社会福祉士による「自己決定」に対する支援への取組について～旭川で権利擁護のシステム作りに関わってこられた白戸氏からのお話～」 講師 白戸 一秀 (会員) (元旭川大学保健福祉学部コミュニティ福祉学科 教授)	16名	同上

(2) 学習会・勉強会

研修名称、場所	開催日	内容(テーマ)・講師	参加人数	共催
春季公開セミナー(旭川市市民活動交流センターCoCoDe)	5月23日 (土)	「生活困窮者自立支援事業の概要と生活困窮者への支援の取組について」 講師 大滝 いずみ 氏 (旭川市福祉保険部生活支援課)	43名	主催／道北社会福祉士会
秋季市民公開セミナー(名寄市立大学)	11月7日 (土)	「女性と子どもの生活困窮の背景と課題」 講師 吉中 季子 氏 (名寄市立大学保健福祉学部社会福祉学科 准教授) 「病気と障害のある子どもの発達と生活の貧困とその支援」 講師 小野川 文子 氏 (名寄市立大学保健福祉学部社会福祉学科 准教授)	123名	主催／道北社会福祉士会

(3) 他の会議への出席、派遣等

事業名称	開催日	事業内容	参加人数	出席者等
旭川市地域包括支援センター運営協議会	随時	委員推薦 (任期：2015～2017年度)	1名	福島監査を推薦
旭川成年後見支援センター運営委員会・同市民後見人検討部会 (旭川市社会福祉協議会)	随時	委員推薦 (任期：2015年度)	1名	平川幹事を推薦
旭川成年後見支援センター受任調整会議 (旭川市社会福祉協議会)	随時	委員推薦 (任期：2015年度)	3名	山口支部長、柴田会計 平川幹事を推薦
猿払村後見実施機関設立準備委員会 (猿払村社会福祉協議会)	随時	委員推薦 (任期：2015～2016年度)	1名	平川幹事を推薦
家事関係機関との連絡協議会 (旭川家庭裁判所)	2月24日 (水)	後見事務の実務上の諸問題等について協議	4名	高橋副支部長 平川幹事、福島監査 林会員を推薦

旭川成年後見支援センター・普及啓発講演会	9月5日 (土)	事例報告者推薦	1名	山田幹事を推薦
旭川成年後見センター市民後見人養成研修 (旭川市社会福祉協議会)	11月1日 (土) 11月8日 (土)	講師、ファシリテーター推薦	7名	山口支部長、柴田会計 平川幹事、西中会員 久保田会員、長濱会員 林会員を推薦
旭川成年後見支援センター・市民後見人受任時研修	5月13日 (水) 2月3日 (水)	講師推薦	2名	山口支部長、平田会員を 推薦
上川中部北4町だれもが暮らしやすい地域づくり研修会	7月24日 (金)	講師推薦	1名	平川幹事を推薦
南富良野町市民後見人フォローアップ研修	10月22日 (木)	講師推薦	1名	平川幹事を推薦
猿払村市民後見人養成研修	2月19日 (金)	講師推薦	1名	平川幹事を推薦
天塩町市民後見人フォローアップ研修	2月26日 (金)	講師推薦	1名	平川幹事を推薦
美瑛町権利擁護セミナー	3月17日 (木)	講師推薦	1名	山田幹事を推薦
旭川市医療・介護連携推進検討会 (旭川市居宅介護支援事業所等連絡協議会)	随時	委員推薦	1名	松林会員を推薦

(4) 相談会

場所	開催日・参加人数 (スタッフ含)	主催/共催
旭川市中央公民館 (旭川市5条通20丁目)	4月25日(12名)・5月23日(11名) 6月20日(8名)・7月25日(12名) 8月29日(9名)・9月26日(9名) 10月24日(8名)・11月28日(11名) 12月26日(13名)・1月23日(8名) 2月27日(11名)・3月26日(11名)	主催：北海道社会福祉士会生活困難者支援委員会 共催：道北社会福祉士会、北海道医療ソーシャルワーカー協会北支部

(5) 広報に関すること(広報誌の発行、ホームページ運営等)

主な内容	発行部数・周知方法等	発行月
道北社会福祉士会ウェブサイトの運営 http://www.douhoku-csw.org/	2007年7月5日開設 2016年3月31日現在 アクセス数 34,700件 (1日平均10件前後)	適宜
「道北便り」の発行(第16号)	会員発送 224部	4月
「道北便り」の発行(第17号)	会員発送 239部	10月
「道北便り」の発行(第18号)	会員発送 242部	1月
ぱあとなあ北海道のパンフレット配布	高齢者障害者の権利擁護セミナー参加者 150部	2月

◇その他

(1) 総会・役員会・委員会

総会・会議名称	開催日	参加人数
地区支部第1回支部全体会	5月23日(土)	38名
地区支部第2回支部全体会	11月7日(土)	35名
第1回役員会	8月1日(土)	13名
第2回役員会	2月14日(日)	17名

オホーツク地区支部

◇独自事業

(1) セミナー・研修会

研修名称、場所	開催日	内容（テーマ）・講師	参加人数	共催
道東 3 地区支部合同研修会（つどい）（十勝地区）	10 月 17 日（土）	「当事者より戦争体験を聞く」	25 名	道東 3 地区支部で実行委員会での主催

(2) 学習会・勉強会

研修名称、場所	開催日	内容（テーマ）・講師	参加人数	共催
会員学習会	5 月 16 日（土）	「生活保護の現状と課題について」 松田 祐介 氏、貝沼 健治 氏 （北見市保健福祉部保護課）	23 名	
会員学習会	9 月 12 日（土）	「津別町の社会資源について」 講師 山田 英孝 氏 （津別町あんしん生活サポートセンターほっと、認定こども園こどもの杜）	10 名	

(3) 他の会議への出席、派遣等

事業名称	開催日	事業内容	参加人数	出席者等
北見市成年後見支援センター運営委員会・検討委員会	毎月 1 回開催	支援センターの運営に関すること、成年後見人等の選任	1 名	武田 学（会員）
北見市介護認定審査会	毎月 1 回開催	認定審査に関すること	1 名	氣田 奈央子（会員）
北見市障害区分認定審査会	毎月 1 回開催	認定審査に関すること	1 名	佐藤 雪枝（会員）
網走市成年後見支援センター	年 4 回	網走市における市民後見人の養成、後見実施機関の設置方針に関すること	1 名	定田 康寛（会員）
津別町あんしん生活サポートセンターほっと運営協議会	年 1 回	津別町権利擁護成年後見支援センターの運営に関すること	1 名	尾崎 仁美（会員）
美幌町成年後見実施機関運営協議会	年 1 回	美幌町成年後見支援センターの運営に関すること	1 名	佐藤 雪枝（会員）
北見市障害支援ネットワーク計画推進会議	年 2 回	第 3 期障がい福祉計画の進捗状況と第 4 期計画策定について	1 名	武田 学（会員）
北網地域リハビリテーション推進会議運営委員会	年 11 回	退院連絡漏れ率調査の実施、退院支援担当者会議（案）の実施戦略、ケアマネジャー、地域包括支援センターに対する地域ルール合意の取り付け方法	1 名	武田 学（会員）
北見市医療介護情報連携協議会	年 4 回	・医療介護連携に関すること。「北まる net」の利活用、実証実験 役員会及び研修会、市民フォーラムの実施	2 名	島田 剛（会員） 武田 学（会員）
北見市福祉のまちづくりを進める市民フォーラム	年 1 回	第二期北見市地域福祉計画の進捗状況報告及び第三期計画の基本方針（案）	1 名	武田 学（会員）

(4) 広報に関すること（広報誌の発行、ホームページ運営等）

主な内容	発行部数（方法）	発行月
地区支部かわらばん	郵送	6 月・10 月
オホーツク地区支部ホームページ	あり	

◇ その他

(1) 総会・役員会・委員会

総会・会議名称	開催日	参加人数
地区支部全体会	5月16日(土)	24名
第1回役員会	6月21日(日)	11名
第2回役員会	8月30日(土)	9名
第3回役員会	11月1日(日)	9名
第4回役員会	12月5日(土)	11名
第5回役員会	2月6日(土)	9名
第6回役員会	3月17日(木)	7名

十勝地区支部

◇ 独自事業

(1) セミナー・研修会

名称、場所	開催日	内容(テーマ)・講師	参加人数	共催
道東3地区支部合同研修会(つどい)(本別町)	10月17日(土)	「いま、私たちが知るべき戦争体験」 講師 野瀬 義昭 氏	14名 (十勝からの参加11名)	十勝・釧根・オホーツク3地区支部共催
道東ソーシャルワーク研究会(帯広市)	12月12日(土)	「対人援助職のメンタルヘルスと人材育成」 講演及びグループワーク 大江 徹 氏 (医療法人社団博仁会 大江病院理事長)	54名	道東ソーシャルワーク研究実行委員会主催／北海道PSW協会道東ブロック・北海道MSW協会東支部・釧根、十勝地区支部共催

(2) 学習会・勉強会

名称、場所	開催日	内容(テーマ)・講師	参加人数	共催
第1回学習会(開西病院)	5月9日(土)	第1回学習会 ①学び 改めて学ぶ「社会福祉士会のあゆみ」 清野 光彦(会員) ②実践報告 帯広市自立支援相談センターふらっとの活動から見える現代の生活困窮の実態 山口 芳伸(会員) (帯広市自立生活支援センター ふらっと) ③座談会 基礎Ⅰ修了者が語る「こんな社会福祉士会にしたい」	44名	
第二回学習会(帯広市グリーンブラザ)	11月12日(木)	問題意識の高め方 ～現状を自分の問題として考える～ 前田 真 氏(清水町役場 税務課納税係長)	30名	

(3) 他の会議への出席・派遣等

事業名称	開催日	事業内容	参加人数	出席者等
帯広市障害支援区分認定審査会	随時	審査員派遣	4名	村瀬 征志 久保 明・岡本 大輔 鹿内 輔(各会員)
南十勝障害支援区分認定審査会	随時	審査員派遣	1名	宮澤 英雄(会員)
帯広市介護認定審査会	随時	審査員派遣	2名	久保 明・太田 文弘 (各会員)
社会福祉法人帯広市社会福祉協議会評議員	随時	評議員派遣	1名	荒 浩美(会員)

帯広市健康生活支援審議会	随時	委員派遣	1名	島田 朋奈（会員）
新得町権利擁護・成年後見相談会	3月20日（金）	相談員派遣	2名	河瀬 貴・石川 尚樹（各会員）
道東知的障害者施設協会 オンブズマン	7月16日（水） 1月7日（水）	オンブズマンとして会員派遣	1名	寺本 圭佑（会員）
福祉フェスティバル 2015	10月24日（土） ～25日（日）	最新の福祉介護関連機器の展示、福祉分野の団体やボランティア団体などの関係者と交流の和を広げる総合展示会 相談コーナーの担当会員派遣	8名	後援／ 島田 朋奈・杉野 全由 東村 智之・川元 希 羽田野 弘記・出口 延幸 川向 優子・五十嵐 和美（各会員）
介護支援専門員更新研修	8月26日（水） 10月19日（月）	講師派遣	1名	荒 浩美（会員）
芽室町市民後見推進事業検討委員会	12月1日（火）	出席	1名	荒 浩美（会員）

(4) 広報に関すること（公報誌の発行、ホームページ運営等）

主な内容	発行部数（方法）	発行月
十勝社会福祉士会にゅーすの発行	会員発送 160部（メール便）	4月・7月・11月
ホームページの運営	9月21日一時閉鎖。再開調整中	—
メーリングリストの運営	随時	—

◇ その他

(1) 総会・役員会・委員会

総会・会議名称	開催日	参加人数
地区支部全体会	5月9日（土）	28名
地区支部意見交換会	12月12日（土）	10名
第1回役員会	5月14日（木）	12名
第2回役員会	6月17日（水）	11名
第3回役員会	7月15日（水）	11名
第4回役員会	9月30日（水）	14名
第5回役員会	10月28日（水）	11名
第6回役員会	1月18日（月）	16名
第7回役員会	3月23日（水）	13名
四役会	10月14日（水）	6名
総務委員会	随時メール等でやりとりを行った	7名
研修委員会	随時メール等でやりとりを行った	4名
成年後見・権利擁護委員会	随時メール等でやりとりを行った	8名
十勝らしさ委員会	随時メール等でやりとりを行った	3名

釧根地区支部

◇ 独自事業

(1) セミナー・研修会

研修名称・場所	開催日	内容（テーマ）・講師	参加人数	共催
ソリューション・フォーカスト・アプローチ研修会Ⅱ	8月1日（土） ～2日（日）	ソリューション・フォーカスト・アプローチ研修会Ⅱ 菱川 愛 氏 （東海大学健康科学部社会福祉学科 准教授）	58名	

(2) 学習会・勉強会

名称・場所	開催日	内容（テーマ）・講師	参加人数	共催
第 82 回 定例学習会	4 月 29 日 (水・祝)	TURE COLORS 入門講座 ファシリテーター：竹田 匡（会員）	12 名	
第 83 回 定例学習会	5 月 21 日 (木)	「被災高齢者の災害支援」 講師：松岡 千代 氏 (佛教大学保健医療技術学部看護学科老年看護学 教授)	10 名	
第 84 回 定例学習会	6 月 27 日 (土)	「実践報告会」 報告者 望月 千恵（会員） (星が浦病院) 釧谷 忠範（会員） (釧路市生活福祉事務所) 八木沢 亘（会員） (つるい養生邑病院)	26 名	
第 85 回 定例学習会	8 月 1 日(土) ～2 日(日)	ソリューション・フォーカスト・ アプローチ研修会Ⅱ 菱川 愛 氏 (東海大学健康科学部社会福祉 学科 准教授)	40 名	
第 86 回 定例学習会	9 月 19 日 (土)	基礎研修Ⅰ 集合研修 1 講師：吉村 寿人（会員）	4 名	
第 87 回 定例学習会	10 月 1 日 (木)	生活困窮者自立支援の最前線 講師：櫛部 武俊 氏	12 名	
第 88 回 定例学習会 道東 3 地区支部 合同研修会(つ どい)	10 月 17 日 (土)	研修テーマ「いま、わたしたちが 知るべき戦争体験」 講師：野瀬 義昭 氏	14 名	
第 89 回 定例学習会 平成 27 年度道 東ソーシャルワ ーク研究会	12 月 12 日 (土)	「対人援助職のメンタルヘルス と人材育成」 講演とグループワーク 大江 徹 氏(医療法人社団博仁会 大江病院 理事長)	56 人	北海道精神保健福祉士協 会道東ブロック／北海道 医療ソーシャルワーカー 協会東支部／北海道社会 福祉士会十勝地区支部
第 90 回 定例学習会	1 月 21 日 (水)	ソーシャルワーカーが行う災害 支援とは 講師：伊藤 靖代（会員） (北海道社会福祉士会災害対策 委員会・釧路地区支部委員)	7 名	
第 91 回 定例学習会 虐待防止プロジ ェクト 2015 (兼高齢者虐待 対応標準研修)	2 月 28 日 (日)	虐待防止プロジェクト 2015 『虐待防止関連 4 法に関する実 践報告研修会』	194 名	釧路弁護士会 北海道精神保健福祉協会 道東ブロック 釧路市／標茶町障害者虐 待防止センター 釧路市 7 包括支援センター ハート釧路 あくせす根室
第 92 回 定例学習会	3 月 27 日 (日)	基礎研修Ⅰ 集合研修 2 講師：吉村 寿人（会員）	5 名	
第 93 回 定例学習会	3 月 27 日 (日)	権利擁護セミナー ・障がいへの理解 ・支えの信条 対応：澤田、浜尾（会員）	10 名	

第 1 回福祉的支援に関する 3 士の連携を考える勉強会	9 月 15 日 (火)	①趣旨説明 ②お互いの仕事や役割を理解すること ③その他	25 名	
第 2 回福祉的支援に関する 3 士の連携を考える勉強会	10 月 20 日 (火)	架空の事例を用いながら実際の連携・協働の場面を考えていきます	25 名	
第 3 回福祉的支援に関する 3 士の連携を考える勉強会	11 月 18 日 (水)	刑事事件の流れ確認 福祉制度についての共有	25 名	
第 4 回福祉的支援に関する 3 士の連携を考える勉強会	2 月 25 日 (木)	これまでの勉強会のを踏まえ、疑問や課題を洗い出し次年度の取り組みと繋げる	25 名	
福祉何でも相談会 (in くしろ) イオン釧路店 (釧路町)	7 月 20 日 (月・祝)	相談件数 1 件	多数協力	
福祉何でも相談会 (in なかしべつ) 東武サウスヒルズ店 (中標津町)	3 月 27 日 (日)	相談件数 3 件	多数協力	
地域包括支援センター情報交換会 (兼評価シート活用研修)	1 月 21 日 (水)	評価シート活用研修 情報交換 他	43 名	釧路総合振興局社会福祉課共催

(3) 他の会議への出席・派遣等

事業人稱	開催日	事業内容	参加人数	出席者等
イオン黄色いレシート贈呈式	4 月 12 日 (日)	贈呈式	多数	登録団体
釧路市包括ケア会議	7 月 16 日 (木)	地域包括ケアセンターの取り組みや各委員から報告事項	20 人	
	12 月 17 日 (木)	釧路市における高齢者虐待事例の対応状況について	20 人	
生活困窮者自立支援 支援調整会議	5 月 14 日 (木)	障がい・認知症・介護・医療サービスの現状と生活困窮者支援との連携について①	32 名	検討委員 オブザーバー 事務局
	7 月 30 日 (木)	障がい・認知症・介護・医療サービスの現状と生活困窮者支援との連携について②	39 名	検討委員 オブザーバー 事務局
	9 月 25 日 (金)	教育を通じた子どもや若者への支援のあり方	27 名	検討委員 オブザーバー 事務局
	12 月 3 日 (木)	企業と生活困窮者支援の連携について	27 名	検討委員 オブザーバー 事務局
	1 月 28 日 (水)	官民地域一体となった仕組みづくり・地域づくり①	29 名	検討委員 オブザーバー 事務局

	2月29日 (月)	官民地域一体となった仕組み づくり・地域づくり②	18名	検討委員 オブザーバー 事務局
	3月17日 (木)	来年度に向けて	30名	検討委員 オブザーバー 事務局
第1回道東知的障 がい福祉協会オン ブズマン事業	7月22日 (水)	柏の実学園施設訪問	複数名	施設職員 事務局 オンブズマン4名
第2回道東知的障 がい福祉協会オン ブズマン事業	11月19日 (木)	柏の実学園施設訪問	複数名	施設職員 事務局 オンブズマン4名
第1回鉦路市高齢 者保健福祉・介護 保険事業計画策定市 民委員会	11月25日 (水)	鉦路市高齢者保健福祉・介護 保険事業 介護予防・日常生 活支援総合事業について	1名	介護関連各専門職団体・ 施設、市民団体及委員、 市職員他
第2回鉦路市高齢 者保健福祉・介護 保険事業計画策定市 民委員会	2月23日 (火)	鉦路市高齢者保健福祉・介護 保険事業実施状況 H28年度鉦路市高齢者介護保 険関係予算案	1名	介護関連各専門職団体・ 施設、市民団体及委員、 市職員他
第1回鉦路市地域 密着型サービス等 運営委員会	1月26日 (火)	小規模な通所事業所の地域密 着型サービスへの移行 報告 H28年度地域密着型サービス 事業者の募集に係る選定結果 について	1名	専門職団体、市民団体、 市担当課
第1回地域包括支 援センター運営委 員会	11月25日 (水)	鉦路市地域包括支援センター 各事業所事業報告 認知症施策推進事業、在宅医 療・介護連携推進事業の推進 方法について	1名	専門職団体、市民団体、 市担当課
第2回地域包括支 援センター運営委 員会	2月23日 (火)	地域包括地域包括支援センタ ー事業報告、地域包括支援セ ンター質的評価の実施結果 H28年度地域包括支援センタ ー設置法人について、運営方 針について	1名	専門職団体、市民団体、 市担当課
第1回権利擁護成 年後見センター運 営協議会	6月8日 (月)	鉦路市成年後見センターH26 年度事業報告、H27年度事業 計画	1名	弁護士等司法関係団体、 福祉関係団体市社協他
第2回権利擁護成 年後見センター運 営協議会	2月24日 (水)	H27年事業経過報告、法人後 見事業について、H28年事業 計画	1名	弁護士等司法関係団体、 福祉関係団体市社協他
第2回鉦路市権利 擁護成年後見セン ター審査会	6月4日 (木)	市民後見人の受任事案の審査	1名	弁護士会他
第4回鉦路市権利 擁護成年後見セン ター審査会	10月14日 (水)	市民後見人の受任事案の審査	1名	弁護士会他
第5回鉦路市権利 擁護成年後見セン ター審査会	11月26日 (木)	市民後見人の受任事案の審査	1名	弁護士会他
第6回鉦路市権利 擁護成年後見セン ター審査会	2月10日 (水)	市民後見人の受任事案の審査	1名	弁護士会他

釧路町障がい者計画・第4期釧路町障がい福祉計画策定委員会	3月24日 (金)	釧路町障がい者計画・第4期 釧路町障がい福祉計画の進捗 状況について	1名	
第1回「釧路圏域 障がい者が暮らし やすい地域づくり 委員会」	5月14日 (木)	平成26年度における地域づ くり委員会への協議・申立状 況等について（下半期）	17人	
第2回「釧路圏域 障がい者が暮らし やすい地域づくり 委員会」	11月9日 (月)	平成27年度 地域づくり委 員会への協議・申立等の受付 状況について（上半期）	12人	
釧路家庭裁判所家 庭裁判所委員会	2月24日 (水)	裁判所における防災に関する 取組について	20人	
釧路市障害程度区 分等審査会	4月～3月 月1回	審査委員として審査判定	1名	
第1回釧路町地域 ケア会議	7月29日 (水)	地域ケア会議に関すること	1名	
第2回釧路町地域 ケア会議	2月22日 (月)	地域ケア会議、在宅医療・介 護連携事業に関すること	1名	
釧根脳外傷リハビ リテーション講習 会実行委員会	9月16日 ～10月20日	脳外傷リハビリテーション講 習会の開催	19人	

(4) 広報に関すること（広報誌の発行、ホームページ運営等）

主な内容	発行部数（方法）	発行月
研修会案内等	適宜 HP 更新	適宜更新

◇ その他

(1) 総会・役員会・委員会

総会・会議名称	開催日	参加人数
第8回定期総会(地区支部)	5月10日	26人
第1回役員会	4月13日	11人
第2回役員会	7月30日	12人
第3回役員会	12月2日	13人

(2) 釧路地方検察庁・釧路弁護士会への訪問（6月19日）

被疑者・被告人段階における支援のあり方について情報提供

日胆地区支部

◇ 独自事業

(1) セミナー・研修会

研修名称・場所	開催日	内容（テーマ）・講師	参加人数	共催
平成27年度春季 研修会	6月20日(土) ～21日(日)	研究発表① 「苫小牧市による無料低額診療事業の薬 代助成が始まって」 行沢 剛 氏（勤医協苫小牧病院） 講演「ソーシャルワーク記録」 講師 寺田 香 氏（北翔大学） 研究発表② 「介護療養型老人保健施設における支援 相談員の役割」 佐藤 健太 氏 （介護老人保健施設かみや）	60名	北海道 MSW 協会 日 胆支部 日胆 SW 協会

平成 27 年度地域福祉ケア学習会 (SV 研修)	3 月 10 日 (木)	講演「他職種連携の在り方について」 講師 浅野 豊氏 (苦小牧市中央地域包括支援センター管理者)	42 名	
---------------------------	--------------	--	------	--

(2) 学習会・勉強会

学習会名称・場所	開催日	内容（テーマ）・講師	参加人数	共催
第 1 回福祉・寺子屋事業：室蘭市	8 月 21 日 (金)	学習会「虐待対応について」 ファシリテーター 山下 勇人（会員） 遠藤 実茂（会員）	9 名	
第 2 回福祉・寺子屋事業：苦小牧市	12 月 5 日 (土)	講演「累犯高齢者の支援と対応について」 講師 大谷 和弘 氏 (大谷和弘法律事務所 弁護士)	25 名	
第 3 回福祉・寺子屋事業：苦小牧市	3 月 18 日 (金)	学習会「多領域連携について考える」 ～福祉・医療連携の現状と課題～ ファシリテーター 大塚 彰（会員） 山下 勇人（会員） 遠藤 実茂（会員）	8 名	

(3) 他の会議への出席・派遣等

事業名称	開催日	事業内容	参加人数	出席者等
苦小牧市地域包括支援センター運営協議会	①7 月 1 日 (火)	(1) 地域包括支援センターの運営について ・平成 25 年地域包括支援センター事業報告及び収支決算について ・平成 26 地域包括支援センター活動計画及び収支予算について (2) 平成 26 年度認知症地域支援推進員活動計画について (3) 平成 26 年認知症初期集中支援チーム活動計画 (4) その他	10 名	深瀬 良子（会員）
	②9 月 22 日 (月)	(1) 地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の評価について (2) 地域密着型サービス事業所の更新について (3) その他	9 名	
	③12 月 22 日 (月)	(1) 地域密着型サービス事業所の更新について (2) その他	9 名	
	④2 月 10 日 (火)	(1) 第 6 期介護保険計画における地域包括支援センターについて (2) 地域密着型サービス事業所の更新について (3) その他	9 名	
	⑤3 月 17 日 (火)	(1) 平成 27 年度苦小牧地域包括支援センター運営方針（案）について (2) 平成 26 年度地域密着型サービス事業者等指導監査の実施状況について (3) その他	10 名	
苦小牧市民後見支援センター設置準備委員会	①10 月 20 日 (月)	①委嘱状交付 ②委員長選出 ③委員会の設置について	6 名	三隅 雅彦（会員） 古川 義則（会員）
	②11 月 26 日 (水)	①室蘭市視察報告 ②成年後見支援センターの業務について	7 名	

白老町地域包括支援センター運営協議会	5月20日 (水)	①地域包括支援センターの体制・業務について ②介護予防サービス計画作成業務の委託について ③介護保険事業について ④平成26年度事業報告及び収支決算見込みについて ⑤平成27年度事業計画及び収支予算について等	10名	西村 文洋 (会員)
白老町高齢者虐待防止ネットワーク会議	12月16日 (水)	①平成26年度実績報告・高齢者虐待対応状況 ②平成27年度活動内容・高齢者虐待状況 ③町内の各事業所での虐待防止の取り組み等	18名	大塚 彰 (会員)
苫小牧市高齢者虐待防止ネットワーク委員会	11月27日 (金)	①平成26年度高齢者虐待通報・対応状況報告 ②事例をととしての意見交換 ③「高齢者虐待対応支援マニュアル実践版」について	16名	有澤 克英 (会員)

(4) 広報に関すること（広報誌の発行、ホームページ運営等）

主な内容	発行部数（方法）	発行月
広報誌「がりばん」発行	178部（郵送）	7月
	178部（郵送）	2月

◇その他

(1) 総会・役員会・委員会

総会・会議名称	開催日	参加人数
地区支部全体会	6月21日（日）	25名
役員会	5月12日（火）	10名
	7月16日（木）	6名
	11月14日（土）	9名
	3月23日（水）	9名

Ⅲ 会員拡大および会員福利厚生

1. 社会福祉養成施設連絡協議会及び社会事業学校連盟との連携 B. (3) 2. (3) 参照
2. HPに会員専用ページを開設（求人情報等の掲載や会員相互の意見交換等） B. (2) 3. (1) 参照
3. その他
 - ① 10月3日（土）地区支部長・事務局長会議を開催した。
 - ② 社会福祉士国家試験受験会場にて、入会案内のチラシを配布した。

Ⅳ 財務活動の強化

1. 未納会費対策の強化
 - ① 手続きの簡素化を図るため、振込者について口座引落手続きをしていただけるよう会報・手紙等で呼びかけた。
 - ② 年に3度の会費引落（4月、7月、10月）に合わせ、未納者への督促を行なった。前年度の会費未納件数は26件であった。
2. 会計管理業務の委託
会計管理業務について、板垣会計事務所に委託した。

Ⅴ 広報・情報活動の実施

1. 「北海道社会福祉士会かわら版」の発行
事業計画に基づいて、広報誌「かわら版」を年3回発行した。
2. ホームページの管理・運営、会員専用ページの開設

3. ソーシャルワーカーデー記念行事の実施

7月20日（月）海の日 かでる2.7 参加者 55名

内容 ソーシャルワーカーデー2015in北海道

基調講演 「つながる力 地域家族 ～福祉の視点から“終活”を考える～」

講師 杉谷 憲史 氏（認定NPO法人シーズネット 北海道孤立防止ネットワークセンター長）

福祉なんでも相談会（かでる2.7）相談件数 1件

（全道7カ所にて実施）相談研修 15件ほど

VI 会務の運営

1. 総会の開催

＜別表3＞参照

2. 理事会の開催

＜別表3＞参照

3. 正副会長会議の開催

＜別表3＞参照

4. 常設委員会の開催

＜別表3＞参照

5. 事務局会議の開催

VII 生活困窮者自立支援法施行についての政策提言

企画総務委員会と生活困難者支援委員会の協働により、道内全福祉事務所にアンケート調査を実施し、それを踏まえ、次の事項について、全福祉事務所に対して政策提言を行った。

提言1 研修及び情報交換の機会の充実に努める

提言2 自立相談支援事業における社会福祉士の配置

<別表1>

役員・委員会体制

1 役員体制（任期 2015.6.6 選任、2017.6 定時総会まで）

（理事五十音順）

役職名	氏 名	所 属	所属地区支部
会 長	高橋 修一	社福）北海道社会福祉協議会	道 央
副会長	清野 光彦	NPO法人地域福祉支援センターちいさな手	十 勝
副会長	山崎加代子	株式会社シムス	道 央
副会長	山本 幸治	札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課	道 央
理 事	櫻井 宏樹	社福）苫小牧市社会福祉協議会	日 胆
理 事	佐藤 雅幸	社福）緑ヶ丘学園サポート末広	道 北
理 事	島田 剛	北見市南部地区地域包括支援センター	オホーツク
理 事	高橋 通江	旭川市永山地域包括支援センター	道 北
理 事	竹田 匡	釧路町役場健康福祉部 釧路町地域包括支援センター	釧 根
理 事	田巻 憲史	社福）北海道社会事業協会 帯広病院	十 勝
理 事	野村 宏之	社福）北海道社会福祉協議会	道 央
理 事	芳賀 憂子	社福）札幌市厚別区社会福祉協議会	道 央
理 事	林 富子	社福）千歳市社会福祉協議会 向陽台区地域包括支援センター	道 央
理 事	原 貴弘	社福）札幌市南区社会福祉協議会	道 央
理 事	福森 星輔	岩内町地域包括支援センター	道 央
理 事	三谷 真理	医療法人函館大庚会 特別養護老人ホーム俱有	道 南
理 事	宮澤 英雄	みやざわ社会福祉士・行政書士事務所（2016.4.8 辞任）	十 勝
理 事	湯浅 弥	NPO 法人小呂野ゆあさ社会福祉士事務所	道 南
外部理事	松本伊智朗	北海道大学大学院教育学研究院	
会員監事	越前谷賢一	社福）美唄市社会福祉協議会	道 央
外部監事	佐藤はるみ	佐藤はるみ税理士事務所	
相談役	柏 浩文	社福）札幌市社会福祉協議会	道 央

2 委員会体制

（1）常設委員会（任期 2015.7.25 選任、2017.7 理事会まで）

	①企画総務委員会		②生涯研修委員会		
			基礎研修Ⅰ 企画運営部会	基礎研修Ⅱ 企画運営部会	基礎研修Ⅲ 企画運営部会
会長/副会長	山本 幸治		清野 光彦		
理事	竹田 匡 佐藤 雅幸 櫻井 宏樹		福森 星輔	三谷 真理	田巻 憲史
委員長	竹田 匡	釧根	三谷 真理（道南）		
委員	池田 真紀	道央	近藤 尚也（道央）		
委員	木田 祥平	道南	斉藤 麻衣（道南）		
委員	秋葉 和昭	十勝	渡邊 建司（道北）		
委員	佐々木祐也	オホーツク	有澤 克英（日胆）		
委員			寺本 圭佑（十勝）		
委員			吉村 寿人（釧根）		
委員			大谷 綾子（オホーツク）		

	③ばあとなあ北海道 運営委員会		④現場実習指導者 研修委員会		⑤ケアマネジメント 委員会		⑥地域包括支援 センター支援委員会	
会長/副会長	清野 光彦		山本 幸治		山崎加代子		山崎加代子	
理事	宮澤 英雄 野村 宏之		芳賀 憂子		芳賀 憂子		高橋 通江	
委員長	宮澤 英雄	十勝	芳賀 憂子	道央	芳賀 憂子	道央	高橋 通江	道北
委員	細谷 義江	道央	越石 全	道央			島崎 顕生	道央
委員	長井 卷子	道央	丸山 正三	道央			佐々木康寛	道南
委員	成田 孝友	道央	齋藤 幸	道央			今井 敦	道北
委員	岩佐 宏希	道南	久慈 隆之	道央			浅野 豊	日胆
委員	平川 俊彦	道北	長濱 章雄	道北			川向 優子	十勝
委員	曾我真由美	日胆	山下 勇人	日胆			笠島 直子	釧根
委員	清野 祥子	十勝	勝見 祥	日胆			定田 康寛	オホーツク
委員	多田摩由美	釧根						
委員	尾崎 仁美	オホーツク						
委員	白戸 一秀	学識経験者						

※ばあとなあ北海道運営委員会 委員長 宮澤英雄 2016.4.8 辞任
野村宏之 2016.5.7 就任

	⑦障がい者等地域生活 支援委員会		⑧生活困難者 支援委員会		⑨災害対策委員会		⑩司法分野との連携 特別委員会	
会長/副会長	山崎加代子		清野 光彦		山崎加代子		高橋 修一	
理事	林 富子		湯浅 弥		島田 剛		湯浅 弥	
委員長	林 富子	道央	湯浅 弥	道南	島田 剛	オホーツク	湯浅 弥	道南
委員	神内秀之介	道央	目黒紀美代	道央	福森 星輔	道央	安田 昌彰	道央
委員	西中 裕一	道北	奥山英梨香	道南	渋谷 昌広	道南	要垣内善文	道南
委員	福士 憲昭	日胆	平田 淳	道北	小笠原志朗	道北	清水明日香	道北
委員	森 達弥	十勝	奈良 禎久	日胆	金澤 令仁	日胆	加藤 侑大	日胆
委員			島田 朋奈	十勝	佐々木政人	十勝	長村 麻子	十勝
委員			澤田 憲一	釧根	伊藤 靖代	釧根	石岡 政	釧根
委員			佐藤 有紗	オホーツク	佐々木啓太	オホーツク	立蔵 昭彦	オホーツク

(2) 事業部会 (任期 2015.7.25選任、2017.7理事会まで)

事業名	会長・副会長等	担当理事名
福祉サービス第三者評価事業推進機構	山本 幸治	原 貴弘

(3) 倫理委員会委員（任期 2015.6.6 選任、2017.6 定時総会まで）

ばあとなあ業務監査委員会委員（任期 2015.3.22 選任、2016.3.31 まで）

区分	倫理委員会委員		区分	ばあとなあ業務監査委員会委員	
会 員	杉野 全由	十 勝	理 事	林 富子	
会 員	三宅 一樹	道 北	理 事	高橋 通江	
会 員	小笠原光寛	道 央	会員外	関口 和矢	札幌弁護士会
会員外	末長 宏章	札幌弁護士会	会員外	木村 彰宏	精神保健福祉士協会
会員外	小嶋 健二	精神保健福祉士協会	会員外	千貝 愛	リーガルサポート

3 地区支部役員体制

	道 央 地区支部	道 南 地区支部	道 北 地区支部	日 胆 地区支部	十 勝 地区支部	釧 根 地区支部	オホーツク 地区支部
支部長	福森 星輔	湯浅 弥	山口 昌宏	大塚 彰	佐々木政人	竹田 匡	武田 学
副支部長	悪七 尚広	佐々木康寛	佐藤 雅幸	浅野 豊	坪井 一身	井川 哲雄	羽田三紀子
	桒野 裕也	長谷山哲平	川田 哲也	山下 勇人	宮澤 英雄	多田摩由美	定田 康寛 2016.5 辞任
	菊地 真一		高橋 通江		堀田 満生		
事務局長	富田 健一	三谷 真理	貞森 俊宏	高橋 卓嗣	鹿内 輔	浜尾 勇貴	佐々木祐也
会 計	桒野 裕也	湯浅 留美	柴田 淳	園田 彩	澤尻 勝雄	望月 誠	笹谷 貴志
幹 事	佐々木しのぶ	折目 泰則	今井 敦 (事務局次長)	有澤 克英	石川 尚樹	浅野 洋郎	大谷 綾子
	尾崎 誠	山村 哲	山田 純一	勝見 祥	清野 光彦	荒木 志保	佐々木啓太
	菊地 英人	梶谷 由明	曾我部栄希	遠藤 実茂	田巻 憲史	伊藤 靖代	立蔵 昭彦
	吉田 恭平	谷口 健一	棟方 康明	桜井 宏樹	寺本 圭祐	石岡 政	佐瀬 淳哉
	鈴木 舞	熊木 勝弘	小笠原志朗	亀田 拓臣	長村 麻子	笠島 直子	原田芙美子
	安田 昌彰	森 貴志	菅原 輝晃	曾我真由美	林 栄一	澤田 憲一	中村 好秀
	井澤 勇揮	麻薙 悠子	平川 俊彦	紙本 雅也	東村 智之	松野 裕樹	立花さおり
	吉田 裕美	木田 祥平	清水明日香	加藤 侑大	秋葉 和昭	米澤結実子	斉藤 敬太
	田口 幹子	関川 敏江	来田 寛	橋本 政人	川向 優子	吉村 寿人	高桑 純一
	水戸 由子	奥山英梨香	川崎 祐二		島田 朋奈		
	菅 しおり	要垣内善文	渡邊 建司		畠山 裕樹		
	富田 健一	岩佐 宏希	石山 武浩				
			大腰 真弓				
			網淵 美穂				
			松野尾道雄 (相談役)				
			馬場 義人 (相談役)				
監 査	斎藤 規和	尾形 永造	福島 将恭	渡辺 聡	岩上 敏之	菅野 早苗	三浦 綾美
	宮川 亮一		米谷 祐子	古川 義則	杉野 全由	佐々木 寛	水橋真莉子

<別表 2>

(1) 社会福祉の援助を必要とする北海道民の生活と権利の擁護に関する事業
(本部取り扱い分)

2. (1) 介護認定審査会への委員派遣

市町村	委嘱期間	就任者
室蘭市	2015 年 4 月 1 日から 2017 年 3 月 31 日まで	山下 勇人・高野 裕和・大條 英一・山本 亮・亀田 拓臣
札幌市	2015 年 4 月 1 日から 2017 年 3 月 31 日まで	大野 淑子・奥寺 光子・佐久間 仁・村上 佐喜子・奥田 龍人 柏 浩文・奥野 啓子・川島 志緒里・池田 真紀・佐藤 秀幸 佐藤 哲夫・石崎 剛・檜森 道子・巻 康弘・大高 範子 荻木 啓子・窪田 京子・雨宮 春美・乙坂 友広・宮川 亮一 山階 綾太郎
登別市	2015 年 4 月 1 日から 2017 年 3 月 31 日まで	紙本 雅也・西村 文洋・菊地 雅洋

(2) 障害支援区分認定等審査会への委員派遣

市町村	委嘱期間	就任者
札幌市	2015 年 4 月 1 日から 2017 年 3 月 31 日まで	荒川 倫代・加藤 澄子・箭内 宏行・山下 浩紀
室蘭市	2015 年 4 月 1 日から 2017 年 3 月 31 日まで	安田 雅浩
帯広市	2015 年 3 月 31 日まで	久保 明・村瀬 征志・岡本 大輔・鹿内 輔
南十勝	2015 年 3 月 31 日まで	宮澤 英雄

(3) 札幌市地域リハビリテーション推進協議会への委員派遣

市町村	委嘱期間	就任者
札幌市	2015 年 7 月 18 日から 2016 年 9 月 9 日まで	山崎 加代子

(4) 北海道地域包括・在宅介護支援センター協議会への委員派遣

市町村等	委嘱期間	就任者
北海道社会福祉協議会	2014 年 3 月 17 日から 2015 年度第 2 回代議員総会まで	浅野 豊
北海道社会福祉協議会	2016 年 3 月 10 日から 2017 年度第 2 回代議員総会まで	今井 敦

(5) 北海道福祉サービス運営適正化委員会への委員派遣

市町村等	委嘱期間	就任者
北海道社会福祉協議会	2014 年 4 月 1 日から 2016 年 3 月 31 日まで	飯島 英幸・奥寺 光子

(6) 札幌市社会福祉協議会市民後見推進事業運営委員会への委員派遣

市町村等	委嘱期間	就任者
札幌市社会福祉協議会	2015 年 4 月 1 日から 2017 年 3 月 31 日まで	野村 宏之

(7) 札幌市社会福祉協議会福祉サービス調整委員会への委員派遣

市町村等	委嘱期間	就任者
札幌市社会福祉協議会	2014 年 4 月 1 日から 2016 年 3 月 31 日まで	榊野 裕也

(8) 江別市地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス運営委員会への委員派遣

市町村	委嘱期間	就任者
江別市	2013 年 12 月 26 日から 2016 年 12 月 25 日まで	菅 しおり

(9) 函館市市民後見推進検討委員会への委員派遣

市町村	委嘱期間	就任者
函館市	2013 年 12 月 26 日から 協議終了まで	湯浅 弥

(10) 函館市要援護高齢者対策ネットワーク協議会への委員派遣

市町村	委嘱期間	就任者
函館市	2014 年度指定日から 2 年以内	湯浅 弥

(11) 函館市要援護障がい者対策地域協議会への委員派遣

市町村	委嘱期間	就任者
函館市	2014 年度指定日から 2 年以内	湯浅 弥

(12) 北海道教育委員会北海道いじめ問題対策連絡協議会への委員派遣

市町村等	委嘱期間	就任者
北海道	2014 年 4 月 28 日から	北海道社会福祉士会（団体参加）

(13) 北海道高齢者虐待防止推進委員会への委員派遣

市町村等	委嘱期間	就任者
北海道虐待防止センター	2015 年 4 月 1 日から 2017 年 3 月 31 日まで	高橋 通江

(14) 北海道福祉教育アドバイザー

市町村等	委嘱期間	就任者
北海道	2015 年 4 月 1 日から 2016 年 3 月 31 日まで	住吉 直樹・高橋 修一・小野寺 さゆみ・島田剛 武田学・定田 康寛・村上 悟・浜尾 勇貴

(15) 北海道介護支援専門員協会への委員派遣

市町村	委嘱期間	就任者
北海道	2015 年度から 2016 年度まで	山崎 加代子

(16) 学校法人西野学園 札幌心療福祉専門学校 学校関係者評価委員会への委員派遣

市町村	委嘱期間	就任者
札幌市	2015 年 6 月 30 日から 2016 年 3 月 31 日まで	野村 宏之

(17) 学校法人西野学園 札幌心療福祉専門学校 精神保健福祉科教育課程編成委員会

市町村	委嘱期間	就任者
札幌市	2015 年 6 月 30 日から 2016 年 3 月 31 日まで	野村 宏之

(18) 北海道精神保健福祉士協会苦情対応・処理委員会への委員派遣

市町村	委嘱期間	就任者
北海道	2015 年 6 月 1 日から 2017 年 5 月 31 日まで	柏 浩文

(19) 北海道福祉人材センター運営委員会への委員派遣

市町村	委嘱期間	就任者
北海道	2015 年承認日から 2017 年 3 月 31 日まで	山崎 加代子

(20) 札幌市地域包括支援センター運営協議会への委員派遣

市町村	委嘱期間	就任者
札幌市	2015 年 9 月 1 日から 2018 年 8 月 31 日まで	山崎 加代子

(7) 社会福祉団体その他の関係団体との連携に関する事業

1. (1) 日本社会福祉士会との協働

① 日本社会福祉士会への派遣役員

名称	就任期間	派遣役員名
全国選出理事（常任理事）	2017 年 6 月総会まで	高橋 修一 会長 竹田 匡 理事
組織委員会	2017 年 6 月総会まで	柏 浩文 相談役
生涯研修センター協議会	2014 年 11 月 21 日から	清野 光彦 副会長
災害支援プロジェクトチーム	2017 年 3 月 31 日まで	柏 浩文 相談役
生活困窮者支援委員会	2015 年 6 月総会まで	高橋 修一 会長
綱紀委員会	2017 年 3 月 31 日まで	奥寺 光子 会員
綱紀委員会調査委員	2014 年 6 月 23 日推薦	奥寺 光子 会員
権利擁護センターぱあとなあ運営協議会高齢者施設虐待 対応講師予定者研修プロジェクト委員会	2016 年 6 月総会まで	石崎 剛 会員
障がい者支援委員会	2015 年 6 月総会まで	松坂 優 会員
独立型社会福祉士委員会	2015 年 6 月総会まで	湯浅 弥 理事
認定社会福祉士登録機関運営委員会	2017 年 6 月総会まで	白戸 一秀 会員
低所得者支援員会ソーシャルインクルージョン部会	2015 年 6 月総会まで	高橋 修一 会長
ハート相談センター全国担当者会議	2015 年 2 月 28 日から	清野 光彦 副会長

② 日本社会福祉士会主催会議等への出席

内容	開催日	出席者
第 28 回通常総会	6 月 20 日（土）	柏 浩文 相談役、高橋 修一 会長
都道府県社会福祉士会会長会議	9 月 5 日（土）～6 日（日）	高橋 修一 会長、山本 幸治 副会長 竹田 匡 理事
日本社会福祉士会理事会（第 1 回）	4 月 18 日（土）	柏 浩文 相談役
日本社会福祉士会理事会（第 2 回）	5 月 16 日（土）	柏 浩文 相談役、高橋 修一 会長 竹田 匡 理事
日本社会福祉士会理事会（第 3 回）	6 月 20 日（土）	柏 浩文 相談役、高橋 修一 会長 竹田 匡 理事
日本社会福祉士会理事会（第 4 回）	7 月 11 日（土）～12 日（日）	高橋 修一 会長、竹田 匡 理事
日本社会福祉士会理事会（第 5 回）	8 月 22 日（土）	高橋 修一 会長、竹田 匡 理事
日本社会福祉士会理事会（第 6 回）	9 月 5 日（土）	高橋 修一 会長、竹田 匡 理事
日本社会福祉士会理事会（第 8 回）	11 月 21 日（土）	高橋 修一 会長、竹田 匡 理事
日本社会福祉士会理事会（第 9 回）	12 月 19 日（土）	高橋 修一 会長、竹田 匡 理事
日本社会福祉士会理事会（第 10 回）	1 月 16 日（土）	高橋 修一 会長、竹田 匡 理事
日本社会福祉士会理事会（第 11 回）	2 月 6 日（土）	高橋 修一 会長、竹田 匡 理事
日本社会福祉士会理事会（第 12 回）	3 月 12 日（土）	高橋 修一 会長、竹田 匡 理事
日本社会福祉士会臨時総会	3 月 12 日（土）	高橋 修一 会長、清野 光彦 副会長 竹田 匡 理事
全国生涯研修委員会議	9 月 26 日（土）～27 日（日）	三谷 真理 理事

権利擁護センターぱあとなあ運営協議会高齢者施設虐待対応講師予定者研修プロジェクト委員会	8月23日(日) 10月18日(日) 12月5日(金)～6日(日) 2月7日(日)	石崎 剛会員
---	--	--------

③日本社会福祉士会主催委員会・研修会等への出席

名称	開催日	派遣役員等
広報委員会	なし	柏 浩文相談役
災害支援プロジェクトチーム会議・関連プロジェクト等	5月30日(土) 8月1日(土) 8月30日(日) 1月30日(土)	柏 浩文相談役
災害支援活動者研修	12月5日(土)～6日(日)	柏 浩文相談役 島田 剛理事 伊藤 靖代会員
低所得者支援委員会 ソーシャルインクルージョン委員会	4月11日(土) 5月9日(土) 5月17日(日) 1月11日(日)	高橋 修一会長
ソーシャルインクルージョン部自殺対策研修検討プロジェクト	7月20日(月) 8月29日(土) 10月12日(月) 1月11日(日)	高橋 修一会長
ソーシャルインクルージョン部自殺予防対策プレ研修	11月7日(土)～8日(日)	高橋 修一会長
日本ソーシャルワーク学会	7月19日(日)	高橋 修一会長
基礎研修リーダー養成研修	12月13日(土)～14日(日)	三谷 真理理事
綱紀委員会	4月29日(水) 7月18日(土) 3月19日(土)	奥寺 光子会員
「市町村・都道府県のための要介護施設従事者等による虐待現任者標準研修」講師予定者研修会	12月5日(土)から6日(日)	三井 弘巳会員
組織委員会	4月11日(土) 10月12日(月) 1月24日(日)	清野 光彦副会長(4月) 柏 浩文相談役(10、1月)
生涯研修センター協議会	8月2日(日) 2月13日(土)	清野 光彦副会長
生活困窮者支援委員会	9月6日(日) 10月25日(土) 1月10日(日) 2月13日(土)	高橋 修一会長
主任相談支援員現任研修プログラム研究委員会	12月20日(日)	高橋 修一会長
主任相談支援員スキルアップ研修	12月8日(火)～9日(水) 3月15日(火)～16日(水)	高橋 修一会長
認定社会福祉士登録機関連営委員会	3月7日(土)	白戸 一秀
ハート相談センター全国担当者会議	2月28日(土)	清野 光彦副会長

＜別表３＞

○ 総会開催状況

名称	開催日	開催場所	参加者
第 17 回定時総会	6 月 6 日（土）	かでの 2.7	56 名

○ 理事会開催状況

名称	開催日	開催場所
第 1 回理事会	4 月 25 日（土）	かでの 2.7 550 会議室
第 2 回理事会	6 月 6 日（土）	かでの 2.7 6 階すずらん
第 3 回理事会	7 月 25 日（土）	かでの 2.7 810B 会議室
第 4 回理事会	10 月 24 日（土）	札幌市北老人福祉センター
第 5 回理事会	1 月 23 日（土）	かでの 2.7 810B 会議室

○ 正副会長会議開催状況

名称	開催日	開催場所
第 1 回正副会長会議	4 月 21 日（火）	かでの 2.7
第 2 回正副会長会議	5 月 13 日（水）	かでの 2.7
第 3 回正副会長会議	6 月 24 日（水）	かでの 2.7
第 4 回正副会長会議	7 月 16 日（木）	かでの 2.7
第 5 回正副会長会議	8 月 27 日（木）	かでの 2.7
第 6 回正副会長会議	9 月 15 日（火）	かでの 2.7
第 7 回正副会長会議	10 月 15 日（火）	かでの 2.7
第 8 回正副会長会議	12 月 11 日（金）	かでの 2.7
第 9 回正副会長会議	1 月 13 日（水）	かでの 2.7
第 10 回正副会長会議	2 月 24 日（水）	かでの 2.7

○ 常設委員会開催状況

委員会名	回次	開催日	開催場所
①企画総務委員会	第 1 回	10 月 25 日（日）	事務局
企画総務委員会 担当理事打合せ	第 1 回	7 月 25 日（水）	事務局
	第 2 回	9 月 24 日（木）	チャットワーク（チャット）
	第 3 回	10 月 5 日（月）	ハンガアウトビデオ会議
	第 4 回	1 月 5 日（火）	ハンガアウトビデオ会議
	第 5 回	1 月 23 日（土）	かでの 2.7
	第 6 回	3 月 2 日（水）	ハンガアウトビデオ会議
②生涯研修委員会	第 1 回	10 月 18 日（日）	かでの 2.7
③ぱあとなあ北海道運営委員会	第 1 回	7 月 4 日（土）	かでの 2.7
	第 2 回	8 月 21 日（金）	スカイプ
	第 3 回	10 月 13 日（火）	チャットワーク
	第 4 回	1 月 24 日（日）	かでの 2.7
④現場実習指導者研修委員会	第 1 回	7 月 10 日（金）	札幌医学技術福祉歯科専門学校
	第 2 回	9 月 11 日（金）	札幌医学技術福祉歯科専門学校
	第 3 回	1 月 29 日（金）	札幌医学技術福祉歯科専門学校
⑤ケアマネジメント委員会	第 1 回	7 月 8 日（水）	スピタール南郷丘
⑥ー1 地域包括支援センター支援委員会	第 1 回	5 月 28 日（木）	かでの 2.7
	第 2 回	11 月 15 日（日）	かでの 2.7
	第 3 回	2 月 27 日（土）	旭川市神楽・西神楽地域包括支援センター
⑥ー2 地域包括支援センター支援委員会 （弁護士会との意見交換会・勉強会）	第 1 回	4 月 25 日（土）	札幌弁護士会館
	第 2 回	11 月 15 日（日）	札幌弁護士会館
	第 3 回	2 月 4 日（木）	各弁護士会館（ビデオにて）

⑦障がい者等地域生活支援委員会	第 1 回	7 月 11 日 (土)	かでの 2.7
	第 2 回	8 月 29 日 (土)	かでの 2.7
	第 3 回	1 月 23 日 (土)	かでの 2.7
⑧生活困難者支援委員会	第 1 回	3 月 12 日 (土)	かでの 2.7
⑨災害対策委員会	第 1 回	5 月 19 日 (月)	Web 会議
	第 2 回	9 月 13 日 (土)	かでの 2.7
	第 3 回	3 月 28 日 (月)	スカイプ
⑩司法分野との連携特別委員会	第 1 回	9 月 13 日 (日)	かでの 2.7
	第 2 回	12 月 12 日 (土)	かでの 2.7
	第 3 回	3 月 13 日 (日)	かでの 2.7

議案第2号 2015年度収支決算報告(案)について

公益社団法人北海道社会福祉士会 2015年度収支決算報告(総括表)

(収入)

単位 円

事業	予算額A	決算額B	差引B-A	摘 要
特定資産利息	0	32	32	釧根地区支部特定費用資金利息
会費収入	27,045,000	27,298,000	253,000	正会員 予算 1,800名×15,000円=27,000,000円 決算 1,817件 27,244,000円 (過年度会費納付あり) 賛助会員 団体(@10,000円) 予算2→決算4団体=40,000円 個人(@5,000円) 予算3→決算2名=10,000円 学生(@1,000円) 予算10名→決算4名=4,000円
事業収益	11,484,600	10,183,821	△1,300,779	各種研修参加料 予算 8,484,600円 決算 7,191,820円 減 1,292,780円 (災害支援コーディネーター養成研修 減 250,000円、 地域包括支援センターネットワーク実践研修 減 610,000円 等) ばあとなあ事業収入(受託収入名簿登録料) 予算 2,960,000円 決算 2,830,001円 減 129,999円
受取補助金 委託料	2,152,000	2,597,371	445,371	介護給付等費用適正化事業収入 予算 860,000円 決算 1,375,880円 増 515,880円 (新たに1自治体受託) 全国統一模擬試験 予算 242,000円 決算 373,491円 増 131,491円 (受験者増)

				道キャリアパス支援研修事業助成金 予算 750,000 円 決算 548,000 円 減 202,000 円 北海道社会福祉総合基金助成金(司法分野との連携事業) 予算 300,000 円 決算 300,000 円
負担金収入	0	0	0	
受取寄付金	0	16,000	16,000	
雑収入	92,624	260,838	168,214	広告物同封手数料、受取利息ほか
事業活動収入計	40,774,224	40,356,062	△418,162	

(支出)

事業	予算額A	決算額B	差引A-B	摘 要
研修事業	11,877,882	10,588,339	1,289,543	旅費交通費 予算 2,663,000 円 決算 2,046,114 円 減 616,886 円 賃借料 予算 1,225,136 円 決算 638,767 円 減 586,369 円
権利擁護事業	4,857,631	4,602,743	254,888	旅費交通費 予算 506,000 円 決算 361,905 円 減 144,095 円 印刷製本費 予算 143,400 円 決算 87,096 円 減 56,304 円
地域福祉活動事業	1,209,170	1,434,810	△225,640	諸謝金 (介護給付費等費用適正化事業調査先の増) 予算 475,000 円 決算 634,250 円 増 159,250 円
広報啓発事業	2,439,070	2,023,632 (2,031,327)	415,438 (407,743)	通信運搬費 予算 1,301,020 円 決算 874,802 円 減 426,218 円 (かわら版発送数減・単価減)
第三者評価事業	2,577,900	2,459,001	118,899	
組織活動事業	1,495,647 (4,911,147)	1,076,370 (4,491,870)	419,277 (419,277)	旅費交通費 予算 280,000 円 決算 205,303 円 減 74,697 円 通信運搬費 予算 64,000 円 決算 82 円 減 63,918 円

				消耗什器備品費 予算 100,000 円 決算 0 円 減 100,000 円 (テレビ会議用テレビ・パソコン購入なし) 消耗品費 予算 105,000 円 決算 0 円 減 105,000 円 印刷製本費 予算 54,000 円 決算 2,215 円 減 51,785 円
講習事業	58,195	97,651	△39,456	租税公課 予算 0 円 決算 16,229 円 増 16,229 円 賃借料 予算 1,360 円 決算 17,221 円 増 15,861 円
法人会計	13,624,034	13,877,733	△253,699	日本社会福祉士会会費 予算 1,800 名×5,000 円=9,000,000 円 決算 1,802 件 9,140,000 円 増 140,000 円 (会費 新入会委員以外 9,013,000 円、新入会員分 127,000 円)
支部活動	3,724,950	3,405,201	319,749	各地区支部活動費 (ほかに道キャリアパス支援研修事業での支出 548,000 円あり)
事業活動支出計	41,864,479	39,565,480	2,298,999	
投資活動支出	0	0	0	
支出計	41,864,479	39,565,480	2,298,999	
差引単年度収支	△1,090,255	790,582	1,880,837	

※ () 書きは、支部配分金など内部取引を含めた額。

※ 人件費(事業費及び管理費における給与手当支出及び福利厚生費支出) : 予算 11,367,000 円 決算 11,424,701 円 増 57,701 円

※ 公益目的事業比率適合 公益目的事業費 / 経常費用計 = 59.57 % (50%以上適合)

※ 公益目的事業収支相償も適合(収支相償:公益法人が行う公益目的事業について、収入がその実施に要する適正な費用を越えてはならないという、公益法人認定法の規定。)

※ 遊休財産 遊休財産が公益目的事業費を超えてはならないという規定。

貸借対照表

平成28年 3月31日現在

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	12,565,920	11,575,483	990,437
現金	87,959	106,960	-19,001
普通預金	12,477,961	11,468,523	1,009,438
未収金	889,813	1,147,450	-257,637
前払金	242,541	0	242,541
貯蔵品	36,219	12,960	23,259
流動資産合計	13,734,493	12,735,893	998,600
2 固定資産			
(1) 基本財産			
(2) 特定資産			
釧根福祉文化創造事業準備金	191,656	182,874	8,782
特定資産合計	191,656	182,874	8,782
(3) その他固定資産			
固定資産合計	191,656	182,874	8,782
資産の部合計	13,926,149	12,918,767	1,007,382
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	1,149,066	1,181,796	-32,730
前受金	175,000	0	175,000
預り金	77,593	3,063	74,530
流動負債合計	1,401,659	1,184,859	216,800
2 固定負債			
負債の部合計	1,401,659	1,184,859	216,800
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
2 一般正味財産	12,524,490	11,733,908	790,582
正味財産の部合計	12,524,490	11,733,908	790,582
負債及び正味財産合計	13,926,149	12,918,767	1,007,382

正味財産増減計算書

平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

(単位: 円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	32	30	2
特定資産受取利息	32	30	2
受取会費	27,298,000	27,051,000	247,000
正会員受取会費	27,244,000	27,021,000	223,000
賛助会員受取会費	54,000	30,000	24,000
事業収益	10,183,821	8,758,100	1,425,721
事業収益	10,183,821	8,758,100	1,425,721
受取補助金等	2,597,371	4,600,831	-2,003,460
受取委託料収益	1,749,371	3,850,831	-2,101,460
受取助成金	848,000	750,000	98,000
受取負担金	0	27,305	-27,305
受取負担金	0	27,305	-27,305
受取寄付金	16,000	0	16,000
受取寄付金	16,000	0	16,000
雑収益	260,838	832,693	-571,855
受取利息	2,736	2,699	37
雑収益	258,102	829,994	-571,892
経常収益計	40,356,062	41,269,959	-913,897
(2) 経常費用			
事業費	24,742,197	25,344,831	-602,634
給料手当	9,055,298	8,798,104	257,194
福利厚生費	1,801,856	1,922,543	-120,687
旅費交通費	3,355,746	3,730,935	-375,189
研修費	34,000	94,000	-60,000
通信運搬費	1,768,561	2,312,664	-544,103
会議費	35,226	35,396	-170
消耗什器備品費	0	23,061	-23,061
消耗品費	178,543	92,097	86,446
書籍代購入費	812,542	393,788	418,754
印刷製本費	1,765,330	1,726,130	39,200
賃借料	1,539,024	1,744,480	-205,456
諸会費	20,000	20,000	0
保険料	0	360	-360
諸謝金	3,050,423	2,843,660	206,763
租税公課	521,326	593,479	-72,153
慶弔交際費	0	21,440	-21,440
支払負担金	681,043	891,306	-210,263
委託費	5,442	0	5,442
雑費	117,837	101,388	16,449
管理費	14,823,283	14,718,202	105,081
給料手当	280,061	272,106	7,955
福利厚生費	287,486	249,848	37,638
旅費交通費	782,066	607,863	174,203
通信運搬費	868,175	847,964	20,211
消耗什器備品費	87,224	59,979	27,245
消耗品費	375,300	221,290	154,010
印刷製本費	489,694	635,832	-146,138
賃借料	907,835	777,069	130,766
諸会費	9,140,000	9,177,000	-37,000
保険料(管)	4,300	4,300	0

正味財産増減計算書

平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
租税公課	75,974	74,721	1,253
慶弔交際費	11,048	24,536	-13,488
支払負担金	77,000	0	77,000
委託費	1,215,100	1,364,328	-149,228
雑費	222,020	401,366	-179,346
経常費用計	39,565,480	40,063,033	-497,553
評価損益等調整前当期経常増減額	790,582	1,206,926	-416,344
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	790,582	1,206,926	-416,344
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	790,582	1,206,926	-416,344
当期一般正味財産増減額	790,582	1,206,926	-416,344
一般正味財産期首残高	11,733,908	10,526,982	1,206,926
一般正味財産期末残高	12,524,490	11,733,908	790,582
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	12,524,490	11,733,908	790,582

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品…最終仕入原価法による。

(2) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引

リース物件の所有者が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式による。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産 釧根福祉文化創造事業準備金	182,874	8,782	0	191,656
合 計	182,874	8,782	0	191,656

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定 正味財産から の充当額)	(うち一般 正味財産から の充当額)	(うち負債に 対応する額)
特定資産 釧根福祉文化創造事業準備金	191,656	(0)	(191,656)	(0)
合 計	191,656	(0)	(191,656)	(0)

4. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
キャリアパス支援研修事業助成金	北海道	0	548,000	548,000	0	一般正味財産
キャリアパス支援研修事業助成金 司法連携委員会	道社協	0	300,000	300,000	0	一般正味財産
合 計		0	848,000	848,000	0	

収 支 計 算 書

平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

(単位: 円)

勘 定 科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
(2) 特定資産運用収入	0	32	-32
特定資産利息収入	0	32	-32
(4) 会費収入	27,045,000	27,298,000	-253,000
正会員会費収入	27,000,000	27,244,000	-244,000
賛助会員会費収入	45,000	54,000	-9,000
(5) 事業収入	11,484,600	10,183,821	1,300,779
事業収入	11,484,600	10,183,821	1,300,779
(6) 補助金等収入	2,152,000	2,597,371	-445,371
受取委託料収入	1,102,000	1,749,371	-647,371
受取助成金収入	1,050,000	848,000	202,000
(8) 寄付金収入	0	16,000	-16,000
寄付金収入	0	16,000	-16,000
(9) 雑収入	92,624	260,838	-168,214
受取利息収入	2,624	2,736	-112
雑収入	90,000	258,102	-168,102
事業活動収入計	40,774,224	40,356,062	418,162
2. 事業活動支出			
(1) 事業費支出	27,352,495	24,742,197	2,610,298
給料手当支出	8,870,650	9,055,298	-184,648
福利厚生費支出	2,155,340	1,801,856	353,484
旅費交通費支出	4,485,000	3,355,746	1,129,254
研修費支出	114,000	34,000	80,000
通信運搬費支出	2,244,220	1,768,561	475,659
会議費支出	135,000	35,226	99,774
消耗什器備品費支出	103,000	0	103,000
消耗品費支出	397,500	178,543	218,957
書籍代購入支出	340,000	812,542	-472,542
印刷製本費支出	1,519,000	1,765,330	-246,330
賃借料支出	1,976,340	1,539,024	437,316
諸会費支出	20,000	20,000	0
諸謝金支出	3,631,500	3,050,423	581,077
租税公課支出	0	521,326	-521,326
負担金支出	1,145,850	681,043	464,807
試験評価費支出	65,000	0	65,000
委託費支出	93,000	5,442	87,558
雑支出	57,095	117,837	-60,742
(2) 管理費支出	14,511,984	14,823,283	-311,299
給料手当支出	274,350	280,061	-5,711
福利厚生費支出	66,660	287,486	-220,826
会議費支出	43,000	0	43,000
旅費交通費支出	539,000	782,066	-243,066
通信運搬費支出	647,700	868,175	-220,475
消耗什器備品費支出	0	87,224	-87,224
消耗品費支出	262,000	375,300	-113,300
印刷製本費支出	880,000	489,694	390,306
賃借料支出	893,024	907,835	-14,811
諸会費支出	9,000,000	9,140,000	-140,000
保険料支出	0	4,300	-4,300
諸謝金支出	20,000	0	20,000
租税公課支出	320,000	75,974	244,026

収 支 計 算 書

平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

(単位：円)

勘 定 科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
慶弔交際費支出	0	11,048	-11,048
負担金支出	0	77,000	-77,000
委託費支出	1,399,500	1,215,100	184,400
雑支出	166,750	222,020	-55,270
事業活動支出計	41,864,479	39,565,480	2,298,999
事業活動収支差額	-1,090,255	790,582	-1,880,837
Ⅱ 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
(2) 特定資産取得支出	0	8,782	-8,782
積立預金積立支出	0	8,782	-8,782
投資活動支出計	0	8,782	-8,782
投資活動収支差額	0	-8,782	8,782
Ⅲ 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
Ⅳ 予備費支出	0		0
当期収支差額	-1,090,255	781,800	-1,872,055
前期繰越収支差額	10,304,146	11,551,034	-1,246,888
次期繰越収支差額	9,213,891	12,332,834	-3,118,943

収支計算書に対する注記

1、資金の範囲

資金の範囲には、流動資産及び流動負債を含めている。

なお、前期末及び当期末残高は、下記2に記載するとおりである。

2、次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現金預金	11,575,483	12,565,920
未収金	1,147,450	889,813
前払金	0	242,541
貯蔵品	12,960	36,219
合 計	12,735,893	13,734,493
未払金	1,181,796	1,149,066
前受金	0	175,000
預り金	3,063	77,593
合 計	1,184,859	1,401,659
次期繰越収支差額	11,551,034	12,332,834

財 産 目 録

公益社団法人 北海道社会福祉士会 平成 28 年 3月 31日現在

(単位:円)

科 目			金	額
I 資産の部				
1 流動資産				
現金預金				
現金	本部	現金手許有高	20,674	
	道南地区支部	〃	30,041	
	道北地区支部	〃	10,900	
	オホーツク地区支部	〃	25,287	
	釧根地区支部	〃	1,057	
		現金 計		87,959
普通預金	本部	北海道銀行 札幌駅北口支店 普通預金	343,713	
〃	〃	北洋銀行 北七条支店 普通預金	147,922	
通常貯金	〃	札幌合同庁舎内郵便局 通常貯金	1,419,159	
郵便振替	〃	ゆうちょ銀行 振替口座	2,718,725	
普通預金	〃	北海道銀行 札幌駅北口支店 普通預金	521,506	
郵便振替	〃	ゆうちょ銀行 振替口座	3,963,087	
通常貯金	道央地区支部	ゆうちょ銀行 通常貯金	151,370	
通常貯金	道南地区支部	ゆうちょ銀行 通常貯金	868,927	
通常貯金	道北地区支部	ゆうちょ銀行 通常貯金	498,430	
通常貯金	オホーツク地区支部	ゆうちょ銀行 通常貯金	409,371	
通常貯金	日胆地区支部	ゆうちょ銀行 通常貯金	636,575	
普通預金	十勝地区支部	帯広信用金庫 柏林台支店 普通預金	795,002	
通常貯金	〃	ゆうちょ銀行 通常貯金	65	
普通預金	釧根地区支部	北洋銀行 釧路中央支店 普通預金	604	
通常貯金	〃	ゆうちょ銀行 通常貯金	3,505	
		普通預金 計		12,477,961
未収金	本部	北海道 キャリアバス支援研修事業補助金 他	888,384	
	十勝地区支部	仮払残金未入金分	1,429	
		未収金 計		889,813
前払金	本部	2016年度事業 会場代他	176,741	
	釧根地区支部	2016年度社会福祉セミナー支払分	65,800	
				242,541
貯蔵品	本部	切手 2015年度未使用分合計		36,219
		流動資産合計		13,734,493
2 固定資産				
(1)基本財産				
		基本財産合計		0
(2)特定資産	釧根地区支部	釧根福祉文化創造事業準備金		
		北海道労働金庫 釧路支店 普通預金	191,656	
		特定資産合計	191,656	
		固定資産合計	191,656	191,656
		資産合計		13,926,149

財 産 目 録

公益社団法人 北海道社会福祉士会 平成 28 年 3 月 31日現在

(単位:円)

科 目			金 額		
Ⅱ 負債の部					
1 流動負債					
未払金	本部	平成28年3月分社会保険事業主負担金 他	1,131,340		
	日胆地区支部	個人立替返金分	357		
	釧根地区支部	2015年度権利擁護事業 資料・印刷代	17,369		
		未払金 計		1,149,066	
前受金	本部	2016年度研修事業 基研修礎Ⅰ受講料前受分	175,000		
		前受金 計		175,000	
預り金	本部	3月分源泉所得税、道市民税 他	72,541		
	道央地区支部	研修講師謝金 源泉所得税	765		
	オホーツク地区支部	研修講師謝金 源泉所得税	4,287		
		預り金 計		77,593	
		流動負債計			1,401,659
2 固定負債					
		固定負債計		0	
		負債合計			0
		一般正味財産			12,524,490

収支計算書内訳表

平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

(単位: 円)

勘定科目	本部	道央地区支部	道南地区支部	道北地区支部	オホーツク地区支部	日胆地区支部	十勝地区支部	釧根地区支部	合計	内部取引消去	拠点区分合計
I 事業活動収支の部											
1. 事業活動収入											
(2) 特定資産運用収入	0	0	0	0	0	0	0	32	32	0	32
特定資産利息収入	0	0	0	0	0	0	0	32	32	0	32
(4) 会費収入	27,298,000	0	0	0	0	0	0	0	27,298,000	0	27,298,000
正会員会費収入	27,244,000	0	0	0	0	0	0	0	27,244,000	0	27,244,000
賛助会員会費収入	54,000	0	0	0	0	0	0	0	54,000	0	54,000
賛助会員会費収入	51,000	0	0	0	0	0	0	0	51,000	0	51,000
学生会員会費収入	3,000	0	0	0	0	0	0	0	3,000	0	3,000
(5) 事業収入	9,937,321	94,000	0	23,500	0	0	13,000	116,000	10,183,821	0	10,183,821
事業収入	9,937,321	94,000	0	23,500	0	0	13,000	116,000	10,183,821	0	10,183,821
各種参加費等事業収入	6,945,320	94,000	0	23,500	0	0	13,000	116,000	7,191,820	0	7,191,820
第三者評価機関認証料収入	162,000	0	0	0	0	0	0	0	162,000	0	162,000
ばあとなあ事業収入	2,830,001	0	0	0	0	0	0	0	2,830,001	0	2,830,001
(6) 補助金等収入	2,597,371	788,000	421,500	476,000	413,500	449,500	439,500	427,500	6,012,871	-3,415,500	2,597,371
受取委託料収入	1,749,371	0	0	0	0	0	0	0	1,749,371	0	1,749,371
介護保険適正化事業委託料収入	1,375,880	0	0	0	0	0	0	0	1,375,880	0	1,375,880
その他委託料収入	373,491	0	0	0	0	0	0	0	373,491	0	373,491
受取助成金収入	848,000	0	0	0	0	0	0	0	848,000	0	848,000
キャリアパス支援研修事業助成金	848,000	0	0	0	0	0	0	0	848,000	0	848,000
支部配分金収入	0	788,000	421,500	476,000	413,500	449,500	439,500	427,500	3,415,500	-3,415,500	0
共通	0	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	350,000	-350,000	0
会員割	0	428,000	61,500	116,000	53,500	89,500	79,500	67,500	895,500	-895,500	0
地区支部研修等配分金	0	310,000	310,000	310,000	310,000	310,000	310,000	310,000	2,170,000	-2,170,000	0
(8) 寄付金収入	16,000	0	0	0	0	0	0	0	16,000	0	16,000
寄付金収入	16,000	0	0	0	0	0	0	0	16,000	0	16,000
(9) 雑収入	267,577	104	227	161	128	173	101	62	268,533	-7,695	260,838
受取利息収入	1,780	104	227	161	128	173	101	62	2,736	0	2,736
雑収入	265,797	0	0	0	0	0	0	0	265,797	-7,695	258,102
研修等資料販売料収入	14,192	0	0	0	0	0	0	0	14,192	0	14,192
広告物同封手数料収入	141,695	0	0	0	0	0	0	0	141,695	-7,695	134,000
その他の雑収入	109,910	0	0	0	0	0	0	0	109,910	0	109,910
事業活動収入計	40,116,269	882,104	421,727	499,661	413,628	449,673	452,601	543,594	43,779,257	-3,423,195	40,356,062
2. 事業活動支出											
(1) 事業費支出	25,705,741	589,664	179,670	388,710	223,610	248,578	264,783	564,636	28,165,392	-3,423,195	24,742,197
給料手当支出	9,055,298	0	0	0	0	0	0	0	9,055,298	0	9,055,298
福利厚生費支出	1,801,856	0	0	0	0	0	0	0	1,801,856	0	1,801,856
福利厚生費支出(事)	555,064	0	0	0	0	0	0	0	555,064	0	555,064
法定福利費支出(事)	1,246,792	0	0	0	0	0	0	0	1,246,792	0	1,246,792
旅費交通費支出	2,981,611	94,350	49,280	11,920	74,450	16,980	44,210	82,945	3,355,746	0	3,355,746
研修費支出	34,000	0	0	0	0	0	0	0	34,000	0	34,000
通信運搬費支出	1,206,673	156,015	33,174	120,422	29,903	64,264	82,664	75,446	1,768,561	0	1,768,561
会議費支出	21,388	0	0	1,900	0	2,830	9,108	0	35,226	0	35,226
消耗品費支出	137,771	7,446	0	17,535	6,024	220	9,243	304	178,543	0	178,543
書籍代購入支出	779,042	0	0	0	0	0	0	33,500	812,542	0	812,542
印刷製本費支出	1,458,520	97,609	5,048	87,661	3,805	26,714	3,474	87,401	1,770,232	-4,902	1,765,330
賃借料支出	1,163,324	129,130	48,268	29,772	9,280	2,260	18,060	138,930	1,539,024	0	1,539,024
諸会費支出	20,000	0	0	0	0	0	0	0	20,000	0	20,000
諸謝金支出	2,487,735	86,478	43,900	64,500	79,500	135,310	65,000	88,000	3,050,423	0	3,050,423
租税公課支出	521,326	0	0	0	0	0	0	0	521,326	0	521,326
負担金支出	539,995	0	0	55,000	20,000	0	33,024	33,024	681,043	0	681,043
委託費支出	0	5,442	0	0	0	0	0	0	5,442	0	5,442

収支計算書内訳表

平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

(単位: 円)

勘定科目	本部	道央地区支部	道南地区支部	道北地区支部	オホーツク地区支部	日胆地区支部	十勝地区支部	釧根地区支部	合計	内部取引消去	拠点区分合計
支部助成金支出(支部配分金)	3,415,500	0	0	0	0	0	0	0	3,415,500	-3,415,500	0
雑支出	81,702	13,194	0	0	648	0	0	25,086	120,630	-2,793	117,837
(2) 管理費支出	13,877,733	415,517	105,501	107,114	120,527	103,832	85,816	7,243	14,823,283	0	14,823,283
給料手当支出	280,061	0	0	0	0	0	0	0	280,061	0	280,061
福利厚生費支出	287,486	0	0	0	0	0	0	0	287,486	0	287,486
福利厚生費支出(管)	248,926	0	0	0	0	0	0	0	248,926	0	248,926
法定福利費支出(管)	38,560	0	0	0	0	0	0	0	38,560	0	38,560
旅費交通費支出	573,526	84,890	0	53,620	32,610	37,420	0	0	782,066	0	782,066
通信運搬費支出	594,034	110,358	16,381	25,568	42,777	33,240	43,620	2,197	868,175	0	868,175
消耗什器備品費支出	68,854	0	18,370	0	0	0	0	0	87,224	0	87,224
消耗品費支出	268,765	2,503	540	26,208	41,382	32,662	3,240	0	375,300	0	375,300
印刷製本費支出	373,512	110,560	3,500	0	0	0	2,122	0	489,694	0	489,694
賃借料支出	894,955	5,400	0	1,100	2,600	0	0	3,780	907,835	0	907,835
諸会費支出	9,140,000	0	0	0	0	0	0	0	9,140,000	0	9,140,000
保険料支出	4,300	0	0	0	0	0	0	0	4,300	0	4,300
租税公課支出	75,974	0	0	0	0	0	0	0	75,974	0	75,974
慶弔交際費支出	11,048	0	0	0	0	0	0	0	11,048	0	11,048
負担金支出	77,000	0	0	0	0	0	0	0	77,000	0	77,000
委託費支出	1,029,100	100,000	50,000	0	0	0	36,000	0	1,215,100	0	1,215,100
雑支出	199,118	1,806	16,710	618	1,158	510	834	1,266	222,020	0	222,020
事業活動支出計	39,583,474	1,005,181	285,171	495,824	344,137	352,410	350,599	571,879	42,988,675	-3,423,195	39,565,480
事業活動収支差額	532,795	-123,077	136,556	3,837	69,491	97,263	102,002	-28,285	790,582	0	790,582
Ⅱ 投資活動収支の部											
1. 投資活動収入											
投資活動収入計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 投資活動支出											
(2) 特定資産取得支出	0	0	0	0	0	0	0	8,782	8,782	0	8,782
積立預金積立支出	0	0	0	0	0	0	0	8,782	8,782	0	8,782
投資活動支出計	0	0	0	0	0	0	0	8,782	8,782	0	8,782
投資活動収支差額	0	0	0	0	0	0	0	-8,782	-8,782	0	-8,782
Ⅲ 財務活動収支の部											
1. 財務活動収入											
財務活動収入計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 財務活動支出											
財務活動支出計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ⅳ 予備費支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期収支差額	532,795	-123,077	136,556	3,837	69,491	97,263	102,002	-37,067	781,800	0	781,800
前期繰越収支差額	8,324,454	273,682	762,412	505,493	360,880	538,955	694,494	90,664	11,551,034	0	11,551,034
次期繰越収支差額	8,857,249	150,605	898,968	509,330	430,371	636,218	796,496	53,597	12,332,834	0	12,332,834

法人名 公益社団法人 北海道社会福祉士会
 会計名 本部

収 支 計 算 書

平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

(単位：円)

勘 定 科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
(4) 会費収入	27,045,000	27,298,000	-253,000
正会員会費収入	27,000,000	27,244,000	-244,000
賛助会員会費収入	45,000	54,000	-9,000
賛助会員会費収入	35,000	51,000	-16,000
学生会員会費収入	10,000	3,000	7,000
(5) 事業収入	11,288,600	9,937,321	1,351,279
事業収入	11,288,600	9,937,321	1,351,279
各種参加費等事業収入	8,328,600	6,945,320	1,383,280
第三者評価機関認証料収入	0	162,000	-162,000
ばあとなあ事業収入	2,960,000	2,830,001	129,999
(6) 補助金等収入	2,152,000	2,597,371	-445,371
受取委託料収入	1,102,000	1,749,371	-647,371
介護保険適正化事業委託料収入	860,000	1,375,880	-515,880
その他委託料収入	242,000	373,491	-131,491
受取助成金収入	1,050,000	848,000	202,000
キャリアパス支援研修事業助成金	1,050,000	848,000	202,000
(8) 寄付金収入	0	16,000	-16,000
寄付金収入	0	16,000	-16,000
(9) 雑収入	90,000	267,577	-177,577
受取利息収入	1,000	1,780	-780
雑収入	89,000	265,797	-176,797
書籍代	4,000	0	4,000
研修等資料販売料収入	0	14,192	-14,192
広告物同封手数料収入	70,000	141,695	-71,695
その他の雑収入	15,000	109,910	-94,910
事業活動収入計	40,575,600	40,116,269	459,331
2. 事業活動支出			
(1) 事業費支出	27,930,995	25,705,741	2,225,254
給料手当支出	8,870,650	9,055,298	-184,648
福利厚生費支出	2,155,340	1,801,856	353,484
福利厚生費支出(事)	738,170	555,064	183,106
法定福利費支出(事)	1,417,170	1,246,792	170,378
旅費交通費支出	3,858,000	2,981,611	876,389
研修費支出	114,000	34,000	80,000
通信運搬費支出	1,744,220	1,206,673	537,547
会議費支出	85,000	21,388	63,612
消耗什器備品費支出	103,000	0	103,000
消耗品費支出	282,000	137,771	144,229
書籍代購入支出	340,000	779,042	-439,042
印刷製本費支出	1,142,000	1,458,520	-316,520
賃借料支出	1,705,840	1,163,324	542,516
諸会費支出	20,000	20,000	0
諸謝金支出	2,990,500	2,487,735	502,765
租税公課支出	0	521,326	-521,326
負担金支出	930,850	539,995	390,855
試験評価費支出	65,000	0	65,000
委託費支出	63,000	0	63,000
支部助成金支出(支部配分金)	3,415,500	3,415,500	0
雑支出	46,095	81,702	-35,607

法人名 公益社団法人 北海道社会福祉士会
 会計名 本部

収 支 計 算 書

平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

(単位 : 円)

勘 定 科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
(2) 管理費支出	13,624,034	13,877,733	-253,699
給料手当支出	274,350	280,061	-5,711
福利厚生費支出	66,660	287,486	-220,826
福利厚生費支出(管)	22,830	248,926	-226,096
法定福利費支出(管)	43,830	38,560	5,270
会議費支出	10,000	0	10,000
旅費交通費支出	379,000	573,526	-194,526
通信運搬費支出	436,000	594,034	-158,034
消耗什器備品費支出	0	68,854	-68,854
消耗品費支出	200,000	268,765	-68,765
印刷製本費支出	730,000	373,512	356,488
賃借料支出	847,024	894,955	-47,931
諸会費支出	9,000,000	9,140,000	-140,000
保険料支出	0	4,300	-4,300
諸謝金支出	20,000	0	20,000
租税公課支出	320,000	75,974	244,026
慶弔交際費支出	0	11,048	-11,048
負担金支出	0	77,000	-77,000
委託費支出	1,191,000	1,029,100	161,900
雑支出	150,000	199,118	-49,118
事業活動支出計	41,555,029	39,583,474	1,971,555
事業活動収支差額	-979,429	532,795	-1,512,224
Ⅱ 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
Ⅲ 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
Ⅳ 予備費支出	0		0
当期収支差額	-979,429	532,795	-1,512,224
前期繰越収支差額	7,557,658	8,324,454	-766,796
次期繰越収支差額	6,578,229	8,857,249	-2,279,020

法人名 公益社団法人 北海道社会福祉士会
会計名 本部

収支計算書内訳表
平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

(単位:円)

勘定科目	公益目的事業会計										収益事業等会計			法人会計	合計	内部取引消去	拠点区分合計
	公益目的事業(公1)			公益目的事業(公2)										法人会計			
	公1) 研修事業	公1) 利用施設運営事業	小計	公2) 権利擁護事業	公2) 地域福祉活動事業	公2) 広報啓発事業	公2) 生活再建事業	公2) 第三者評価事業	小計	公益共通	小計	収益事業等(他1) 他1) 組織活動事業	収益事業等(他2) 他2) 講習事業	小計	法人会計		
I 事業活動収支の部																	
1. 事業活動収入																	
(4) 会費収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,135,333	9,135,333	0	0	0	18,162,667	27,298,000	0
正会員会費収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,081,333	9,081,333	0	0	0	18,162,667	27,244,000	0
賛助会員会費収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54,000	54,000	0	0	0	0	54,000	0
賛助会員会費収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51,000	51,000	0	0	0	0	51,000	0
学生会員会費収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,000	3,000	0	0	0	0	3,000	0
(5) 事業収入	5,374,220	0	5,374,220	2,998,001	0	0	0	1,565,100	4,563,101	0	9,937,321	0	0	0	0	9,937,321	0
事業収入	5,374,220	0	5,374,220	2,998,001	0	0	0	1,565,100	4,563,101	0	9,937,321	0	0	0	0	9,937,321	0
各種参加費等事業収入	5,374,220	0	5,374,220	168,000	0	0	0	1,403,100	1,571,100	0	6,945,320	0	0	0	0	6,945,320	0
第三者評価機関認証料収入	0	0	0	0	0	0	0	162,000	162,000	0	162,000	0	0	0	0	162,000	0
ばあとなあ事業収入	0	0	0	2,830,001	0	0	0	0	2,830,001	0	2,830,001	0	0	0	0	2,830,001	0
(6) 補助金等収入	692,000	0	692,000	156,000	1,375,880	0	0	0	1,531,880	0	2,223,880	0	373,491	373,491	0	2,597,371	0
受取委託料収入	0	0	0	0	1,375,880	0	0	0	1,375,880	0	1,375,880	0	373,491	373,491	0	1,749,371	0
介護保険適正化事業委託料収入	0	0	0	0	1,375,880	0	0	0	1,375,880	0	1,375,880	0	0	0	0	1,375,880	0
その他委託料収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	373,491	373,491	0	373,491	0	0
受取助成金収入	692,000	0	692,000	156,000	0	0	0	0	156,000	0	848,000	0	0	0	0	848,000	0
キャリアパス支援研修事業助成金	692,000	0	692,000	156,000	0	0	0	0	156,000	0	848,000	0	0	0	0	848,000	0
(8) 寄付金収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16,000	16,000	0
寄付金収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16,000	16,000	0
(9) 雑収入	3,950	0	3,950	0	0	141,695	0	7,932	149,627	0	153,577	0	3,310	3,310	110,690	267,577	-7,695
受取利息収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,780	1,780	0
雑収入	3,950	0	3,950	0	0	141,695	0	7,932	149,627	0	153,577	0	3,310	3,310	108,910	265,797	-7,695
研修等資料販売料収入	2,950	0	2,950	0	0	0	0	7,932	7,932	0	10,882	0	3,310	3,310	0	14,192	0
広告物同封手数料収入	0	0	0	0	0	141,695	0	0	141,695	0	141,695	0	0	0	0	141,695	-7,695
その他の雑収入	1,000	0	1,000	0	0	0	0	0	0	0	1,000	0	0	0	108,910	109,910	0
(10) 他会計からの繰入金収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	279,150	279,150	0	-279,150	-279,150	0	0	0
他事業振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	279,150	279,150	0	-279,150	-279,150	0	0	0
事業活動収入計	6,070,170	0	6,070,170	3,154,001	1,375,880	141,695	0	1,573,032	6,244,608	9,414,483	21,729,261	0	97,651	97,651	18,289,357	40,116,269	-7,695
2. 事業活動支出																	
(1) 事業費支出	10,588,339	0	10,588,339	4,602,743	1,434,810	2,031,327	0	2,459,001	10,527,881	0	21,116,220	4,491,870	97,651	4,589,521	0	25,705,741	-3,415,500
給料手当支出	4,088,887	0	4,088,887	2,557,888	280,061	466,768	0	933,536	4,238,253	0	8,327,140	681,481	46,677	728,158	0	9,055,298	0
福利厚生費支出	813,622	0	813,622	508,978	55,728	92,880	0	185,758	843,344	0	1,656,966	135,602	9,288	144,890	0	1,801,856	0
福利厚生費支出(事)	250,637	0	250,637	156,792	17,167	28,612	0	57,223	259,794	0	510,431	41,772	2,861	44,633	0	555,064	0
法定福利費支出(事)	562,985	0	562,985	352,186	38,561	64,268	0	128,535	583,550	0	1,146,535	93,830	6,427	100,257	0	1,246,792	0
旅費交通費支出	2,046,114	0	2,046,114	361,905	226,012	24,007	0	113,590	725,514	0	2,771,628	205,303	4,680	209,983	0	2,981,611	0
研修費支出	34,000	0	34,000	0	0	0	0	0	0	0	34,000	0	0	0	0	34,000	0
通信運搬費支出	148,868	0	148,868	127,138	4,253	874,802	0	49,496	1,055,689	0	1,204,557	82	2,034	2,116	0	1,206,673	0
会議費支出	1,268	0	1,268	0	20,120	0	0	0	20,120	0	21,388	0	0	0	0	21,388	0
消耗品費支出	139,480	0	139,480	0	3,757	-5,466	0	0	-1,709	0	137,771	0	0	0	0	137,771	0
書籍代購入支出	708,842	0	708,842	0	0	0	0	70,200	70,200	0	779,042	0	0	0	0	779,042	0
印刷製本費支出	485,574	0	485,574	87,096	106,853	538,435	0	238,067	970,451	0	1,456,025	2,215	280	2,495	0	1,458,520	0
賃借料支出	638,767	0	638,767	175,412	41,305	13,463	0	249,549	479,729	0	1,118,496	27,607	17,221	44,828	0	1,163,324	0
諸会費支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20,000	0	20,000	0	20,000	0
諸謝金支出	1,205,860	0	1,205,860	102,500	634,250	2,625	0	542,500	1,281,875	0	2,487,735	0	0	0	0	2,487,735	0
租税公課支出	239,911	0	239,911	131,563	60,095	5,777	0	67,751	265,186	0	505,097	0	16,229	16,229	0	521,326	0
負担金支出	0	0	0	539,995	0	0	0	0	539,995	0	539,995	0	0	0	0	539,995	0
支部助成金支出(支部配分金)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,415,500	0	3,415,500	0	3,415,500	-3,415,500
雑支出	37,146	0	37,146	10,268	2,376	18,036	0	8,554	39,234	0	76,380	4,080	1,242	5,322	0	81,702	0
(2) 管理費支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13,877,733	13,877,733	0
給料手当支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	280,061	280,061	0
福利厚生費支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	287,486	287,486	0
福利厚生費支出(管)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	248,926	248,926	0
法定福利費支出(管)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38,560	38,560	0
旅費交通費支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	573,526	573,526	0
通信運搬費支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	594,034	594,034	0
消耗什器備品費支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	68,854	68,854	0
消耗品費支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	268,765	268,765	0
印刷製本費支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	373,512	373,512	0
賃借料支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	894,955	894,955	0
諸会費支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,140,000	9,140,000	0
保険料支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,300	4,300	0
租税公課支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75,974	75,974	0
慶弔交際費支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,048	11,048	0
負担金支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77,000	77,000	0
委託費支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,029,100	1,029,100	0
雑支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	199,118	199,118	0
事業活動支出計	10,588,339	0	10,588,339	4,602,743	1,434,810	2,031,327	0	2,459,001	10,527,881	0	21,116,220	4,491,870	97,651	4,589,521	13,877,733	39,583,474	-3,415,500
事業活動収支差額	-4,518,169	0	-4,518,169	-1,448,742	-58,930	-1,889,632	0	-885,969	-4,283,273	9,414,483	613,041	-4,491,870	0	-4,491,870	4,411,624	532,795	3,407,805
II 投資活動収支の部																	

法人名 公益社団法人 北海道社会福祉士会
会計名 本部

収 支 計 算 書 内 訳 表

平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

(単位：円)

勘 定 科 目	公益目的事業会計										収益事業等会計			法人会計	合 計	内部取引消去	拠点区分合計
	公益目的事業(公1)			公益目的事業(公2)					公益共通 公益共通	小 計	収益事業等(他1) 他1)組織活動事業	収益事業等(他2) 他2)講習事業	小 計	法人会計			
	公1)研修事業	公1)福祉支援事業	小 計	公2)権利擁護事業	公2)地域福祉活動事業	公2)広報啓発事業	公2)生活再建事業	公2)第三者評価事業						小 計			
1. 投資活動収入																	
投資活動収入計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 投資活動支出																	
投資活動支出計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ⅲ 財務活動収支の部																	
1. 財務活動収入																	
財務活動収入計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 財務活動支出																	
財務活動支出計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ⅳ 予備費支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期収支差額	-4,518,169	0	-4,518,169	-1,448,742	-58,930	-1,889,632	0	-885,969	-4,283,273	9,414,483	613,041	-4,491,870	0	-4,491,870	4,411,624	532,795	3,407,805
前期繰越収支差額	-10,011,048	-944,927	-10,955,975	-2,065,000	-37,827	-3,826,703	0	1,684,345	-4,245,185	23,073,429	7,872,269	-6,587,442	-1,973,860	-8,561,302	9,013,487	8,324,454	6,758,266
次期繰越収支差額	-14,529,217	-944,927	-15,474,144	-3,513,742	-96,757	-5,716,335	0	798,376	-8,528,458	32,487,912	8,485,310	-11,079,312	-1,973,860	-13,053,172	13,425,111	8,857,249	10,166,071

収 支 計 算 書

平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

(単位：円)

勘 定 科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
(2) 特定資産運用収入	0	32	-32
特定資産利息収入	0	32	-32
(5) 事業収入	196,000	246,500	-50,500
事業収入	196,000	246,500	-50,500
各種参加費等事業収入	196,000	246,500	-50,500
(6) 補助金等収入	3,415,500	3,415,500	0
支部配分金収入	3,415,500	3,415,500	0
共通	350,000	350,000	0
会員割	895,500	895,500	0
地区支部研修等配分金	2,170,000	2,170,000	0
(9) 雑収入	2,624	956	1,668
受取利息収入	1,624	956	668
雑収入	1,000	0	1,000
その他の雑収入	1,000	0	1,000
事業活動収入計	3,614,124	3,662,988	-48,864
2. 事業活動支出			
(1) 事業費支出	2,837,000	2,459,651	377,349
旅費交通費支出	627,000	374,135	252,865
通信運搬費支出	500,000	561,888	-61,888
会議費支出	50,000	13,838	36,162
消耗品費支出	115,500	40,772	74,728
書籍代購入支出	0	33,500	-33,500
印刷製本費支出	377,000	311,712	65,288
賃借料支出	270,500	375,700	-105,200
諸謝金支出	641,000	562,688	78,312
負担金支出	215,000	141,048	73,952
委託費支出	30,000	5,442	24,558
雑支出	11,000	38,928	-27,928
(2) 管理費支出	887,950	945,550	-57,600
会議費支出	33,000	0	33,000
旅費交通費支出	160,000	208,540	-48,540
通信運搬費支出	211,700	274,141	-62,441
消耗什器備品費支出	0	18,370	-18,370
消耗品費支出	62,000	106,535	-44,535
印刷製本費支出	150,000	116,182	33,818
賃借料支出	46,000	12,880	33,120
委託費支出	208,500	186,000	22,500
雑支出	16,750	22,902	-6,152
事業活動支出計	3,724,950	3,405,201	319,749
事業活動収支差額	-110,826	257,787	-368,613
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
(2) 特定資産取得支出	0	8,782	-8,782
積立預金積立支出	0	8,782	-8,782
投資活動支出計	0	8,782	-8,782
投資活動収支差額	0	-8,782	8,782
III 財務活動収支の部			

法人名 公益社団法人 北海道社会福祉士会
 会計名 地区支部会計 合算

収 支 計 算 書

平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

(単位：円)

勘 定 科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出	0		0
当期収支差額	-110,826	249,005	-359,831
前期繰越収支差額	2,746,488	3,226,580	-480,092
次期繰越収支差額	2,635,662	3,475,585	-839,923

法人名 公益社団法人 北海道社会福祉士会
 会計名 道央地区支部

収 支 計 算 書

平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

(単位: 円)

勘 定 科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
(5) 事業収入	170,000	94,000	76,000
事業収入	170,000	94,000	76,000
各種参加費等事業収入	170,000	94,000	76,000
(6) 補助金等収入	788,000	788,000	0
支部配分金収入	788,000	788,000	0
共通	50,000	50,000	0
会員割	428,000	428,000	0
地区支部研修等配分金	310,000	310,000	0
(9) 雑収入	100	104	-4
受取利息収入	100	104	-4
事業活動収入計	958,100	882,104	75,996
2. 事業活動支出			
(1) 事業費支出	728,000	589,664	138,336
旅費交通費支出	214,500	94,350	120,150
通信運搬費支出	124,000	156,015	-32,015
会議費支出	3,000	0	3,000
消耗品費支出	30,000	7,446	22,554
印刷製本費支出	95,000	97,609	-2,609
賃借料支出	103,500	129,130	-25,630
諸謝金支出	149,000	86,478	62,522
委託費支出	0	5,442	-5,442
雑支出	9,000	13,194	-4,194
(2) 管理費支出	230,100	415,517	-185,417
旅費交通費支出	40,000	84,890	-44,890
通信運搬費支出	5,000	110,358	-105,358
消耗品費支出	5,000	2,503	2,497
印刷製本費支出	45,000	110,560	-65,560
賃借料支出	5,000	5,400	-400
委託費支出	120,000	100,000	20,000
雑支出	10,100	1,806	8,294
事業活動支出計	958,100	1,005,181	-47,081
事業活動収支差額	0	-123,077	123,077
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出			
当期収支差額	0	-123,077	123,077
前期繰越収支差額	346,616	273,682	72,934
次期繰越収支差額	346,616	150,605	196,011

法人名 公益社団法人 北海道社会福祉士会
 会計名 道南地区支部

収 支 計 算 書

平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

(単位：円)

勘 定 科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
(6) 補助金等収入	421,500	421,500	0
支部配分金収入	421,500	421,500	0
共通	50,000	50,000	0
会員割	61,500	61,500	0
地区支部研修等配分金	310,000	310,000	0
(9) 雑収入	150	227	-77
受取利息収入	150	227	-77
事業活動収入計	421,650	421,727	-77
2. 事業活動支出			
(1) 事業費支出	245,000	179,670	65,330
旅費交通費支出	50,000	49,280	720
通信運搬費支出	50,000	33,174	16,826
会議費支出	30,000	0	30,000
消耗品費支出	15,000	0	15,000
印刷製本費支出	30,000	5,048	24,952
賃借料支出	30,000	48,268	-18,268
諸謝金支出	40,000	43,900	-3,900
(2) 管理費支出	176,650	105,501	71,149
会議費支出	28,000	0	28,000
通信運搬費支出	25,000	16,381	8,619
消耗什器備品費支出	0	18,370	-18,370
消耗品費支出	10,000	540	9,460
印刷製本費支出	40,000	3,500	36,500
賃借料支出	20,000	0	20,000
委託費支出	50,000	50,000	0
雑支出	3,650	16,710	-13,060
事業活動支出計	421,650	285,171	136,479
事業活動収支差額	0	136,556	-136,556
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出	0		0
当期収支差額	0	136,556	-136,556
前期繰越収支差額	586,747	762,412	-175,665
次期繰越収支差額	586,747	898,968	-312,221

法人名 公益社団法人 北海道社会福祉士会
 会計名 道北地区支部

収 支 計 算 書

平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

(単位：円)

勘 定 科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
(5) 事業収入	16,000	23,500	-7,500
事業収入	16,000	23,500	-7,500
各種参加費等事業収入	16,000	23,500	-7,500
(6) 補助金等収入	476,000	476,000	0
支部配分金収入	476,000	476,000	0
共通	50,000	50,000	0
会員割	116,000	116,000	0
地区支部研修等配分金	310,000	310,000	0
(9) 雑収入	1,000	161	839
受取利息収入	1,000	161	839
事業活動収入計	493,000	499,661	-6,661
2. 事業活動支出			
(1) 事業費支出	353,000	388,710	-35,710
旅費交通費支出	29,000	11,920	17,080
通信運搬費支出	83,000	120,422	-37,422
会議費支出	9,000	1,900	7,100
消耗品費支出	14,000	17,535	-3,535
印刷製本費支出	25,000	87,661	-62,661
賃借料支出	42,000	29,772	12,228
諸謝金支出	74,000	64,500	9,500
負担金支出	75,000	55,000	20,000
雑支出	2,000	0	2,000
(2) 管理費支出	140,000	107,114	32,886
旅費交通費支出	52,000	53,620	-1,620
通信運搬費支出	38,000	25,568	12,432
消耗品費支出	26,000	26,208	-208
印刷製本費支出	12,000	0	12,000
賃借料支出	10,000	1,100	8,900
雑支出	2,000	618	1,382
事業活動支出計	493,000	495,824	-2,824
事業活動収支差額	0	3,837	-3,837
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出	0		0
当期収支差額	0	3,837	-3,837
前期繰越収支差額	420,806	505,493	-84,687
次期繰越収支差額	420,806	509,330	-88,524

法人名 公益社団法人 北海道社会福祉士会
 会計名 日胆地区支部

収 支 計 算 書

平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

(単位：円)

勘 定 科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
(6) 補助金等収入	449,500	449,500	0
支部配分金収入	449,500	449,500	0
共通	50,000	50,000	0
会員割	89,500	89,500	0
地区支部研修等配分金	310,000	310,000	0
(9) 雑収入	100	173	-73
受取利息収入	100	173	-73
事業活動収入計	449,600	449,673	-73
2. 事業活動支出			
(1) 事業費支出	310,000	248,578	61,422
旅費交通費支出	80,000	16,980	63,020
通信運搬費支出	65,000	64,264	736
会議費支出	0	2,830	-2,830
消耗品費支出	10,000	220	9,780
印刷製本費支出	0	26,714	-26,714
賃借料支出	10,000	2,260	7,740
諸謝金支出	145,000	135,310	9,690
(2) 管理費支出	139,600	103,832	35,768
会議費支出	5,000	0	5,000
旅費交通費支出	45,000	37,420	7,580
通信運搬費支出	59,100	33,240	25,860
消耗品費支出	5,000	32,662	-27,662
印刷製本費支出	23,000	0	23,000
委託費支出	2,500	0	2,500
雑支出	0	510	-510
事業活動支出計	449,600	352,410	97,190
事業活動収支差額	0	97,263	-97,263
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出	0		0
当期収支差額	0	97,263	-97,263
前期繰越収支差額	361,873	538,955	-177,082
次期繰越収支差額	361,873	636,218	-274,345

法人名 公益社団法人 北海道社会福祉士会
 会計名 十勝地区支部

収 支 計 算 書

平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

(単位: 円)

勘 定 科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
(5) 事業収入	10,000	13,000	-3,000
事業収入	10,000	13,000	-3,000
各種参加費等事業収入	10,000	13,000	-3,000
(6) 補助金等収入	439,500	439,500	0
支部配分金収入	439,500	439,500	0
共通	50,000	50,000	0
会員割	79,500	79,500	0
地区支部研修等配分金	310,000	310,000	0
(9) 雑収入	1,100	101	999
受取利息収入	100	101	-1
雑収入	1,000	0	1,000
その他の雑収入	1,000	0	1,000
事業活動収入計	450,600	452,601	-2,001
2. 事業活動支出			
(1) 事業費支出	432,000	264,783	167,217
旅費交通費支出	85,000	44,210	40,790
通信運搬費支出	47,000	82,664	-35,664
会議費支出	8,000	9,108	-1,108
消耗品費支出	9,000	9,243	-243
印刷製本費支出	121,000	3,474	117,526
賃借料支出	12,000	18,060	-6,060
諸謝金支出	80,000	65,000	15,000
負担金支出	40,000	33,024	6,976
委託費支出	30,000	0	30,000
(2) 管理費支出	130,000	85,816	44,184
旅費交通費支出	10,000	0	10,000
通信運搬費支出	55,000	43,620	11,380
消耗品費支出	8,000	3,240	4,760
印刷製本費支出	20,000	2,122	17,878
委託費支出	36,000	36,000	0
雑支出	1,000	834	166
事業活動支出計	562,000	350,599	211,401
事業活動収支差額	-111,400	102,002	-213,402
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出			
当期収支差額	-111,400	102,002	-213,402
前期繰越収支差額	467,698	694,494	-226,796
次期繰越収支差額	356,298	796,496	-440,198

法人名 公益社団法人 北海道社会福祉士会
 会計名 オホーツク地区支部

収 支 計 算 書

平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

(単位：円)

勘 定 科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
(6) 補助金等収入	413,500	413,500	0
支部配分金収入	413,500	413,500	0
共通	50,000	50,000	0
会員割	53,500	53,500	0
地区支部研修等配分金	310,000	310,000	0
(9) 雑収入	100	128	-28
受取利息収入	100	128	-28
事業活動収入計	413,600	413,628	-28
2. 事業活動支出			
(1) 事業費支出	383,000	223,610	159,390
旅費交通費支出	78,500	74,450	4,050
通信運搬費支出	91,000	29,903	61,097
消耗品費支出	30,500	6,024	24,476
印刷製本費支出	50,000	3,805	46,195
賃借料支出	26,000	9,280	16,720
諸謝金支出	87,000	79,500	7,500
負担金支出	20,000	20,000	0
雑支出	0	648	-648
(2) 管理費支出	30,600	120,527	-89,927
旅費交通費支出	10,000	32,610	-22,610
通信運搬費支出	14,600	42,777	-28,177
消耗品費支出	3,000	41,382	-38,382
賃借料支出	3,000	2,600	400
雑支出	0	1,158	-1,158
事業活動支出計	413,600	344,137	69,463
事業活動収支差額	0	69,491	-69,491
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出			
	0		0
当期収支差額	0	69,491	-69,491
前期繰越収支差額	252,644	360,880	-108,236
次期繰越収支差額	252,644	430,371	-177,727

収 支 計 算 書

平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

(単位: 円)

勘 定 科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
(2) 特定資産運用収入	0	32	-32
特定資産利息収入	0	32	-32
(5) 事業収入	0	116,000	-116,000
事業収入	0	116,000	-116,000
各種参加費等事業収入	0	116,000	-116,000
(6) 補助金等収入	427,500	427,500	0
支部配分金収入	427,500	427,500	0
共通	50,000	50,000	0
会員割	67,500	67,500	0
地区支部研修等配分金	310,000	310,000	0
(9) 雑収入	74	62	12
受取利息収入	74	62	12
事業活動収入計	427,574	543,594	-116,020
2. 事業活動支出			
(1) 事業費支出	386,000	564,636	-178,636
旅費交通費支出	90,000	82,945	7,055
通信運搬費支出	40,000	75,446	-35,446
消耗品費支出	7,000	304	6,696
書籍代購入支出	0	33,500	-33,500
印刷製本費支出	56,000	87,401	-31,401
賃借料支出	47,000	138,930	-91,930
諸謝金支出	66,000	88,000	-22,000
負担金支出	80,000	33,024	46,976
雑支出	0	25,086	-25,086
(2) 管理費支出	41,000	7,243	33,757
旅費交通費支出	3,000	0	3,000
通信運搬費支出	15,000	2,197	12,803
消耗品費支出	5,000	0	5,000
印刷製本費支出	10,000	0	10,000
賃借料支出	8,000	3,780	4,220
雑支出	0	1,266	-1,266
事業活動支出計	427,000	571,879	-144,879
事業活動収支差額	574	-28,285	28,859
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
(2) 特定資産取得支出	0	8,782	-8,782
積立預金積立支出	0	8,782	-8,782
投資活動支出計	0	8,782	-8,782
投資活動収支差額	0	-8,782	8,782
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出			
	0		0
当期収支差額	574	-37,067	37,641
前期繰越収支差額	310,104	90,664	219,440
次期繰越収支差額	310,678	53,597	257,081

議案第 3 号 2015 年度監査報告（案）について

監 査 報 告 書

公益社団法人 北海道社会福祉士会

代表理事・会長 高橋 修一 殿

平成 28 年 4 月 26 日

監 事 越前谷 賢一 ⑩

監 事 佐藤 はるみ ⑩

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの事業年度の監査につきまして、次のとおり、その方法および結果を報告します。

1 監査の方法及びその内容

監事は、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査し、当該事業年度に係る事業報告について検討しました。

また、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書、収支計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討しました。

2 監査意見

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示していると認めます。

以上

議案第 4 号 組織体制の見直しにかかる関係規則の一部改正について

改正理由

2015 年 7 月の理事会において組織再編の方針を決定しましたので、これに基づき 2017 年度からの施行を目指して関係規則の改正を提案するものです。

(再掲)

1. これからの本会の目指すべき方向性（3 年間）

「道民に寄り添う実践力の高い社会福祉士の育成と社会的認知拡大を目指す」

2. 組織再編に関する基本的な考え方

組織再編にあたっての基本的な考え方としては、次の 4 つです。

① 意思決定の迅速化

理事会の回数の制限がある中で、より迅速に事業を展開していくためには、意思決定の迅速化を図る必要があるとともに、類似する事業内容の統合と整理が必要である。

② 地区支部を中心とした事業運営(又はソーシャルワーク実践の支援)

全道レベル実施すべき事業と各地区支部で実施する事業の区別をした上で、地区支部を中心に活動できる組織体制の整備が不可欠であり、会員との距離がより近い地区支部単位で事業運営を行う。

③ 事業の選択と集中による予算の確保(スクラップ&ビルド)

現状として、事業量も多く、さらにあらたなことに取り組む余裕もない。しかし、変化する社会情勢において、本会として取り組むべき事業もある。また、過去の調査等においても、高齢者福祉を中心とした研修会の開催により、会員からの不満が少なからず存在する。

④ より活動しやすい委員会体制の強化と地区支部長の権限の明確化(強化)

本会の事業運営の活発化に向けては、各委員会が中心となる。理事会ではなく、委員会が中心となって活動できる／しやすい体制の整備が必要である。事業運営にあたっては、本会におけるパイプ役となる地区支部長の権限を明確にすることによって、さらに活動しやすい体制につながるものを期待できる。

⑤ 独自の活動展開するための財務体質の健全化

本会が独自の活動を展開するためには、上記の創意工夫に加えて、財務体質を健全化させることが不可欠であり、助成金に依存し過ぎない自主財源を確保していく必要がある。

3. 関連する規則

① 公益社団法人北海道社会福祉士会支部の設置及び運営に関する規則

② 公益社団法人北海道社会福祉士会組織規則

③ 公益社団法人北海道社会福祉士会委員会及び事業部会の設置及び運営に関する規則

公益社団法人北海道社会福祉士会支部の設置及び運営に関する規則新旧対照表

新	旧	
公益社団法人北海道社会福祉士会支部の設置及び運営に関する規則 規則第5号 2013年4月1日制定 2016年6月11日一部改正 (目的) 第1条 この規則は、公益社団法人北海道社会福祉士会(以下「本会」という。)定款第35条第1項の規定に基づき、本会の支部の設置及び運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。 (支部活動の趣旨) 第2条 支部は、<u>第5条に定める</u>区域を単位として本会会員の<u>相互交流及び研鑽等を図る</u>ことにより、身近な地域で活動できる場を作り、その支部の実情に即した独自の事業を展開し地域福祉サービスの推進と向上に寄与するものとする。 (運営) 第3条 支部における事業は、本会定款第4条に定める事業のうち、身近な地域で展開することが望ましい事業を実施する。 2 <u>支部独自に行う事業の他、本会が主催する研修会等の地域開催にあつては、その運営に協力するものとする。</u> <u>3 地区支部は、理事会の監督に基づいて運営する。</u> <u>4 地区支部の運営にあたっては、理事会は少なくとも年に一度、支部長と意見交換を行う機会を設ける。</u> (支部の設置要件) 第4条 支部の設置要件は、おおむね人口30万人以上の規模	公益社団法人北海道社会福祉士会支部の設置及び運営に関する規則 規則第5号 2013年4月1日制定 (目的) 第1条 この規則は、公益社団法人北海道社会福祉士会(以下「本会」という。)定款第35条第1項の規定に基づき、本会の支部の設置及び運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。 (支部活動の趣旨) 第2条 支部は、<u>その</u>区域を単位として本会会員の<u>組織化と相互交流・研鑽をすすめる</u>ことにより、身近な地域で活動できる場を作り、その支部の実情に即した独自の事業を展開し地域福祉サービスの推進と向上に寄与するものとする。 (事業) 第3条 支部における事業は、本会定款第4条に定める事業のうち、身近な地域で展開することが望ましい事業を実施する。 2 <u>支部独自に行う事業の他、本会が主催する研修会等の地域開催にあつては、その運営に協力するものとする。</u> (支部の設置要件) 第4条 支部の設置要件は、おおむね人口30万人以上の規模	

の生活圏域を単位とする。 (支部区分) 第5条 支部は、次の7支部とし、その区域構成は別表のとおりとする。 (1) 道央地区支部 (2) 道南地区支部 (3) 道北地区支部 (4) オホーツク地区支部 (5) 日胆地区支部 (6) 十勝地区支部 (7) 釧根地区支部 (支部会員) 第6条 支部は、区域内に住所を有する本会会員をもって組織する。 _____ 2. <u>支部会員は、本会会員として承認されたときから支部に所属する。</u> (支部役員) 第7条 支部には次の役員を置く。 (1) 支部長 1人 (2) 副支部長 1人以上4人以内 (3) 事務局長 1人 (4) 会計 1人 (5) 幹事 3人以上20人以内 (6) 監事 2人以内 2. <u>支部長、副支部長、事務局長及び会計は幹事とし、幹事の定数に含めるものとする。</u> 3. <u>支部長は、支部会員の中から選出し、本会総会に報告するものとする。</u> 4. <u>幹事は、支部会員の中から選出し、本会理事会に報告す</u>	の生活圏域を単位とする。 (支部区分) 第5条 支部は、次の7支部とし、その区域構成は別表のとおりとする。 (1) 道央地区支部 (2) 道南地区支部 (3) 道北地区支部 (4) オホーツク地区支部 (5) 日胆地区支部 (6) 十勝地区支部 (7) 釧根地区支部 (支部会員) 第6条 支部は、区域内に住所を有する本会会員をもって組織する。<u>ただし、届出により勤務地に所属を変更することができる。</u> 2. <u>支部会員は、本会会員として承認されたときから支部に所属する。</u> 3. <u>道外在住会員については、勤務地の支部(「支部」ではなく、「都道府県社会福祉士会」)に所属する。</u> (支部役員) 第7条 支部には次の役員を置く。 (1) 支部長 1人 (2) 副支部長 1人以上4人以内 (3) 事務局長 1人 (4) 会計 1人 (5) 幹事 3人以上20人以内 (6) 監事 2人以内 2. <u>支部長、副支部長、事務局長、会計は幹事とし、幹事の定数に含めるものとする。</u> 3. <u>支部長は、支部会員の中から選出し、本会総会に報告する。</u> 4. <u>幹事は、支部会員の中から選出し、本会理事会に報告す</u>	
---	--	--

るものとする。 5 <u>副支部長及び事務局長は、支部長が幹事の中から指名し、本会理事会に報告するものとする。</u> 6 <u>監事は、支部会員の中から選出し、本会理事会に報告するものとする。</u> (職務) 第8条 支部長は支部を代表し、<u>次の職務を行う。</u> <u>(1) 幹事に対する指示及び連絡に関すること</u> <u>(2) 支部が行う事業の調整、企画及び管理に関すること</u> <u>(3) 関係官庁等との連絡及び協議に関すること</u> <u>(4) 本会委員等の推薦又は講師派遣に関すること</u> <u>(5) その他本会理事会又は当該支部役員会において、別に定めること</u> 2 <u>副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故ある時はその職務を代理し、支部長が欠けたときは、その職務を行う。</u> 3 <u>事務局長は、支部の事務を統括する。</u> 4 <u>幹事は、役員会を構成し、支部の業務を推進する。</u> 5 <u>会計は、支部会計を適正に執行するものとする。</u> 6 <u>監事は、支部<u>事業</u>を監査する。</u> _____ _____ (任期) 第9条 支部役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。 (会議) 第10条 支部の会議は次のとおりとする。 (1) 支部全体会 <u>(以下「全体会」という。)</u> (2) 支部役員会 <u>(以下「役員会」という。)</u> 2 <u>_____全体会は、支部会員を<u>も</u>って構成し、毎年1回開催とする。</u> 3 <u>役員会は、支部役員をもって構成し、支部長が必要と認めたときに開催する。</u>	るものとする。 5 <u>副支部長及び事務局長は、支部長が幹事の中から指名し、本会理事会に報告するものとする。</u> 6 <u>監事は、支部会員の中から選出し、本会理事会に報告するものとする。</u> (職務) 第8条 支部長は支部を代表し、<u>支部の事業・運営を統括する。</u> 2 <u>副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故ある時はその職務を代理し、支部長が欠けたときは、その職務を行う。</u> 3 <u>事務局長は、支部の事務を統括する。</u> 4 <u>幹事は、役員会を構成し、支部の業務を推進する。</u> 5 <u>会計は、支部会計を適正に執行するものとする。</u> 6 <u>監事は、支部<u>会計</u>を監査する。<u>(連結会計移行時の議論の末、支部監事は、会計監査できないと説明があり、支部規則を改正した)</u></u> (任期) 第9条 支部役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。 (会議) 第10条 支部の会議は次のとおりとする。 (1) 支部全体会 <u>(支部総会)</u> (2) 支部役員会 2 <u>支部全体会は、支部会員を<u>持</u>って構成し、毎年1回開催とする。</u> 3 <u>役員会は、支部役員をもって構成し、支部長が必要と認めたときに開催する。</u>	
---	--	--

(付議) 第11条 <u> </u>全体会は、次の各号に定める事項を審議する。 (1) <u>支部役員の選出に関する事項</u> (2) <u>理事会にて全体会に付議すべきことを決議した事項</u> (3) <u>その他支部の運営等に係る重要事項</u> 2 <u>前項に定めるもののほか、支部の運営に関する意見交換や交流の機会として、次に掲げる事項を報告する。</u> (1) <u>事業計画及び予算に関する事項</u> (2) <u>事業報告及び決算に関する事項</u> (3) <u>その他役員会が必要と認める事項</u> 3 <u>役員会は、次の各号に定める事項を審議する。ただし、本会定款第32条第2項の規定に準拠し、役員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の役員会の決議があったものとみなす。</u> (1) <u>事業計画及び予算に関する事項</u> (2) <u>事業報告及び決算に関する事項</u> (3) <u>第1項第2号に関する事項</u> (4) <u>本会理事会、委員会及び部会にて役員会に付議すべきことを決議した事項</u> (5) <u>その他必要な事項</u> 3 <u>支部の全体会において決議した事項は、本会理事会に報告する。</u> 4 <u>本会の役員は、支部の会議に出席し、意見を述べることができる。</u> (会計) 第12条 支部の経費は、本会支部活動費及び参加費、寄付金<u>等</u>によってまかなう。 2 <u>支部の事業計画及び予算案は、その内容を本会理事<u>会</u>に提出し、理事会でその承認を得るものとする。</u> 3 <u>支部の事業報告及び決算案は、その内容を本会理事会に提出し、理事会でその承認を得るとともに総会において審議するものとする。</u>	(付議) 第11条 <u>支部</u>全体会は、次の各号に定める事項を審議する。 (1) <u>事業計画及び予算</u> (2) <u>事業報告及び決算報告</u> (3) <u>支部役員の選出</u> (4) <u>その他支部の重要事項</u> 2. <u>役員会は、事業計画及び予算の立案、事業の実施計画の作成、管理を行う。</u> (会計) 第12条 支部の経費は、本会支部活動費及び参加費、寄付金などによってまかなう。 2. 支部の事業計画及び予算案は、その内容を本会理事に提出し、理事会でその承認を得るものとする。 3. 支部独自に支部会費を徴収することはできない。	
--	---	--

<u>4</u> 支部独自に支部会費を徴収することはできない。 (支部活動費) 第13条 <u>本会は、支部活動費を理事会が別に定める算出基準に基づき組織活動事業費の予算の範囲内で支部に交付するものとする。</u> <u>2 支部は、支部活動費の交付の後、前項に規定する算出基準とした事業を実施できなかった場合は、その全額を当該年度中に本会に返還する。</u> <u>3 当該年度に交付された支部活動費の次年度への繰越しの上限を当該年度に交付された額の1割以内とし、これを超える額は、翌年度の支部活動費から控除する。</u> (改廃) 第14条 この規則を改廃するときは、総会の承認を得なければならない。 附 則 1 <u>この規則は、本会設立の日から施行する。</u> <u>附 則</u> <u>1 この規則は、2017年4月1日から施行し、第13条第3項の改正後の規定は、2017年度会計から適用する。</u> <u>2 2016年度末時点の各支部の一般正味財産期末残高は、その用途を明らかにし、所定の手続きを経て3カ年度を上限として執行することができる。ただし、これにより難しいときは一般正味財産期末残高の一部又は全部を本会に戻入するものとする。</u> 別表 略	(支部活動費) 第13条 支部活動費は、<u>共通基本額のほか事業規模、会員数等を勘案した支部活動費助成金によって構成され、組織活動事業費</u>の予算の範囲内で支部に交付するものとする。 <u>2 支部活動費の申請にあたっては、年度当初の5月中に支部活動費決定通知書を地区支部宛送付するものとする。</u> <u>3 支部活動費の精算報告にあたっては、毎年4月末までに支部活動費報告書を本会宛提出するものとする。</u> <u>4 支部活動費決定通知書及び支部活動費報告書の様式は、別途理事会において定める。</u> (改 廃) 第14条 この規則を改廃するときは、総会の承認を得なければならない。 附 則 1 <u>この規則は、本会設立の日から施行する。</u> 別表 略	
---	--	--

公益社団法人北海道社会福祉士会組織規則新旧対照表

新	旧	
公益社団法人北海道社会福祉士会組織規則 規則第 6 号 2013年4月1日 制定 2016年6月11日 一部改正 (目的) 第 1 条 この規則は、公益社団法人北海道社会福祉士会(以下「本会」という。)定款第 4 条に規定する本会の事業を円滑に実施するため、必要な組織 <u>及び</u> 職制を定めることを目的とする。 (正副会長会議) 第 2 条 会務を系統的に執行する機関として、正副会長会議を置く。 2 <u>正副会長会議の構成員は、会長、副会長、事務局長、顧問、相談役とする。</u> <u>3 必要に応じて、会長が指定する者の出席を求めることができる。</u> <u>4 正副会長会議は、次のことを統括する。</u> (1) <u>本会の事業推進に関すること。</u> (2) <u>事務局の運営に関すること。</u> (3) 本会委員会 <u>の設置及び運営規則</u> に定められた委員会 <u>の運営に関すること。</u> (4) <u>その他事業運営に必要な事項に関すること。</u> 4 <u>正副会長会議は会長が招集し、少なくとも 2 か月に一回は開催しなければならない。</u> (事務局) 第 3 条 前条に規定する会務執行を補助する機関として、定款第 47 条に規定する事務局がこれにあた	公益社団法人北海道社会福祉士会組織規則 規則第 6 号 2013年4月1日 制定 (目的) 第 1 条 この規則は、公益社団法人北海道社会福祉士会(以下「本会」という。)定款第 4 条に規定する本会の事業を円滑に実施するため、必要な組織・職制を定めることを目的とする。 (正副会長会議) 第 2 条 会務を系統的に執行する機関として、正副会長会議を置く。 2 <u>正副会長会議の構成員は、会長、副会長、事務局長、顧問、相談役とする。</u> 3 <u>正副会長会議は、次のことを統括する。</u> (1) <u>理事会決定を受けた</u> 本会の事業推進に関すること (2) 事務局の運営に関すること (3) 本会委員会 <u>・事業部会</u> の設置及び運営規程に定められた委員会 <u>・事業部会</u> の運営に関すること (4) その他事業運営に必要な事項に関すること 4 <u>正副会長会議は会長が招集し、少なくとも 2 か月に一回は開催しなければならない。</u> (事務局) 第 3 条 前条に規定する会務執行を補助する機関として、定款第 47 条に規定する事務局がこれにあた	

る。 2 <u>事務局の組織及び運営に関する事項は別に定める。</u> (倫理委員会) 第4条 会員の行動規範、懲罰、倫理、苦情対応 <u>及び</u>不服申し立て等に関することを審議する機関として、倫理委員会を置く。 2 <u>倫理委員会の運営に関する事項は別に定める。</u> (委員会及び事業部会) 第5条 本会の事業を円滑に実施するため、<u>委員会又は事業部会</u>を設ける。 <u>2 委員会及び事業部会の設置及び運営に関する事項は別に定める。</u> (地区支部) 第6条 本会は定款第35条の規定に基づき、支部(以下「地区支部」という。)を組織することとする。 <u>2 地区支部の運営に関する事項は別に定める。</u>	る。 2 <u>事務局の組織及び運営に関する事項は別に定める。</u> (倫理委員会) 第4条 会員の行動規範、懲罰、倫理、苦情対応、<u>不服申し立て等に関することを審議する機関として、倫理委員会を置く。</u> 2 <u>倫理委員会の運営に関する事項は別に定める。</u> (委員会及び事業部会) 第5条 本会の事業を円滑に実施するため、定款第4条に基づき、事業内容ごとに委員会及び事業部会を設ける。 <u>2. 前項に規定する委員会及び事業部会の業務運営監督者は、第2条第3項第4号により、正副会長会議の構成員の一人とする。</u> <u>3. 第1項に規定する委員会及び事業部会の業務運営責任者は、原則として理事とする。</u> <u>4. 前項の人事は、理事会において協議し決定する。</u> <u>5. 運営監督者及び運営責任者の任期は、定款第25条を準用する。</u> <u>6. 委員会及び事業部会の設置及び運営に関する事項は別に定める。</u> (地区支部) 第6条 本会は定款第35条の規定に基づき、支部(以下「地区支部」という。)を組織することとする。 <u>2. 地区支部は、理事会の監督に基づいて運営する。</u> <u>3. 地区支部の運営にあたっては、少なくとも年に一度、地区支部長・事務局長会議を開催し、意見交換を行うこととする。</u> <u>4. その他、地区支部の運営に関する事項は別に定める。</u> <u>(日本社会福祉士会との連携)</u> 第7条 本会は、<u>社団法人日本社会福祉士会に業務を委託することができる。</u>	
--	--	--

(組織図) 第<u>7</u>条 本会の組織図は別表のとおりとする。 (改廃) 第<u>8</u>条 この規則を改廃するときは、総会の承認を得なければならない。 附 則 1 <u>本規則は、本会設立の日から施行する。</u> <u>附 則</u> <u>この規則は、2017年4月1日から施行する。</u>	<u>(日本社会福祉士会の代議員)</u> 第8条 社団法人日本社会福祉士会定款第15条に規定する代議員は、本会総会の議決を経て、北海道支部定数を選出する。 2. 代議員の選出方法等に関する事項は、社団法人日本社会福祉士会代議員選出規則及び本会代議員選出規則による。 3. 代議員は、社団法人日本社会福祉士会役員の選任に協力する他、社団法人日本社会福祉士会の総会に出席し社団法人日本社会福祉士会総会委任事項等を審議する。 <u>(日本社会福祉士会の理事)</u> 第9条 社団法人日本社会福祉士会定款第16条に規定する理事は、社団法人日本社会福祉士会役員選出規則第6条第2項により、理事会で選任し、総会で報告する。 2. 理事は、社団法人日本社会福祉士会定款第18条に規定する業務を執行する。 (組織図) 第<u>10</u>条 本会の組織図は別表のとおりとする。 (改廃) 第<u>11</u>条 この規則を改廃するときは、総会の承認を得なければならない。 附 則 1. <u>本規則は、本会設立の日から施行する。</u>	
--	--	--

公益社団法人北海道社会福祉士会委員会及び事業部会の設置及び運営に関する規則新旧対照表

新	旧	
公益社団法人北海道社会福祉士会委員会<u>及び</u>事業部会の設置及び運営に関する規則 規則第 7 号 2013年4月1日制定 (目的) 第 1 条 この規則は、公益社団法人北海道社会福祉士会(以下「本会」という。)の事業を円滑に実施するための委員会<u>及び</u>事業部会の設置及び運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。 (定義) 第 2 条 この規則において「<u>委員会</u>」とは、<u>次項の事業部会の運営及び管理を担うため、継続的に</u>設置する機関をいう。 2 <u>この規則において「事業部会」とは、本会事業の企画、運営、研究又は調査等の推進を目的として継続的</u><u>又は</u>期間を定めて設置する機関をいう。	公益社団法人北海道社会福祉士会委員会・事業部会の設置及び運営に関する規則 規則第 7 号 2013年4月1日制定 (目的) 第 1 条 この規則は、公益社団法人北海道社会福祉士会(以下「本会」という。)の事業を円滑に実施するための委員会・事業部会の設置及び運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。 (定義) 第 2 条 この規則において「<u>委員会</u>」とは、本会事業の企画・運営・研究・調査等の推進を目的として継続的<u>または</u>期間を定めて設置する機関をいう。 2. <u>この規則において「事業部会」とは、本会事業の企画・運営・研究・調査等の推進を目的として、特別会計を設けて、継続的または期間を定めて</u>設置する機関をいう。 (委員会の区分) 第 3 条 委員会を次のとおり区分する。 (1) 研究を目的としその企画運営を担う委員会 (2) 本会の事業・実務の推進を目的としその企画運営を担う委員会 (3) その他、特務事項の遂行を目的としてその一定期間特別に設置される委員会 (適用の除外) 第 4 条 この規則は、既に本会定款その他の規則等により個別に規定されている委員会及び助成金事業等の運営のために設置された委員会には適用しない。ただし、本会定款その他の規則等により個別に規定されている委員会においても、以下の各条項の	

(委員会の設置) 第3条 委員会を新たに設置又は変更するときは、理事又は事務局長による起案に基づき理事会に申請し、承認を受けなければならない。 2 前項の申請に当たっては、目的、事業計画、予算、委員長及び委員人数構成等の案について明確にしなければならない。 (委員長の選任) 第4条 委員長は、原則として副会長がこれを兼ねる。ただし、これにより難しいときは、理事会において理事の中から選任されるものとする。 <u>2 委員長は、業務運営責任者として、委員会を運営する。</u> <u>3 委員長が欠けたときは、理事会においてすみやかに後任の委員長を選任しなければならない。</u> <u>4 委員長は複数の委員会を兼任しないものとする。</u> (委員会の監督) 第5条 <u>委員長は、業務運営監督者として、事業部会を分担して監督する。</u> (委員長の任期) 第6条 委員長の任期は、本会定款第25条を準用する。	具体的規定が定められていないものについては、この規則を適用するものとする。 (委員会の設置) 第5条 委員会を新たに設置するときは、理事又は事務局長による起案に基づき理事会に申請し、承認を受けなければならない。 2 前項の申請に当たっては、目的、事業計画、予算、委員長及び委員人数構成等の案について明確にしなければならない。 (委員長の選任) 第6条 委員長は、理事会において原則として理事の中から選任されるものとする。委員長は、組織規則第5条第3項に規定する業務運営責任者として、委員会を運営する。 <u>2 委員長が欠けたときは、理事会においてすみやかに後任の委員長を選任しなければならない。</u> <u>3 委員長は複数の委員会を兼任しないものとする。ただし、理事会で必要と認められた場合はその限りではない。</u> (委員会の監督) 第7条 <u>正副会長会議の構成者は、組織規則第5条第2項に規定する業務運営監督者として、委員会を分担して監督する。</u> (委員長の任期) 第8条 委員長の任期は、本会定款第15条を準用する。 <u>2 理事でない委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して4期8年を超えて選任されることはできないものとする。</u>	
---	--	--

(委員長の解任) 第7条 委員長が次の各号の一に該当するときは、理事会において3分の2以上の議決に基づき、解任することができる。この場合、その委員長に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。 (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認めるとき。 (2) 職務上の義務違反その他委員長としてふさわしくない行為があると認められるとき。 (委員会の解散) 第8条 委員会を終了あるいは解散するときは、予めその理由を明確にして委員長の申請に基づき理事会の承認を得なければならない。 (委員会の責務) 第9条 委員長は、当該委員会の年度事業計画及び予算並びに次年度事業報告及び決算を別に定める様式により理事会が指定する期日までに作成し、会長に提出しなければならない。 2 委員長は、委員会開催の都度遅滞なく議事録を作成し、事務局に保管しなければならない。 3 委員長は、委員会活動の進捗状況及び収支状況を明らかにし、必要に応じて理事会に報告しなければならない。 (副委員長) 第10条 委員長は、運営上必要があると認められるときは、副委員長を委員の中から選任することができる。 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその	(委員長の解任) 第9条 委員長が次の各号の一に該当するときは、理事会において3分の2以上の議決に基づき、解任することができる。この場合、その委員長に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。 (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認めるとき。 (2) 職務上の義務違反その他委員長としてふさわしくない行為があると認められるとき。 (委員会の解散) 第10条 委員会を終了あるいは解散するときは、委員長の申請に基づき理事会の承認を得なければならない。 <u>2. ただし、第3条第1号及び第3号に区分される委員会については、理事会がその終了あるいは解散する時期を決定することができる。</u> <u>3. 第1項の申請に当たっては、その理由について明確にしなければならない。</u> (委員会の責務) 第11条 委員長は、当該委員会の年度事業計画・予算、ならびに次年度事業報告・決算を別に定める様式により会長が指定する期日までに作成し、会長に提出しなければならない。 2 委員長は委員会開催の都度遅滞なく議事録を作成し、事務局に保管しなければならない。 3 委員長は、委員会活動の進捗状況及び収支状況を明らかにし、必要に応じて理事会に報告しなければならない。 (副委員長) 第12条 委員長は、運営上必要があると認められるときは、副委員長を委員の中から選任することができる。 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその事務を代行する。	
---	---	--

事務を代行する。 (委員<u>会</u>の構成) 第<u>11</u>条 委員会、事業部会長（以下「部会長」という。）をもって構成する。 (個別運営) 第<u>12</u>条 委員長は、以下の事項を所轄する委員会について個別に決定し内規運用する<u>ことができる</u>。 (1) 委員の人数構成 (2) 委員の解任・補充 (3) 委員会の開催方法 (4) 部会の設置 (5) 議決の方法 2. <u>本会定款第32条第2項の規定により、委員長が委員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき部会長の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の委員会の決議があったものとみなす。</u> (費用弁償及び謝金) 第<u>13</u>条 委員会活動に伴う旅費等の費用弁償及び謝金等に関する事項は、別に定める (事業部会<u>の</u>設置) 第<u>14</u>条 事業部会（以下「部会」という。）を新たに設置又は変更するときは、委員長による起案に基づき理事会に申請し、承認を受けなければならない。 2. <u>前項の申請に当たっては、目的、事業計画、予算、委員長及び委員人数構成等の案について明確にしなければならない。</u>	(委員) 第<u>13</u>条 委員は2名以上とし、原則として過半数を本会会員とする。 2. <u>委員は委員長が選任し理事会に報告し、会長が委嘱する。</u> (個別運営) 第<u>14</u>条 委員長は、以下の事項を所轄する委員会について個別に決定し内規運用する<u>ものとする</u>。 (1) 委員の人数構成 (2) 委員の解任・補充 (3) 委員の公募方法 (4) 委員の任期(ただし、原則として1年以上2年未満とする) (5) 委員会の開催方法 (6) 部会の設置 (7) 議決の方法 2. <u>ただし、第3条第2号及び第3号に区分される委員会については、前項の規定にかかわらず、理事会は前項各号について決定し指定することができる。</u> (費用弁償及び謝金) 第<u>15</u>条 委員会活動に伴う旅費等の費用弁償及び謝金等に関する事項は、別に定める本会費用弁償に関する規則及び旅費・謝金・日当等の支払い細則に従う。 (事業部会) 第16条 事業部会の運営については、事業部会ごとに別に定める。	
--	--	--

<u>(部会長の選任)</u> <u>第15条 部会長は、委員会において原則として理事の中から選任されるものとする。ただし、これにより難しいときは、この限りではない。</u> <u>2 部会長は、事業責任者として、事業部会を運営する。</u> <u>3 部会長が欠けたときは、委員会においてすみやかに後任の部会長を選任しなければならない。</u> <u>4 部会長は、複数の事業部会を兼任しないものとする。</u> <u>(部会長の任期)</u> <u>第16条 部会長の任期は、本会定款第15条を準用する。</u> <u>2 理事でない部会長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して4期8年を超えて選任されることはできないものとする。</u> <u>(部会長の解任)</u> <u>第17条 部会長が次の各号の一に該当するときは、委員会において3分の2以上の議決に基づき、解任することができる。この場合、その部会長に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。</u> <u>(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認めるとき。</u> <u>(2) 職務上の義務違反その他部会長としてふさわしくない行為があると認められるとき。</u> <u>(部会の解散)</u> <u>第18条 部会を終了あるいは解散するときは、予めその理由を明確にして委員長の申請に基づき理事会の承認を得なければならない。</u> <u>(部会長の責務)</u> <u>第19条 部会長は、当該部会の年度事業計画及び予算並びに次年度事業報告及び決算を別に定める様式により委員会が指定する期日までに作成し、委員長に提出しなければならない。</u> <u>2 部会長は、当該部会開催の都度遅滞なく議事録を作成</u>		
---	--	--

<u>し、事務局に保管しなければならない。</u> <u>3 部会長は、当該部会活動の進捗状況及び収支状況を明らかにし、必要に応じて委員会に報告しなければならない。</u> <u>(副部会長)</u> <u>第20条 部会長は、運営上必要があると認められるときは、副部会長を部会委員の中から選任することができる。</u> <u>2 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故ある時はその事務を代行する。</u> <u>(個別運営)</u> <u>第21条 委員長は、以下の事項を所轄する部会について個別に決定し内規運用することができる。</u> <u>(1) 委員の人数構成</u> <u>(2) 委員の解任・補充</u> <u>(3) 委員の公募方法</u> <u>(4) 委員の任期</u> <u>(5) 委員会の開催方法</u> <u>(6) 部会の設置</u> <u>(7) 議決の方法</u> <u>2 本会定款第32条第2項の規定により、部会長が部会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき部会の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の部会の決議があったものとみなす。</u> <u>(部会員の役割)</u> <u>第22条 部会員は、当該部会が所管する事業の推進を図るため、他の部会員と協働してその職務を担う。</u> <u>2 地区支部より推薦された部会員は、常に当該支部の支部長等と連携を図るよう努める。</u> <u>(費用弁償及び謝金)</u> <u>第23条 部会活動に伴う旅費等の費用弁償及び謝金等に関する事項は、別に定める。</u> <u>(改廃)</u> <u>第24条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければ</u>	(改廃) 第17条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければ	
---	--	--

ばならない。 附 則 1 本規則は、本会設立の日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規則は、2017 年 4 月 1 日から施行する。</u>	ばならない。 附 則 1 本規則は、本会設立の日から施行する。	
--	--	--

議案第 5 号

役員選出規則の一部改正について

(主な論点等)

- 1 規則第 14 条で「役員の選任は、現任役員の任期の満了の日の前日までに行わなければならない。」とあるが、役員の選任は定款第 12 条で「総会決議事項」とされており、矛盾があるので定款に沿った規則改正が必要。
- 2 他の規則に比べて規定が細かいが、一部整合性に欠ける規定があるため、規則の改正が必要。
- 3 本会では慣習的に外部理事を選任してきたところである。本会が実施する業務の執行は、理事が中心となって、その役割を果たすことで遂行しているが、さらに増え続ける事業等に対応するべく、外部理事枠を廃して会員理事枠の拡大を図る。
- 4 選出区分を「地区支部選出」と「全道選出」の 2 区分あるが、運用上の課題として、複数の地区支部で複数名が立候補した場合、選出に係る事務が増加すると同時に経費がかさむ。さらに地区支部選出理事を 1 名に絞り込んだ上で、総会の議決事項としてあらためて信任に係る手続きを行うなど複雑であるため、次の方法により簡略化を図る。
 - ① 従前どおり選挙管理委員会より一斉に公示し、区分なく立候補を受け付ける。
 - ② 理事全体の立候補者数が定款の規定以内であれば選挙を行わない。
 - ③ 理事全体の立候補者数が規定を超える場合は、全道一斉に郵送投票を行う。
 - 得票数から少なくとも 1 名の理事が各地区支部から選出される。7 名(現地区支部選出理事)
 - 得票順に残りの 9 名～13 名が選出される。(現全道選出理事)
- 5 選挙管理委員会委員定数の件 (本会 5 人、岐阜 3 人、千葉 5 人)
選挙管理委員会は権限のある組織であり責任もあるが、具体的な選挙事務執行の大部分は、正副会長、事務局において行っており、広域性を考慮すると 5 名の確保が適当なのかどうかを検討する必要がある。
- 6 手続きの開始時期が、現行では○日前と逆算して計算するのが煩雑なため期日を明記することで分かりやすくする。

公益社団法人北海道社会福祉士会役員選出規則 新旧対照表

新	旧
公益社団法人北海道社会福祉士会役員選出規則 規則第 4 号 2013 年 4 月 1 日制定 2016 年 6 月 11 日一部改正 (目的) 第 1 条 この規則は、公益社団法人北海道社会福祉士会(以下「本会」という。)定款第 22 条第 1 項に規定する役員(以下「役員」という。)の選任に関して、基本的事項を定めることを目的とする。 (候補者選出方法) 第 2 条 本会の役員候補者の選出方法は、次のとおりとする。 (1) 会員理事 立候補制とし、定数は、定款の定めるところによる。 (2) 会員監事 理事会の議決により候補者を 1 名選出する。	公益社団法人北海道社会福祉士会役員選出規則 規則第 4 号 2013 年 4 月 1 日制定 (目的) 第 1 条 この規則は、公益社団法人北海道社会福祉士会(以下「本会」という。)定款第 22 条第 1 項に規定する役員(以下単に「役員」という。)の選任に関して、基本的事項を定めることを目的とする。 <u>(理事の区分及び定数)</u> <u>第 2 条 理事は、次のとおり区分し、区分ごとの定数を次のとおり定める。</u> <u>(1) 会員理事</u> <u>定款第 5 条第 1 号に規定する正会員(以下単に「正会員」という。)たる理事をいい、次のとおり区分する。</u> <u>ア 全道選任理事</u> <u>イ 地区支部選任理事 定款第 35 条に規定する支部(以下「地区支部」という。)ごとに 1 人以内</u> <u>(2) 外部理事 1 人以内</u> <u>正会員以外の理事をいう。</u> <u>(監事の区分及び定数)</u> <u>第 3 条 監事は、次のとおり区分し、区分ごとの定数を次のとおり定める。</u> <u>(1) 会員監事 1 人</u> <u>正会員たる監事をいう。</u>

<u>(3) 外部監事 理事会の議決により候補者を1名選出する。</u> <u>2 監事候補者の選出にあたっては、十分な知識や経験を有する者とする。</u>	<u>(2) 外部理事 1人</u> <u>正会員以外の監事をいう。</u> <u>(選任の方法)</u> <u>第4条 役員は、区分ごとに次の方法により選任する。</u> <u>(1) 会員理事</u> <u>ア 全道選任理事</u> <u>立候補をした候補者について、総会における選挙(以下「全道選任理事選任選挙」という。)を行い、正会員の投票により定数までの上位得票者を選任する。</u> <u>イ 地区支部選任理事</u> <u>各地区支部から選出された候補者について一括して、総会において信任投票(以下「地区支部選任理事信任投票」という。)を行い、信任を得た者を選任する。</u> <u>(2) 外部理事</u> <u>理事会において選出された候補者について一括して、総会において信任投票(以下「外部理事信任投票」という。)を行い、信任を得た者を選任する。</u> <u>(3) 会員監事</u> <u>立候補をした候補者について、総会における選挙(以下「会員監事選任選挙」という。)を行い、正会員の投票により定数までの上位得票者を選任する。</u> <u>(4) 外部監事</u> <u>理事会において選出された候補者について一括して、総会において信任投票(以下「外部監事信任投票」という。)を行い、信任を得た者を選任する。</u>
--	---

<u>(選挙管理委員会の告示)</u> <u>第3条 会長は、理事会の承認を得て、会員理事選挙が実施される年の前年の9月1日から4週間、正会員に対し選挙管理委員会（以下「委員会」という。）委員（以下「委員」という。）3名の公募を行うものとする。</u> <u>2 前項の規定による公募に対して定数を超える応募があった場合は、理事会は、無作為な抽選によって委員を決するものとする。</u> <u>3 応募者数が定数に満たない場合は、理事会が候補者としてふさわしいと判断される委員を推薦することができる。なお、判断するにあたっては、地域性を考慮の上、当該会員の了解を得るものとする。</u> <u>5 その他委員の公募に関して必要な事項は、理事会において別に定める。</u> <u>(委員会)</u>	<u>2 前項の立候補は、複数の区分において、これを行うことはできない。</u> <u>(選挙権)</u> <u>第5条 全道選任理事選任選挙、地区支部選任理事信任投票、外部理事信任投票、会員監事選任選挙及び外部監事信任投票(以下「選挙及び信任投票」という。)における投票は、当該投票に係る役員選任のための告示の日において正会員である者が行うことができる。</u> <u>(選挙事務の管理)</u> <u>第6条 選挙及び信任投票並びにその他この規則における選挙等に係る事務は、選挙管理委員会が管理する。</u> <u>第2章 選挙管理委員会</u> <u>(設置及び構成)</u> <u>第7条 役員の選任にかかる公正な事務を行うため、本会に選挙管理委員会を設置する。</u> <u>2 選挙管理委員会は、選挙管理委員5人(以下「選挙管理委員定数」という。)によって構成する。</u> <u>3 選挙管理委員は、互選により選挙管理委員長を選定し、選挙管理委員長は、選挙管理委員会を代表して、選挙管理委員会の事務を執行する。</u> <u>(委員の公募)</u>
--	--

第4条 会員理事選出に係る公正な事務を行うため、委員会をおく。

2 本会の会員理事選挙の執行管理は、委員会が行う。

3 本会の会員理事選挙に係る庶務は、事務局が行う。

4 委員長は、委員の中より互選する。

5 委員長は、委員会を代表し、選挙の管理並びに選挙に関する業務を統轄する。なお、必要に応じて理事会に出席することができる。

6 会長は、前条の公募を経て委員を委嘱する。

7 委員の任期は、委嘱の日から役員が選出される日までとする。

8 委員は、選挙に関して知り得た事項を任期中もしくは退任後も他に漏らしてはならない。

(職務)

第5条 委員会は、次に掲げる選挙業務とその管理を行う。

(1) 選挙の告示

(2) 選挙人名簿の作成

第8条 理事会は、現役員の任期の満了の日の8か月前の日が属する月の末日までに、正会員に対し選挙管理委員の公募を開始するものとする。

2 公募期間は30日間とする。

3 その他選挙管理委員の公募に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

(抽選等)

第9条 前条の公募に対して、選挙管理委員定数を超える申込みがあった場合は、理事会は、無作為な抽選によって選挙管理委員を決するものとする。

2 前項の抽選の結果は、抽選の終了後速やかに公募の申込者全員に対して通知しなければならない。

3 申込者の数が選挙管理委員定数に満たない場合は、その不足する人数について、理事会が推薦する者を選挙管理委員とする。

(委嘱等)

第10条 選挙管理委員は、会長が委嘱する。

2 会長は、前項の委嘱を行った後10日以内に、選挙管理委員の名簿を作成し正会員に対して公表しなければならない。

(任期)

第11条 選挙管理委員の任期は、前条第1項の委嘱の日から第4条の選挙及び信任投票の日までとする。

(職務)

第12条 選挙管理委員会の職務は、次のとおりとする。

(1) 選挙及び信任投票の管理実施をすること。

(2) 第15条の役員選任のための告示をすること。

- (3) 立候補の受付と告示
- (4) 選挙公報の作成および交付
- (5) 投票用紙の作成および交付
- (6) 投票および開票の管理
- (7) 選挙の管理および告示
- (8) その他、選挙に関する必要事項

- (3) 第 16 条の会員理事及び会員監事の立候補の受付期間を決定し、並びに立候補の受付及び審査をすること。
- (4) 第 17 条第 1 項の立候補の再受付をし、同条第 2 項の規定により準用される第 15 条の役員選任のための告示並びに第 16 条第 2 項の立候補の受付及び審査をすること。
- (5) 第 18 条の役員候補者名簿の作成及び告示をすること。
- (6) 第 21 条第 3 項の全道選任理事選任選挙の投票期間を定めること。
- (7) 第 21 条第 8 項の全道選任理事選任選挙の結果の集計をし、総会に対し報告をすること。
- (8) 第 22 条の全道選任理事選任選挙の投票用紙の配布をすること。
- (9) 第 23 条の全道選任理事信任投票の管理実施をし、投票期間を定め、投票用紙を配布し並びに結果を集計し及び総会に対して報告をすること。
- (10) 第 24 条の地区支部選任理事の候補者選出の告示をすること。
- (11) 第 25 条の地区支部選任理事の候補者の立候補の受付期間を決定し並びに立候補の受付及び審査をすること。
- (12) 第 27 条の地区支部選任理事の候補者名簿の作成し及び告示をすること。
- (13) 第 28 条の地区支部選任理事候補者選出選挙の管理実施をし、投票期間を定め、並びに結果の集計をすること。
- (14) 第 29 条の規定により準用される第 22 条の地区支部選任理事候補者選出選挙の投票用紙を配布すること。
- (15) 第 30 条の地区支部選任理事信任投票の投票期間を決定し、投票用紙を配布し並びに結果を集計し及び総会に対する報告をすること。
- (16) 第 32 条の外部理事信任投票の投票期間を決定し、投票用紙を配布し並びに結果を集計し及び総会に対する報告をすること。

(17) 第 33 条の会員監事選任選挙の投票期間を決定し、投票用紙を配布し並びに結果を集計し及び総会に対する報告を行うこと。

(18) 第 34 条の会員監事信任投票の管理実施をし、投票期間を定め、投票用紙を配布し並びに結果を集計し及び総会に対して報告をすること。

(19) 第 36 条の外部監事信任投票の投票期間を決定し、投票用紙を配布し並びに結果を集計し及び総会に対する報告をすること。

(20) 第 37 条の電子投票の実施の決定をすること。

(21) その他この規則に定める事務を行うこと。

(委任)

第 13 条 選挙管理委員の委嘱及び選挙管理委員会の職務等に関するその他の必要事項は、理事会において別に定める。

第 3 章 選任の期日等

(選任の期日)

第 14 条 役員の選任は、現任役員の任期の満了の日の前日までに行わなければならない。

(役員選任のための告示)

第 15 条 選挙管理委員会は、役員選任のための告示を、立候補受付期間の開始の日の 7 日前までに行わなければならない。

2 前項の役員選任のための告示において、次の事項が明示されなければならない。

(1) 選任しようとする理事及び監事の区分、定数及び任期

(2) 立候補受付期間

(選挙の告示)

第6条 委員会は、会員理事が選任される年の前年の12月1日から4週間、本会のホームページにおいて選挙の実施を告示し、理事候補者を公募する。

(理事候補者の資格要件)

第7条 理事候補者は、次の各号の全てに該当することを要する。

- (1) 会員理事選任のための告示の日において本会の正会員であること。
- (2) 本会の会費について未納または滞納の状態にないこと。
- (3) 前2号の要件を満たす正会員3人の推薦者（委員及び理事候補者を除く）を有すること。

(候補者の届出)

第8条 選挙に立候補する正会員は、所定の届出書を選挙実施の告示が行われた時点から4週間以内に委員会に提出し、委員会により前条に定める資格要件(以下「資格審査」という。)に適合することが確認されたことを経て、理事候補者となる。

2 委員会は、資格審査にあたって、必要最低限の事項を閲覧することができる。

(理事会による候補者の推薦)

第9条 前条による理事候補者数が定款で定める定数に満たない場合は、理

(3) 立候補の手続

(4) 選任期日及び方法

(5) その他必要事項

(立候補の受付)

第16条 前条第2項第2号の立候補受付期間は、20日以上30日を超えない範囲内で選挙管理委員会が定める。

2 選挙管理委員会は、会員理事及び会員監事の立候補の受付及び審査を行う。

3 前項の審査に当たって、選挙管理委員会は、理事会に対し、立候補者及び推薦者にかかる次の事項の開示を求めることができる。

- (1) 役員選任のための告示の日における正会員の資格の有無
- (2) 住所地
- (3) 会費の納付状況

(立候補者が定数に達しなかった場合の措置)

第17条 役員候補者数が、定款第12条第1項に規定する定数を満たさない場合においては、選挙管理委員会は、不足する理事の数又は監事の数を対象として、一定の期間を定めて1回に限り、立候補の再受付を行うものとする。

2 第15条並びに第16条第3項及び第4項の規定は、前項の再受付において準用する。この場合において、第15条中「7日前まで」とあるのは「3日前まで」と読み替える。

(役員候補者名簿の告示)

第18条 選挙管理委員会は、理事会で別に定める方法により、役員候補者

事会が候補者としてふさわしいと判断される会員を推薦することができ
る。なお、判断するにあたっては、地域性を考慮の上、当該会員の了解を
得るものとする。

2 理事会は、前項により理事候補者の氏名等を委員会に提出し、委員会に
より資格審査に適合することの確認を受けなければならない。

(被選挙資格の取消)

第 10 条 第 8 条による資格審査に合格した理事候補者又は前条により理事
会により推薦された理事候補者が、告示の前に被選挙資格の無いことが判
明した場合は、当該理事候補者資格は取消され、選挙に立候補することは
できない。

(候補者の告示)

第 11 条 理事候補者は、会員理事が選任される年の 1 月末日までに本会の
ホームページに掲載する等により公表する。

(投票を行わない会員理事の選出)

第 12 条 会員理事の定数が定款に定める数に満たない場合は、正会員によ
る投票を行わず、理事候補者として選出する。

(郵送投票)

第 13 条 定款に定める会員理事の定数に対し理事候補者数を超える場合は
郵送投票を行うものとする。

2 理事候補者の氏名を記載した投票用紙は、会員理事選挙が実施される年
の 2 月末日までに正会員に郵送により配布することとする。

名簿を作成し、投票期間の開始の日の 7 日前までに、正会員に告示すると
ともに、郵送またはその他の適切な方法により配布しなければならない。

2 役員候補者名簿には、次の事項を掲載しなければならない。

- (1) 候補者の氏名、会員番号、勤務先名称及び現住所たる市町村名
- (2) 推薦者の氏名及び会員番号

第 4 章 全道選任理事の選任

(立候補の届出)

第 19 条 全道選任理事の候補者になろうとする者は、理事会で別に定める
ところにより、所定の立候補届に必要な事項を記入して、第 16 条第 1 項の
立候補受付期間内に選挙管理委員会に提出することにより立候補の届出
をしなければならない。

2 前項の立候補届には、理事会で別に定めるところにより推薦者 3 人が記
載した推薦書を添付しなければならない。

3 立候補届の提出は郵送によることとし、立候補受付期間の終了の日まで
の消印があるものを有効とする。

(候補者の要件)

第 20 条 全道選任理事の候補者になろうとする者は、次のすべての要件を
満たさなければならない。

- (1) 役員選任のための告示の日において本会の正会員であること。
- (2) 海外に在住し、または長期にわたって北海道外に在住していないこ
と。
- (3) 本会の会費について未納または滞納の状態にないこと。
- (4) 3 人以上の推薦者を有すること。

(投票の方法)

第 14 条 正会員は、前条により配布された投票用紙を用いて、会員理事が選任される年の 3 月末日までに委員会宛に到着するよう、郵送により投票する。なお、締切日当日の消印は、有効とする。

(選挙による理事候補者の決定)

第 15 条 委員会は、締切日までに到着した投票用紙を集計し、有効得票数に関わらず各地区支部から 1 名ずつ選出する。ただし、当該地区支部から立候補者がいない場合は、この限りではない。

2 委員会は、同一の地区支部から複数名の立候補があった場合は、得票数の最も高い者を会員理事候補者として決定する。

3 委員会は、前 2 項による決定の後、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を理事候補者として決定する。得票数が同じ場合は、委員会によるくじ引きによって決定する。

(選挙の終了)

第 16 条 理事候補者の選出をもって、会員理事選挙の終了とする。

(補欠の理事候補者)

第 17 条 第 15 条で選出された理事候補者以外の次点者を補欠の会員理事候補者とする。次点者の序列は有効得票数の多い順とする。得票数が同じ場合は、委員会によるくじ引きによって決定する。

(理事候補者の公表)

第 18 条 委員会は、全理事候補者の氏名を当該候補者の決定後最初に行われる理事会に報告するとともに、本会のホームページに掲載する等により

(5) 選挙管理委員でないこと。

(6) 当該候補者の推薦者でないこと。

(7) 他の候補者(他の区分の候補者を含む。)の推薦者でないこと。

(8) 地区支部選任理事に同時に立候補をしていないこと。

2 前条第 2 項の推薦者は、前項第 1 号から第 3 号まで、第 5 号及び第 7 号のすべての要件を満たさなければならない。

(候補者が定数を超えた場合の選任の方法)

第 21 条 候補者が第 2 条第 1 号のアに規定する定数(以下「全道理事定数」という。)を超えた場合は、全道選任理事選任選挙により選任するものとする。

2 全道選任理事選任選挙は、理事会において別に定めるところにより、正会員が投票をして行う。

3 前項の投票は、選挙管理委員会が定める投票期間内(総会の期日の前日を終了の日とする 14 日間以上とする。)における郵送、または選挙管理委員会が総会の期日において設置する投票箱に投入する方法により行う。

4 投票は無記名とする。

5 一の正会員は、全道理事定数と同数までの投票をすることができる。ただし、一の候補者に対し複数の投票をすることはできない。

6 投票が、全道理事定数を超えてなされた場合、当該正会員の投票は、全道選任理事の投票についてすべて無効とする。

7 投票の結果が同順位であったことにより当選者の決定がなされない場合は、くじ引きの方法により決するものとする。

8 全道選任理事選任選挙の結果は、投票の終了後速やかに選挙管理委員会が集計し、総会に対し報告するものとする。

<u>公表する。</u> <u>(繰り上げ当選)</u> <u>第 19 条 当選者が当選の日から任期開始後 60 日までの間に死亡、退会、若しくは正当の事由で辞任または辞退したときは、次点者を繰り上げ当選者とする。</u> <u>2 任期開始後 60 日を超えて欠員が生じたときは、理事会において補欠選挙の有無を決める。</u> <u>(役員候補者名簿の告示)</u> <u>第 20 条 役員候補者の名簿は、最初に行われる理事会に報告するとともに、本会のホームページに掲載する等により公表する。</u> <u>(役員選任方法)</u> <u>第 21 条 役員の総会における選任方法は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 会員理事 理事候補者ごとに信任投票を行い、過半数をもって決する。ただし、選挙により理事候補者が選出された場合は、法令等に反しない限り、合理的な方法により決議をすることを妨げない。</u> <u>(2) 会員監事 信任投票を行い、過半数をもって決する。</u> <u>(3) 外部監事 信任投票を行い、過半数をもって決する。</u>	<u>(投票用紙等)</u> <u>第 22 条 前条の投票は、理事会において別に定めた投票用紙を用いて行わなければならない。所定の投票用紙以外の用紙による投票は無効とする。</u> <u>2 前項の投票用紙は、選挙管理委員会が第 18 条第 1 項の役員候補者名簿の配布とあわせて各正会員につき 1 部を配布するものとする。</u> <u>3 投票用紙には、理事会で別に定めるところにより、選挙管理委員会の押印をするものとする。</u> <u>4 投票用紙は、複写して使用することはできない。</u> <u>5 投票用紙は、譲渡し又は譲受することはできない。</u> <u>6 押印の確認ができない投票用紙による投票は無効とする。</u> <u>7 投票用紙は、選挙管理委員会において選任の公正が確保され、かつ、やむを得ない理由があるものと認められる特別の場合を除き、再交付することはできない。</u> <u>8 投票用紙の取扱いにあっては、投票の匿名性が確保されるよう十分な配慮がなされなければならない、投票者を特定できる名簿等の作成は、これを禁ずる。</u> <u>(信任投票)</u> <u>第 23 条 候補者の数が全道理事定数の範囲内であった場合は、候補について一括して、総会における信任投票(以下「全道選任理事信任投票」という。)を行い、有効投票数の過半数の信任を受けることにより選任する。</u> <u>2 全道選任理事信任投票は、理事会において別に定めるところにより、役員選任のための告示の日において正会員である者が投票をして行う。</u> <u>3 全道選任理事信任投票における投票は、選挙管理委員会が定める投票期間内(総会の期日の前日を終了の日とする 14 日間以上とする。)における郵送、または選挙管理委員会が総会の期日において設置する投票箱に投入</u>
--	---

する方法により行う。

4 投票は無記名とする。

5 全道選任理事信任投票の結果は、投票の終了後速やかに選挙管理委員会
が集計し、総会に対し報告するものとする。

6 全道選任理事信任投票に係る事務は、選挙管理委員会が管理する。

7 前条の規定は全道選任理事信任投票について準用する。この場合におい
て、第1項中「前条の投票」を「全道選任理事信任投票における投票」と
読み替える。

第5章 地区支部選任理事の選任

(地区支部選任理事の候補者選出の告示)

第24条 選挙管理委員会は、次条第2項の立候補受付期間の開始の日の7
日前までに、次の事項を示して地区支部選任理事の候補者選出のための告
示をしなければならない。

(1) 選出しようとする候補者に係る地区支部選任理事の定数及び任期

(2) 立候補受付期間

(3) 立候補の手續

(4) 選出期日及び方法

(5) その他必要事項

(立候補の届出)

第25条 地区支部選任理事の候補者になろうとする者は、理事会で別に定
めるところにより、所定の立候補届に必要な事項を記入して、前条第2号の
立候補受付期間内に選挙管理委員会に提出することにより立候補の届出
をしなければならない。

	<u>2 立候補受付期間は、20 日以上 30 日を超えない範囲内で選挙管理委員会 が定める。</u> <u>3 選挙管理委員会は、地区支部選任理事の候補者の立候補の受付及び審査 を行う。</u> <u>4 前項の審査に当たって、選挙管理委員会は、理事会に対し、立候補者及 び推薦者にかかる次の事項の開示を求めることができる。</u> <u>(1) 第 24 条の告示の日における正会員の資格の有無</u> <u>(2) 第 24 条の告示の日において所属する地区支部</u> <u>(3) 住所地</u> <u>(4) 会費の納付状況</u> <u>5 第 19 条第 2 項及び第 3 項の規定は、地区支部選任理事の候補者の立候 補について準用する。</u> <u>(地区支部選任理事の候補者の要件)</u> <u>第 26 条 地区支部選任理事の候補者になろうとする者は、次のすべての要 件を満たさなければならない。</u> <u>(1) 第 24 条の告示の日において、当該地区支部に所属する正会員であ ること。</u> <u>(2) 海外に在住し、または長期にわたって北海道外に在住していないこ と。</u> <u>(3) 本会の会費について、未納または滞納の状態にないこと。</u> <u>(4) 3 人以上の推薦者を有すること。</u> <u>(5) 選挙管理委員でないこと。</u> <u>(6) 当該候補者の推薦者でないこと。</u> <u>(7) 他の候補者(他の区分の候補者を含む。)の推薦者でないこと。</u>
--	--

(8) 全道選任理事に同時に立候補をしていないこと。

2 前条第5項の規定により準用される第19条第2項の推薦者は、前項第1号から第3号まで、第5号及び第7号のすべての要件を満たさなければならない。

(地区支部選任理事の候補者名簿の告示)

第27条 選挙管理委員会は、理事会で別に定める方法により、地区支部選任理事の候補者名簿を作成し、地区支部選任理事の候補者の選出のための投票期間の開始の日の7日前までに、当該地区支部に所属する正会員に告示するとともに、郵送により配布しなければならない。

2 地区支部選任理事の候補者名簿には、次の次項を掲載しなければならない。

(1) 候補者の氏名、会員番号、勤務先名称及び現住所たる市町村名

(2) 推薦者の氏名及び会員番号

3 第1項の告示は、立候補者の数が第2条第1号のイに規定する定数(以下「各地区支部理事定数」という。)の範囲内であった場合は、これを行わない。

(地区支部選任理事の候補者の選出方法)

第28条 地区支部選任理事の候補者の立候補者の数が各地区支部理事定数を超えた場合は、各地区支部理事定数を超えることとなった地区支部について、当該地区支部ごとに当該地区支部に所属する正会員による選挙(以下「地区支部選任理事候補者選出選挙」という。)により地区支部選任役員の候補者を選出するものとする。

2 地区支部選任理事候補者選出選挙は、第24条の告示の日において当該地区支部に所属する正会員である者が投票をして行う。

	<u>3 前項の投票は、選挙管理委員会が定める投票期間内(第 18 条第 1 項の告示の期日の 5 日以上前の日を終了の日とする 14 日間以上とする。)における郵送により行う。</u> <u>4 投票は無記名とする。</u> <u>5 地区支部に所属する一の正会員は、当該地区支部理事定数と同数までの投票をすることができる。ただし、一の候補者に対し複数の投票をすることはできない。</u> <u>6 投票が、当該地区支部理事定数を超えてなされた場合、当該正会員の投票は無効とする。</u> <u>7 投票の結果が同順位であったことにより当選者の決定がなされない場合は、くじ引きの方法により決するものとする。</u> <u>8 立候補者の数が各地区支部理事定数の範囲内であった場合は、立候補者(第 26 条の要件をすべて満たす者に限る。)をもって、当該地区支部の地区支部選任役員の候補者とする。</u> <u>9 地区支部選任理事候補者選出選挙の結果は、投票の終了後速やかに選挙管理委員会が集計するものとする。</u> <u>(投票用紙)</u> <u>第 29 条 第 22 条の規定は、地区支部選任理事候補者選出選挙について準用する。この場合において、第 1 項中「前条の投票」を「地区支部選任理事候補者選出選挙における投票」と、第 2 項中「第 18 条第 1 項の候補者名簿」を「第 27 条第 1 項の地区支部選任理事の候補者名簿」と、第 2 項中「各正会員」を「当該地区支部に所属する各正会員」と読み替える。</u> <u>(信任投票)</u> <u>第 30 条 地区支部選任理事は、第 28 条の規定により各地区支部から選出</u>
--	---

された候補者が一括して、地区支部選任理事信任投票において有効投票数の過半数の信任を受けることにより選任する。

2 第 22 条の規定は地区支部選任理事信任投票について準用する。この場合において、第 1 項中「前条の投票」を「地区支部選任理事信任投票における投票」と読み替える。

3 第 23 条第 2 項から第 5 項までの規定は、地区支部選任理事信任投票について準用する。この場合において、「全道選任理事信任投票」を「地区支部選任理事信任投票」と読み替える。

第 6 章 外部理事の選任

(外部理事の候補者の選出)

第 31 条 理事会は、外部理事の候補者を選出し、役員選任のための告示の日から 30 日以内に選挙管理委員に報告しなければならない。

2 理事会が外部理事の候補者を選出するための基準は次のとおりとする。

(1) 次のいずれかの分野において優れた見識と業績を持ち、かつ社会的評価を得ていること。

① 社会福祉の学問的基盤となる分野

② 社会福祉士の職務上緊密な連携を必要とする分野

(2) 社会的な信用があり、かつ履歴上も重大な瑕疵がないこと。

(3) 社会福祉の増進と向上に関して理解と情熱を持ち、かつ社会福祉士の業務に関しても理解があること。

(4) 本会の定款を承認すること。

3 外部理事の員数が 2 名であるときは、前項第 1 号の①及び②の分野ごとに各 1 名を選出しなければならない。

(信任投票)

第 32 条 外部理事は、前条の規定により理事会が選出した候補者が一括して、外部理事信任投票において有効投票数の過半数の信任を受けることにより選任する。

2 第 22 条の規定は外部理事信任投票について準用する。この場合において、第 1 項中「前条の投票」を「外部理事信任投票における投票」と読み替える。

3 第 23 条第 2 項から第 5 項までの規定は、外部理事信任投票について準用する。この場合において、「全道選任理事信任投票」を「外部理事信任投票」と読み替える。

第 7 章 会員監事の選任

(会員監事の選任)

第 33 条 候補者が第 3 条第 1 号に規定する定数(以下「会員監事定数」という。)を超えた場合は、会員監事選任選挙により選任するものとする。

2 第 19 条、第 20 条、第 21 条第 2 項から第 8 項まで並びに第 23 条の規定は、会員監事選任選挙について準用する。この場合において、「全道選任理事」は「会員監事」と、「全道選任理事選任選挙」を「会員監事選任選挙」と、「全道理事定数」を「会員監事定数」と読み替える。

3 第 22 条の規定は会員監事選任選挙について準用する。この場合において、第 1 項中「前条の投票」を「会員監事選任選挙における投票」と読み替える。

(信任投票)

第 34 条 候補者の数が会員監事定数の範囲内であった場合は、候補につい

て一括して、総会における信任投票(以下「会員監事信任投票」という。)
を行い、有効投票数の過半数の信任を受けることにより選任する。

2 第 22 条の規定は会員監事信任投票について準用する。この場合において、第 1 項中「前条の投票」を「会員監事信任投票における投票」と読み替える。

3 第 23 条第 2 項から第 6 項までの規定は、会員監事信任投票について準用する。この場合において、「全道選任理事信任投票」を「会員監事信任投票」と読み替える。

第 8 章 外部監事の選任

(外部監事の候補者の選出)

第 35 条 理事会は、外部監事の候補者を選出し、役員選任のための告示の日から 30 日以内に選挙管理委員に報告しなければならない。

2 理事会が外部監事の候補者を選出するための基準は次のとおりとする。

(1) 本会の運営に必要な法令上の見識と業績を持ち、かつ社会的評価を得ていること。

(2) 第 31 条第 2 項第 2 号から第 4 号のすべての要件に合致すること。

(信任投票)

第 36 条 外部監事は、前条の規定により理事会が選出した候補者が一括して、外部監事信任投票において有効投票数の過半数の信任を受けることにより選任する。

2 第 22 条の規定は外部監事信任投票について準用する。この場合において、第 1 項中「前条の投票」を「外部監事信任投票における投票」と読み替える。

3 第 23 条第 2 項から第 5 項までの規定は、外部監事信任投票について準用する。この場合において、「全道選任理事信任投票」を「外部監事信任投票」と読み替える。

第 9 章 その他

第 37 条 選挙管理委員会は、第 21 条第 3 項、第 22 条、第 23 条第 3 項、第 23 条第 7 項により準用される第 22 条、第 28 条第 3 項、第 29 条により準用される第 22 条、第 30 条第 2 項により準用される第 22 条、第 30 条第 3 項により準用される第 23 条第 3 項、第 32 条第 2 項により準用される第 22 条、第 32 条第 3 項により準用される第 23 条第 3 項、第 33 条第 2 項により準用される第 21 条第 3 項、第 33 条第 3 項により準用される第 22 条、第 34 条第 2 項により準用される第 22 条、第 34 条第 3 項により準用される第 23 条第 3 項、第 36 条第 2 項により準用される第 22 条並びに第 36 条第 3 項により準用される第 23 条第 3 項の規定にかかわらず、本規則における郵送の方法による投票を電子投票の方法により行うことを決定することができる。この場合において、「投票期間内(総会の期日の前日を終了の日とする 14 日間以上とする。)」は「投票期間内(総会の期日の 5 日前を終了の日とする 14 日間以上とする。)」と読み替える。

2 前項の規定により電子投票がなされた場合は、第 4 条の総会における選挙又は信任投票がなされたものとみなす。

3 電子投票の実施に当たっては、選任の公正性及び投票の匿名性が確保されるよう必要な措置が講じられなければならない。

4 電子投票に実施にかかる詳細は、理事会において別に定める。
(補欠選挙)

第 38 条 役員の現員数が定款第 21 条に定める役員の定数の上限未満の場

(委任) 第 <u>22</u> 条 この規則に定める <u>ものの他必要な事項は、理事会において別に定める。</u> (改廃) 第 <u>23</u> 条 略 <u>附 則</u> <u>この規則は、2016 年 7 月 1 日から施行する。</u>	<u>合であって、 理事会においてその必要があると決議されたときは、直近の総会又は臨時総会において補欠選挙を行うことができる。</u> (委任) 第 <u>39</u> 条 この規則に定める <u>ほか役員の選任に関する必要事項は、理事会において別に定める。</u> (改正) 第 <u>40</u> 条 略
--	---

公益社団法人北海道社会福祉士会役員選出規則

規則第4号

2013年4月1日制定

2016年6月11日一部改正

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人北海道社会福祉士会(以下「本会」という。)定款第22条第1項に規定する役員(以下「役員」という。)の選任に関して、基本的事項を定めることを目的とする。

(候補者選出方法)

第2条 本会の役員候補者の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 会員理事 立候補制とし、定数は、定款の定めるところによる。
- (2) 会員監事 理事会の議決により候補者を1名選出する。
- (3) 外部監事 理事会の議決により候補者を1名選出する。

2 監事候補者の選出にあたっては、十分な知識や経験を有する者とする。

(選挙管理委員会の告示)

第3条 会長は、理事会の承認を得て、会員理事選挙が実施される年の前年の9月1日から4週間、正会員に対し選挙管理委員会(以下「委員会」という。)委員(以下「委員」という。)3名の公募を行うものとする。

2 前項の規定による公募に対して定数を超える応募があった場合は、理事会は、無作為な抽選によって委員を決するものとする。

3 応募者数が定数に満たない場合は、理事会が候補者としてふさわしいと判断される委員を推薦することができる。なお、判断するにあたっては、地域性を考慮の上、当該会員の了解を得るものとする。

5 その他委員の公募に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

(委員会)

第4条 会員理事選出に係る公正な事務を行うため、委員会をおく。

2 本会の会員理事選挙の執行管理は、委員会が行う。

3 本会の会員理事選挙に係る庶務は、事務局が行う。

4 委員長は、委員の中より互選する。

5 委員長は、委員会を代表し、選挙の管理並びに選挙に関する業務を統轄する。なお、必要に応じて理事会に出席することができる。

6 会長は、前条の公募を経て委員を委嘱する。

7 委員の任期は、委嘱の日から役員が選出される日までとする。

8 委員は、選挙に関して知り得た事項を任期中もしくは退任後も他に漏らしてはならない。

(職務)

第5条 委員会は、次に掲げる選挙業務とその管理を行う。

- (1) 選挙の告示

- (2) 選挙人名簿の作成
- (3) 立候補の受付と告示
- (4) 選挙公報の作成および交付
- (5) 投票用紙の作成および交付
- (6) 投票および開票の管理
- (7) 選挙の管理および告示
- (8) その他、選挙に関する必要事項

(選挙の告示)

第6条 委員会は、会員理事が選任される年の前年の12月1日から4週間、本会のホームページにおいて選挙の実施を告示し、理事候補者を公募する。

(理事候補者の資格要件)

第7条 理事候補者は、次の各号の全てに該当することを要する。

- (1) 会員理事選任のための告示の日において本会の正会員であること。
- (2) 本会の会費について未納または滞納の状態にないこと。
- (3) 前2号の要件を満たす正会員3人の推薦者（委員及び理事候補者を除く）を有すること。

(候補者の届出)

第8条 選挙に立候補する正会員は、所定の届出書を選挙実施の告示が行われた時点から4週間以内に委員会に提出し、委員会により前条に定める資格要件(以下「資格審査」という。)に適合することが確認されたことを経て、理事候補者となる。

2 委員会は、資格審査にあたって、必要最低限の事項を閲覧することができる。

(理事会による候補者の推薦)

第9条 前条による理事候補者数が定款で定める定数に満たない場合は、理事会が候補者としてふさわしいと判断される会員を推薦することができる。なお、判断するにあたっては、地域性を考慮の上、当該会員の了解を得るものとする。

2 理事会は、前項により理事候補者の氏名等を委員会に提出し、委員会により資格審査に適合することの確認を受けなければならない。

(被選挙資格の取消)

第10条 第8条による資格審査に合格した理事候補者又は前条により理事会により推薦された理事候補者が、告示の前に被選挙資格の無いことが判明した場合は、当該理事候補者資格は取消され、選挙に立候補することはできない。

(候補者の告示)

第11条 理事候補者は、会員理事が選任される年の1月末日までに本会のホームページに掲載する等により公表する。

(投票を行わない会員理事の選出)

第 12 条 会員理事の定数が定款に定める数に満たない場合は、正会員による投票を行わず、理事候補者として選出する。

(郵送投票)

第 13 条 定款に定める会員理事の定数に対し理事候補者数を超える場合は郵送投票を行うものとする。

2 理事候補者の氏名を記載した投票用紙は、会員理事選挙が実施される年の 2 月末日までに正会員に郵送により配布することとする。

(投票の方法)

第 14 条 正会員は、前条により配布された投票用紙を用いて、会員理事が選任される年の 3 月末日までに委員会宛に到着するよう、郵送により投票する。なお、締切日当日の消印は、有効とする。

(選挙による理事候補者の決定)

第 15 条 委員会は、締切日までに到着した投票用紙を集計し、有効得票数に関わらず各地区支部から 1 名ずつ選出する。ただし、当該地区支部から立候補者がいない場合は、この限りではない。

2 委員会は、同一の地区支部から複数名の立候補があった場合は、得票数の最も高い者を会員理事候補者として決定する。

3 委員会は、前 2 項による決定の後、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を理事候補者として決定する。得票数が同じ場合は、委員会によるくじ引きによって決定する。

(選挙の終了)

第 16 条 理事候補者の選出をもって、会員理事選挙の終了とする。

(補欠の理事候補者)

第 17 条 第 15 条で選出された理事候補者以外の次点者を補欠の会員理事候補者とする。次点者の序列は有効得票数の多い順とする。得票数が同じ場合は、委員会によるくじ引きによって決定する。

(理事候補者の公表)

第 18 条 委員会は、全理事候補者の氏名を当該候補者の決定後最初に行われる理事会に報告するとともに、本会のホームページに掲載する等により公表する。

(繰り上げ当選)

第 19 条 当選者が当選の日から任期開始後 60 日までの間に死亡、退会、若しくは正当の事由で辞任または辞退したときは、次点者を繰り上げ当選者とする。

2 任期開始後 60 日を超えて欠員が生じたときは、理事会において補欠選挙の有無を決める。

(役員候補者名簿の告示)

第 20 条 役員候補者の名簿は、最初に行われる理事会に報告するとともに、本会のホームページに掲載する等により公表する。

(役員選任方法)

第 21 条 役員の総会における選任方法は、次のとおりとする。

- (1) 会員理事 理事候補者ごとに信任投票を行い、過半数をもって決する。ただし、選挙により理事候補者が選出された場合は、法令等に反しない限り、合理的方法により決議をすることを妨げない。
- (2) 会員監事 信任投票を行い、過半数をもって決する。
- (3) 外部監事 信任投票を行い、過半数をもって決する。

(委任)

第 22 条 この規則に定めるものの他必要な事項は、理事会において別に定める。

(改廃)

第 23 条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、2016 年 7 月 1 日から施行する。

議案第 6 号 代議員選任規則の廃止について

2014 年 4 月 1 日より公益社団法人日本社会福祉士会が連合体に移行し、これにより代議員制度が廃止されたことに伴い、2016 年 6 月 11 日をもって本規則を廃止する。

公益社団法人北海道社会福祉士会代議員選任規則

規則第 9 号

2013 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規則は、公益社団法人北海道社会福祉士会(以下「本会」という。)が、社団法人日本社会福祉士会(以下「本部」という)の代議員を選出する場合の選任方法等に関する基本事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において「代議員」とは、本部定款第 15 条に規定する者を指し、この規則に基づいて選任された者をいう。

(定数)

第 3 条 本部代議員選出規則(以下「本部規則」という。)第 6 条の規定に従う。

(任期)

第 4 条 代議員の任期は、本部規則第 10 条の規定に従う。

(代議員の責務等)

第 5 条 代議員は、本部総会に出席し社団法人の社員としての表決権を行使し、結果を本会理事会ならびに本会会員へ報告しなければならない。

(選任)

第 6 条 代議員は、本会理事の中から選出され、本会総会の承認を経て選任されるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、本部の役員である者は選任されないものとする。

(選任の届け出)

第 7 条 前条第 1 項により代議員を選任したときは、遅滞なく本部会長へ届け出なければならない。

(辞任)

第 8 条 代議員は、次に掲げる場合において辞任するものとする。

(1) 心身の故障のため継続して職務執行に耐えられない旨本人又はその家族が判断したとき。

(2) 本部規則第 11 条の規定に基づき、代議員が本部の理事に立候補するとき。

(3) 本会を退会した者、及び他都府県に支部変更した者は自動的に辞任したものとみなす。

2. 前項により辞任するときは、あらかじめ本会理事会の承認を経て、速やかに本部会長へ届け出なければならない。

3. 第 1 項第 2 号により辞任するときは、本部理事立候補届受理日以前に前条の届けを行わなければならない。

(改廃)

第 9 条 この規則を改廃するときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

1. 本規則は、本会設立の日から施行する。

報告事項第1号 理事会承認事項について（総会提案事項を除く。）

（2015年度第2回理事会 2015/6/6）

1	第17回定時総会における理事選任に伴う会長及び副会長の互選を行い、会長に高橋修一、副会長に山崎加代子・山本幸治・清野光彦理事が再任された。
2	理事の担当委員会等を決定した。

（2015年度第3回理事会 2015/7/25）

1	各委員会委員長の選任を行った。
2	実態に合わせた文言整理のため、権利擁護センター「ばあとなあ北海道」運営規程の一部改正を行った。
3	ばあとなあ名簿抹消申請者に対する手続きの手順を定めるため、権利擁護センター「ばあとなあ北海道」ばあとなあ名簿登録規程の一部改正を行った。
4	新たに、後見人辞任に関する手続き等を定めるため、ばあとなあ北海道会員の後見人等受任ガイドラインの一部改正を行った。
5	権利擁護センター「ばあとなあ北海道」運営委員会委員（学識経験者）に、白戸一秀氏を選出した。

（2015年度第4回理事会 2015/10/24）

1	2015年度補正予算第1号について、原案どおり承認した。 （道キャリアパス支援研修事業補助金等の交付決定に伴うもの。）
2	未成年後見制度への対応にかかわる特別検討プロジェクトを設置することとした。
3	特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針及び特定個人情報取扱規程を制定した。

（2015年度第5回理事会 2016/1/23）

1	2016年度事業計画及び2016年度収支予算について決定した。 （ホームページに掲載）
2	弔慰金等について会員にも拡大するため、職員慶弔見舞金規程の一部改正を行った。
3	慶弔見舞金規程の一部改正等に伴い、職務権限規程の一部改正を行った。
4	未成年後見受任候補者紹介に関する北海道社会福祉士会の対応について決定した。
5	第18回定時総会について、以下のとおり招集することとした。 日時 2016年6月11日（土）場所 かでる2.7 520 研修室

（2016年度第1回理事会 2016/5/7）

1	宮澤英雄理事辞任に伴うばあとなあ北海道運営委員会委員長に、野村宏之理事を選任した。
2	災害時対応ガイドライン及び災害対応マニュアルを制定した。

公益社団法人 北海道社会福祉士会 第18回定時総会 議案書

発行日：2016年5月7日

発行者：北海道社会福祉士会 会長 高橋 修一

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2.7 4階

TEL：011-213-1313 FAX：011-213-1314

E-mail：info@hokkaido-csw.or.jp